

新座市立地適正化計画 策定検討資料

令和6年10月

目次

1	上位・関連計画の整理	1
1-1	上位・関連計画の把握	2
(1)	まちづくり埼玉プラン（平成30（2018）年3月改訂）	3
(2)	埼玉版スーパーシティプロジェクト（令和3（2021）年度）	5
(3)	新座都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和5（2023）年10月）	6
(4)	第5次新座市総合計画（令和5（2023）年3月発行）	10
(5)	新座市人口ビジョン（令和5（2023）年3月（改定））	11
(6)	新座市デジタル田園都市構想総合戦略（令和5（2023）年11月改訂）	12
(7)	新座市版スーパーシティプロジェクト（令和5（2023）年度）	13
(8)	新座市都市計画マスタープラン（令和5（2023）年3月）	14
(9)	新座市地域公共交通システム計画（令和4（2022）年5月）	16
(10)	新座市公共施設等総合管理計画（令和5（2023）年3月改訂）	18
(11)	新座市国土強靱化地域計画（令和6（2024）年3月）	20
(12)	新座市地域防災計画（令和5（2023）年3月）	22
(13)	新座市建築物耐震改修促進計画（令和3（2021）年4月）	23
(14)	第2期新座市空家等対策計画（令和4（2022）年4月）	24
(15)	埼玉県地域医療構想（平成28（2016）年10月）	25
(16)	埼玉県住生活基本計画（令和4（2022）年3月）	26
(17)	新座市第4次地域福祉計画（令和5（2023）年3月）	28
(18)	第2次新座市子ども・子育て支援事業計画（令和2（2020）年3月）	30
(19)	第9期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和6（2024）年3月）	31
(20)	第6次新座市障がい者基本計画・第7期新座市障がい福祉計画・第3期新座市障がい児童福祉計画（令和6（2024）年3月）	32
(21)	第3次新座市環境基本計画（令和5（2023）年3月）	33
2	現況分析	34
2-1	新座市の概況	34
(1)	市政の経緯	34
(2)	本市の位置・地勢	34
2-2	人口、世帯数	35
(1)	人口・世帯数の推移	35
(2)	3階層別人口	36
(3)	将来人口推計	37
(4)	区域別人口	38

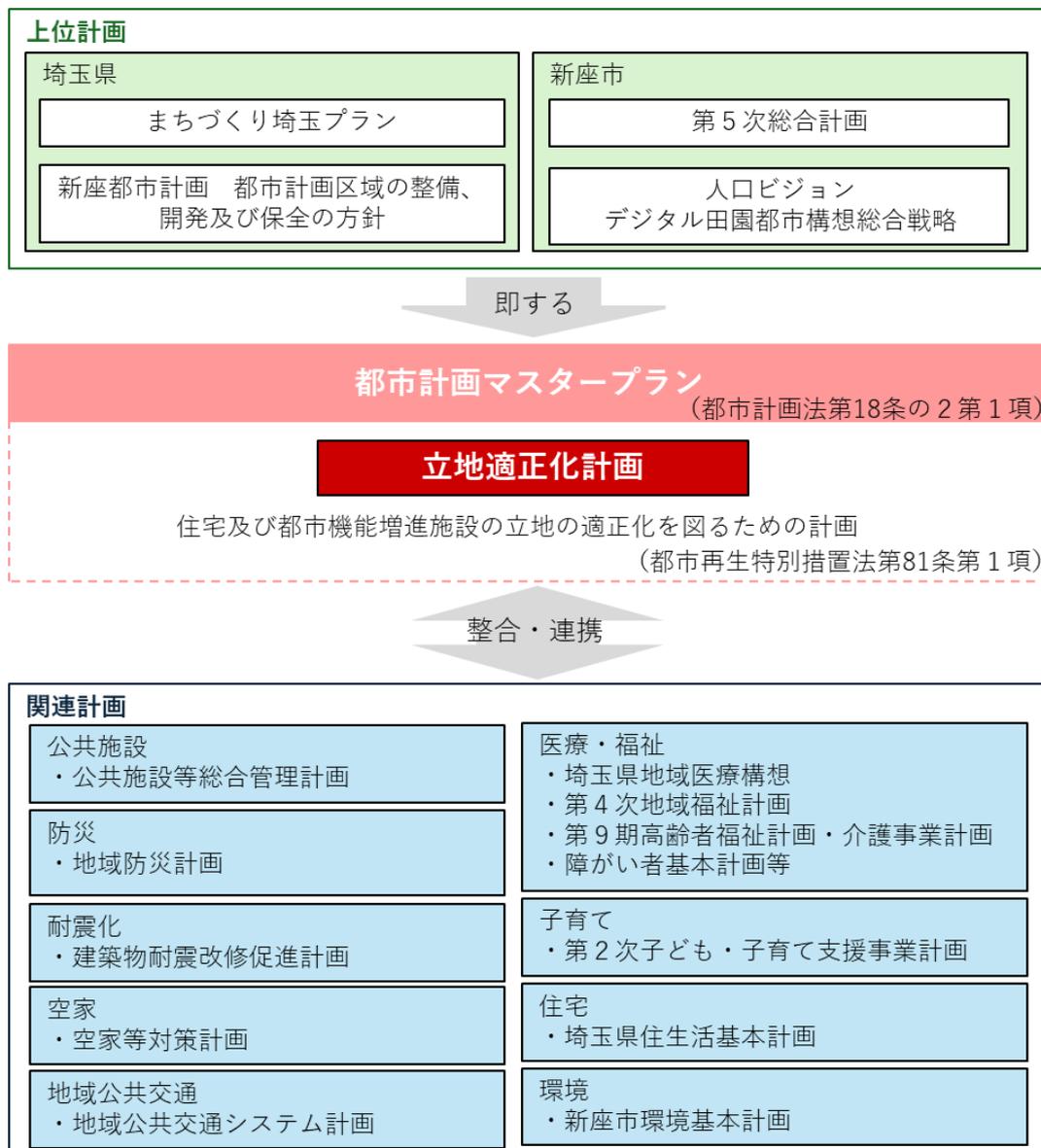
(5)	人口集中地区 (DID)	39
(6)	人口動態	41
(7)	通勤・通学人口	43
2-3	産業	44
(1)	就業者数	44
(2)	農業	45
(3)	工業	46
(4)	商業	47
2-4	土地利用	48
(1)	土地利用	48
(2)	地価	50
(3)	新築動向	52
(4)	空家	52
2-5	交通	53
(1)	道路網	53
(2)	鉄道	54
(3)	バス	56
(4)	公共交通圏域	58
(5)	将来構想	59
2-6	都市計画	60
(1)	都市計画区域、区域区分、用途地域、防火・準防火地域	60
(2)	土地区画整理事業、地区計画	62
(3)	都市施設	65
(4)	都市機能	69
2-7	災害	77
(1)	土砂災害警戒区域	77
(2)	浸水想定区域	78
(3)	地震ハザード	79
2-8	財政	82
(1)	歳入・歳出	82
(2)	整備年度別公共施設等の状況	84
2-9	市民意向調査	85
(1)	調査の概要	85
(2)	回答結果	86
3	現況と課題の整理	91

1 上位・関連計画の整理

立地適正化計画は、都市全体を見渡すマスタープランとして、都市再生特別措置法第81条に基づき、都市計画マスタープラン（都市計画に関する基本的な方針）の一部とみなされます。

また、立地適正化計画は、「第5次新座市総合計画」や「新座都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即するとともに、都市基盤整備に関するものに限らず、県や市の様々な関連計画と整合を図ります。

図 計画の位置付け



1 - 1 上位・関連計画の把握

立地適正化計画の策定にあたり、計画の位置付けや方針等を継承する必要のある上位計画及び整合・調整が必要な関連計画について整理します。

整理する上位・関連計画は以下の通りです。

表 上位・関連計画一覧

策定主体	計画名称		策定・改訂年月日
県	1	まちづくり埼玉プラン	平成 30 (2018) 年 3 月
	2	埼玉版スーパー・シティプロジェクト	令和 3 (2021) 年
	3	新座都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	令和 5 (2023) 年 10 月
市	4	第 5 次新座市総合計画	令和 5 (2023) 年 3 月
	5	新座市人口ビジョン	令和 5 (2023) 年 3 月
	6	新座市デジタル田園都市構想総合戦略	令和 5 (2023) 年 11 月
	7	新座市版スーパー・シティプロジェクト	令和 5 (2023) 年
	8	新座市都市計画マスタープラン	令和 5 (2023) 年 3 月
	9	新座市地域公共交通システム計画	令和 4 (2022) 年 5 月
	10	新座市公共施設等総合管理計画	令和 5 (2023) 年 3 月
	11	新座市国土強靱化地域計画	令和 6 (2024) 年 3 月
	12	新座市地域防災計画	令和 5 (2023) 年 3 月
	13	新座市建築物耐震改修促進計画	令和 3 (2021) 年 4 月
	14	第 2 期新座市空家等対策計画	令和 4 (2022) 年 4 月
県	15	埼玉県地域医療構想	平成 28 (2016) 年 10 月
	16	埼玉県住生活基本計画	令和 4 (2022) 年 3 月
市	17	第 4 次新座市地域福祉計画	令和 5 (2023) 年 3 月
	18	第 2 次新座市子ども・子育て支援事業計画	令和 2 (2020) 年 3 月
	19	第 9 期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	令和 6 (2024) 年 3 月
	20	第 6 次新座市障がい者基本計画・第 7 期新座市障がい福祉計画・第 3 期新座市障がい児童福祉計画	令和 6 (2024) 年 3 月
	21	第 3 次新座市環境基本計画	令和 5 (2023) 年 3 月

(1) まちづくり埼玉プラン（平成 30（2018）年 3 月改訂）

目標期間 令和元（2019）年度から令和 10（2029）年度

将来都市像

「みどり輝く 生きがい創造都市」 ～暮らし続けるふるさと埼玉～

- ①暮らしやすく、ふるさととして愛着のもてる都市
- ②誰もがいきいきと働いている元気な都市
- ③地域の営みが未来につながる都市

まちづくりの目標

■まちづくりの目標 1：コンパクトなまちの実現

- ・ 駅周辺など地域の中心となる市街地は、人々の暮らしを支える場、交流の場として、本来持つべき都市機能を復活・充実させます。
- ・ 市街地における医療・福祉施設を充実させ、高齢者など誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。
- ・ 高齢者をはじめ誰もが自由に移動できるよう、使いやすい都市交通環境の整備を進めます。
- ・ 公共交通の利用促進やみどりの創出など、省CO₂型の持続可能な都市を目指します。
- ・ 県民が安全に暮らせるよう、都市の防災機能を高めます。

■まちづくりの目標 2：地域の個性ある発展

<プラス1のまちづくり>

- ・ 地域の特性や資源を磨いて地域の価値を高め、活力ある地域づくりを進めます。
- ・ 人々の出会いと交流の場を創り、にぎわいのある都市を創ります。
- ・ 歴史や文化を生かし、新たな発見のある、訪れたいと感じる都市を創ります。
- ・ 美しいまちなみ景観を創造し、住みたいと感じる都市を創ります。

<産業応援まちづくり>

- ・ 雇用の場を確保し、地域の活力を高めます。
- ・ 充実した高速道路網や地理的な優位性を生かし、戦略的に産業を集積します。

■まちづくりの目標 3：都市と自然・田園との共生

- ・ 「都市の利便性」と「田園のゆとり」を享受できる魅力的な都市を創ります。
- ・ 「都市とみどり」、「都市と川」、「都市と田園」が共生した多彩な田園都市を創ります。
- ・ 都市の身近に残る豊かな自然や田園を貴重な財産として守り、生かしていきます。

地域区分ごとのまちづくり

【県南ゾーン】

<コンパクトなまちの実現>

- ・拠点性の高い駅を中心に医療・福祉・子育て支援・商業などの多様な都市機能の集積を図ります。
- ・中心市街地へのアクセス性を高めるなど、生活の利便性の向上を図ります。
- ・市街化区域の拡大は、人口増加や企業誘致に伴う産業基盤づくりへの対応など、必要最小限の範囲とします。

<地域の個性ある発展>

- ・都市開発のポテンシャルを生かし、都市機能を集積し県の顔となるにぎわいあるまちづくりを進めます。
- ・高速道路インターチェンジ周辺や主要幹線道路周辺などで産業基盤づくりを進め、雇用の場を確保し、地域の活力を高めます。

<都市と自然・田園との共生>

- ・川を活用することにより「交流の場」や「憩いの場」を創ります。
- ・身近な緑を保全・創出・活用します。

(2) 埼玉版スーパーシティプロジェクト（令和3（2021）年度）

コンセプト

- ・超少子高齢社会を見据え、県内各地の特性を生かし、県民一人一人が支え合って日常生活を心豊かで安心・快適に暮らせる持続可能なまちをつくり、「日本一暮らしやすい埼玉県」の実現に資する。

課題

- ・人口減少及び高齢化：特に若年層の転出超過数が多い県央・県北エリアでの顕著な人口減少への対応と交通移動手段の確保、県南・県央での高齢者の絶対数が増加することによる医療・福祉への負担増加への対応
- ・行財政運営：財政力指数が低い自治体に対する ICT を導入・利活用した効率的な地域運営の推進
- ・その他：災害発生時におけるエネルギーに対するレジリエント強化

コンセプト（目的）

■必要な機能が集積しゆとりある“魅力的な拠点”を構築【コンパクト】

- ア 田園や丘陵など身近にある自然と、住む・働く・憩うなどの暮らしに必要な機能がコンパクトに集積した拠点を生かし、地域固有の歴史、文化に彩られたゆとりのある魅力的な地域を形成
- イ 魅力的な拠点に内外から人々が集まり、交流することで、地域の生活を支える様々なコミュニティを形成し、自律した地域を構築

■新たな技術の活用などによる“先進的な共助”を実現【スマート】

- ア ICT を活用した情報の可視化などによって、個々の住民ニーズとその担い手となる住民や企業等の多様な主体をつなぎ、協働して地域の課題を解決
- イ 生活シーンにおける様々なサービスを ICT やエリアマネジメントの体制構築により効率的、効果的に提供

■誰もが安心して暮らし続けられる“持続可能な地域”を形成【レジリエント】

- ア 元気な高齢者も地域の担い手となるほか、多様な主体が協働して地域の見守り等の支援を行い、安心できる生活環境を継続的に提供
- イ 災害発生状況の可視化や、非常時の地域でのエネルギー融通などにより、地域のレジリエンスを向上

(3) 新座都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(令和5(2023)年10月)

目標年次 おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、その実現のための方針を定めるものとする。なお、区域区分については、令和12(2030)年を目標年次とする。

都市づくりの基本理念

■コンパクトなまちの実現

- ・高齢者をはじめ誰もが安心・安全で歩いて暮らせるまちづくりを推進する。
- ・駅を中心に医療・福祉・子育て支援・商業施設など多様な都市機能の集積を図るとともに、中心市街地へのアクセス性を高めるなど、生活の利便性の向上を図る。
- ・駅周辺では、周辺の住環境に配慮しつつ、中高層の都市型居住を進め、「効率的」に暮らし続ける集約的なまちに高める。
- ・職住が近接したまちづくりを推進するとともに、公共交通の利用促進やみどりの創出などにより、環境への負荷を低減しエネルギー効率の良い脱炭素社会の実現を図る。

■地域の個性ある発展

- ・都市開発のポテンシャルを生かし、都市機能を集積し県の顔となるにぎわいのあるまちづくりを進める。
- ・主要幹線道路周辺などで産業基盤づくりを進め、雇用の場を確保し、地域の活力を高める。

■都市と自然・田園との共生

- ・身近な緑を保全・創出・活用する。

地域毎の市街地像

①拠点周辺の市街地

■中心拠点

- ・新座駅や志木駅の周辺は、環境との調和に配慮しながら、商業業務施設、公共施設、医療・福祉・子育て支援施設など多様な都市機能を集積し、まちの顔となる拠点を形成する。

■産業拠点

- ・英インターチェンジ付近の大和田二・三丁目地区は、産業を集積する拠点を形成する。

②その他の市街地

- ・拠点周辺への都市機能や居住の集積等により、相対的に人口密度が低下する地域については、緑地(農地を含む)を生かしたゆとりある住環境を保全・創出するなど、各地域の特性に応じた多様な市街地の形成を図る。

主要な都市計画の決定の方針

■住宅地

- ・住宅地は、高齢者をはじめ誰もが安心・安全に歩いて暮らせるまちづくりを推進するため、公共交通機関及び公共施設、医療・福祉・子育て支援施設、店舗等の生活利便施設の利便性を勘案して配置する。
- ・良好な住居の環境を保護する地域については住居専用地域、農地と低層住宅が調和した良好な住居の環境を保護する地域については田園住居地域を定めるなど、各々の地域の特性に応じた用途を配置する。

■商業地

- ・商業地は、経済圏及び生活圏、周辺の土地利用、基盤整備の状況や将来計画等を勘案するとともに、交通ネットワークの形成との関係を考慮して配置する。
- ・本区域の核として、商業業務機能の集積を図る商業地は、主として中心拠点に配置する。
- ・生活利便性を確保するための商業地は、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給のための店舗等の立地を図る地域等に配置する。

■工業地

- ・工業地は、工業生産活動・流通業務機能の利便を増進するため、周辺環境への影響や公害の発生の防止等に配慮するとともに、高速道路網や広域幹線道路等の都市施設の整備状況、周辺の土地利用を勘案して配置する。
- ・産業拠点に配置するとともに、工業生産活動・流通業務機能の利便の増進を図る地域等に配置する。

■沿道地

- ・幹線道路の沿道にふさわしい業務の利便の増進を図る地域については、当該道路の有する機能及び整備状況、交通量、周辺土地利用の動向、各拠点が担う役割を勘案するとともに、後背地の土地利用や周辺環境に配慮して、適切な用途を配置する。

市街地において特に配慮すべき土地利用の方針（抜粋）

②用途の見直しに関する方針

- ・人口減少・超高齢社会の同時進行などの社会経済情勢の変化や土地利用の動向等へ対応するとともに、目指すべき市街地像の実現に向けた秩序ある土地利用を図るために必要な場合は、適切な用途の見直しを行う。
- ・現に空き家、空き地等が散在している区域、工場の移転等により空地化が進む区域については、地域の実情に応じて、適切な土地利用が図られるように努める。

③居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・良好な居住環境を維持すべき地区、新たな住宅市街地形成に併せて積極的に良好な居住環境の実現を図るべき地区、建築物が密集した市街地などで市街地の改善又は建築更新の誘導などにより居住環境の向上を図るべき地区等については、高度地区や地区計画などを活用し、良好な居住環境と街並みの維持、形成を図る。

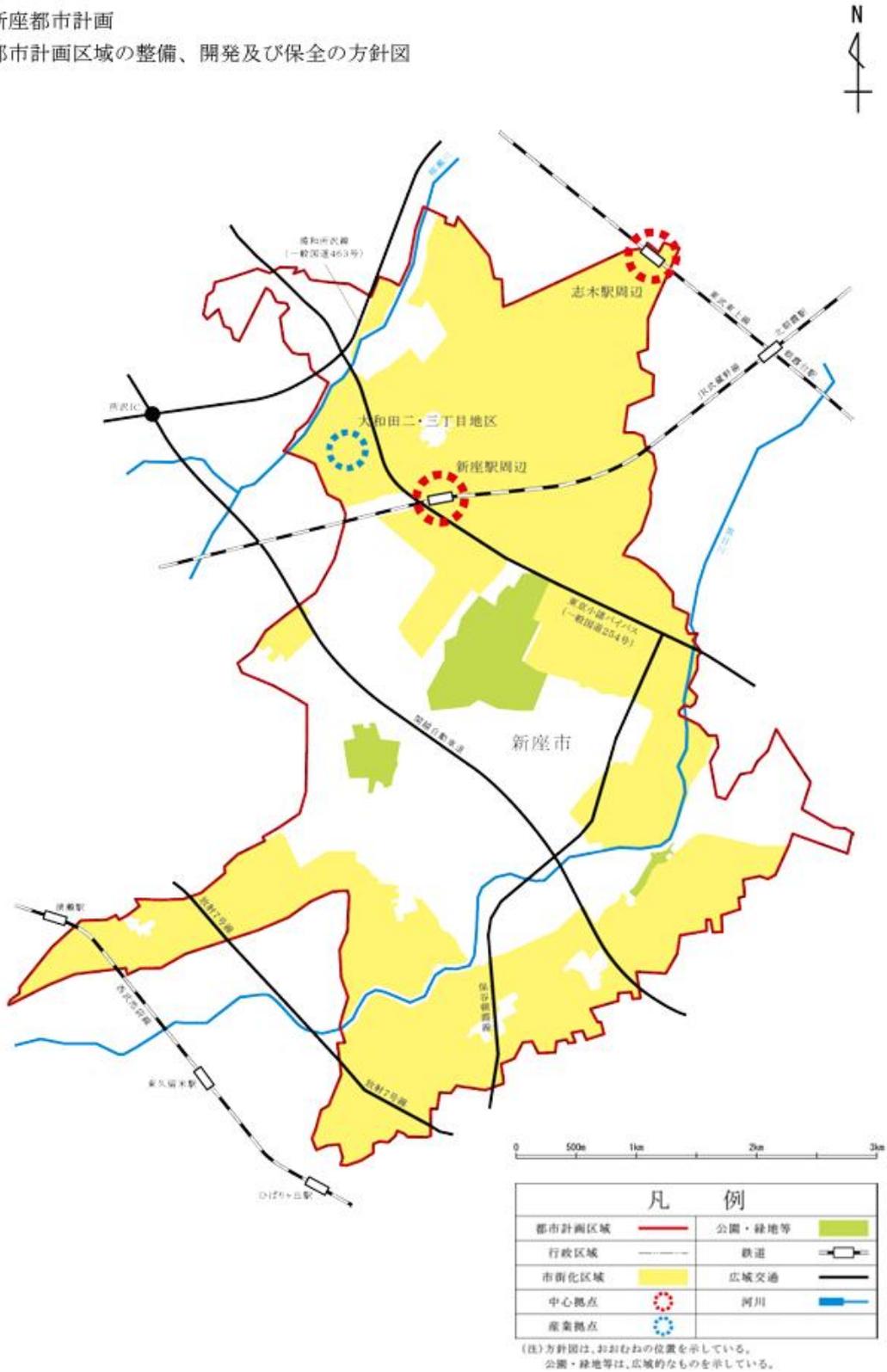
⑥都市防災に関する方針

- ・埼玉県地域強靱化計画や埼玉県地域防災計画を踏まえ、建築物の不燃化・耐震化や道路の無電柱化、安全な避難行動や災害応急活動を円滑に行うことができる都市空間の整備等を進める。併せて、近年頻発化している水災害のリスクに応じ、防災・減災対策に取り組み、防災都市づくりを推進する。
- ・都市機能を優先的に維持する地域や延焼の危険性が高い地域、災害時の活動拠点としての機能を維持すべき地域、緊急輸送道路の沿道等には防火地域又は準防火地域の指定を推進する。

図 新座都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図

新座都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



(4) 第5次新座市総合計画（令和5（2023）年3月策定）

計画期間 令和5（2023）年度～令和14（2032）年度

将来都市像

未来もずっと 暮らしに「プラス」が生まれる 豊かなまち 新座

基本政策（立地適正化に関連する主だった項目を抜粋）

■基本政策① みんなにやさしく誰もが幸せを感じるまち【福祉健康】

[子育て支援] 地域における子育て支援の充実、保育環境の充実

[高齢者福祉] 介護サービスの充実と基盤の整備

[障がい者福祉] 生活環境のバリアフリー化の推進

■基本政策② 生きる力と生きがいを育むまち【教育文化】

[学校教育] 教育施設・制度の充実

[生涯学習] 生涯学習施設の整備・充実

[文化芸術] 文化芸術活動の環境整備、文化財の保存・活用と施設の整備

[スポーツ・レクリエーション] スポーツ環境の整備

■基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】

[都市づくり] 市街地環境の向上、有効な土地利用の推進、バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進、空家等対策体制の整備

[公共交通網] 都市高速鉄道12号線の延伸、鉄道利用環境の向上、バス利用環境の向上、バリアフリー化の推進

[公園・緑地] 拠点となる公園の整備、誰もが利用できる公園の充実

[道路] 幹線道路の整備

[河川・水路] 治水安全対策の促進、雨水流出抑制の推進

[上水道] 供給体制の充実

[下水道] 汚水排水対策の推進、雨水排水対策の推進

■基本政策④ にぎわいと環境が調和するまち【市民生活】

[地域活動] コミュニティの拠点整備

[地域経済振興] 商工業振興の充実、農地の保全

[生活環境] 墓園・斎場等の整備・改修の推進、防衛施設・基地周辺環境整備の推進

■基本政策⑤ 安全・安心を実感できるまち【安全安心】

[危機管理] 防災体制の充実、消防体制の充実

(5) 新座市人口ビジョン（令和5（2023）年3月（改訂））

まちの方向性

【地方創生の方向性】

①土地区画整理事業の実施

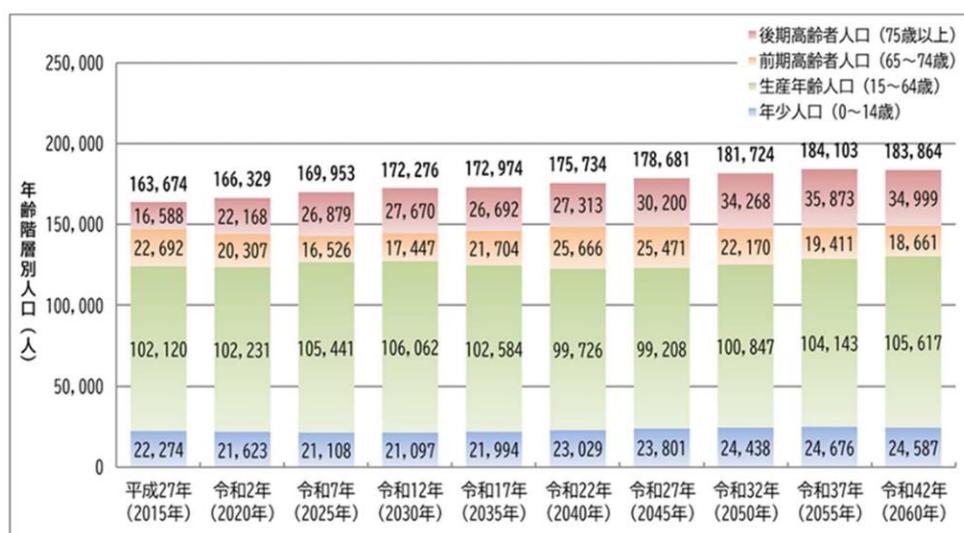
- ・市街化調整区域のうち、平林寺境内林等を除く区域において土地区画整理事業の実施により自然環境と都市機能が調和した良好な市街地を形成することで、定住人口の増加を図る。
- ・市中央部に広がる市街化調整区域においては、地下鉄12号線の延伸を早期に実現させ、（仮称）新座中央駅を中心とした土地区画整理事業を実施し、新たな都市拠点を創出する。
- ・JR武蔵野線新座駅周辺の菅沢・あたご、野火止三・四丁目地区についても、地域ごとの特性を踏まえながら、土地区画整理事業により水と緑をバランスよく配置した良好な市街地を形成する。

②合計特殊出生率の向上

- ・令和3（2021）年までの実績を踏まえ、合計特殊出生率を今後も上昇させる。
- ・令和15（2033）年に1.60を達成した後はこれを維持することを目指し、引き続き様々な子育て支援施策に力を入れて取り組む。

目標人口 令和42（2060）年 約18万4,000人

図 目標人口の推計結果



(6) 新座市デジタル田園都市構想総合戦略（令和5（2023）年11月改訂）

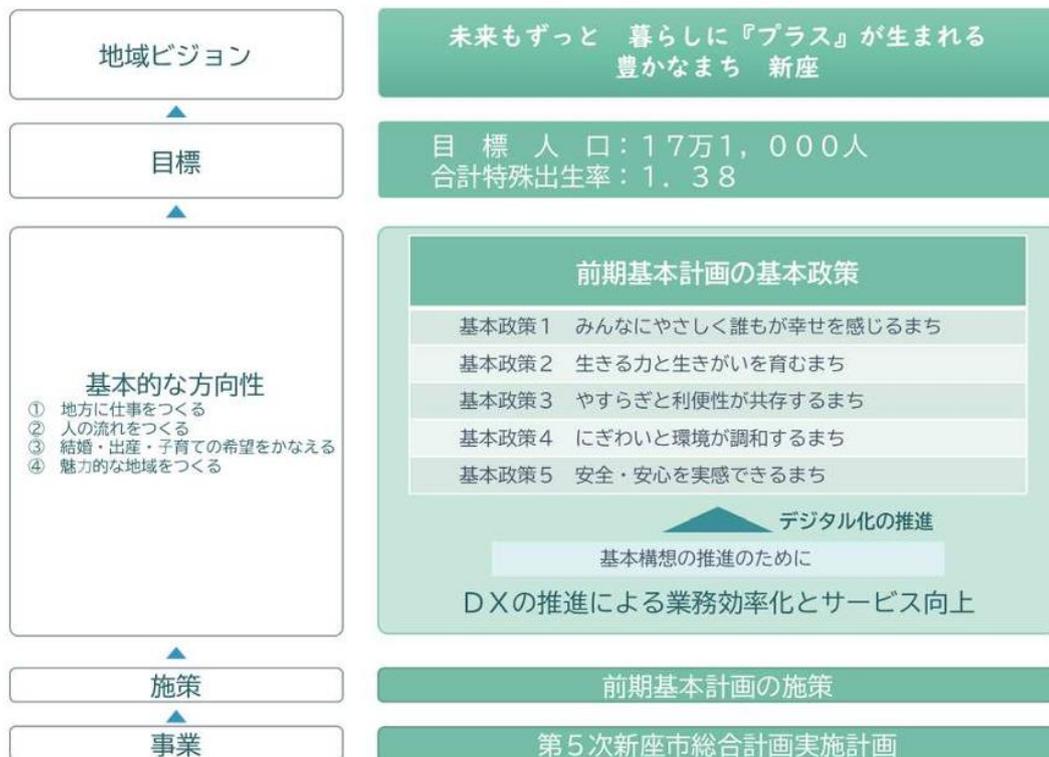
計画期間 令和5（2023）年度～令和9（2027）年度

目的

- ・地域ビジョンとして、第5次新座市総合計画に掲げる将来都市像「未来もずっと暮らしに「プラス」が生まれる 豊かなまち 新座」の実現を目指すとともに、これまでの総合戦略で根付いた地方創生の意義や取組を継続しながら、デジタルの力を活用して人口減少対策と地域活性化を図る。

全体像

図 新座市デジタル田園都市構想総合戦略の全体像



成果目標

- 目標人口：17万1,000人
- 合計特殊出生率：1.38

(7) 新座市版スーパー・シティプロジェクト（令和5（2023）年度）

概要

- ・官民連携による複合施設の整備等により都市拠点の強化を図るとともに、拠点間を結ぶネットワークを構築・強化することで、災害に強く、にぎわいや魅力あふれる豊かなまちを目指す。

課題

- ・少子高齢化の進展、公共施設の老朽化・維持管理費の増大
- ・交通不便地域の解消、交通結節点と拠点間を結ぶ都市交通の確保
- ・地震等の大災害への備え

コンセプト（目的）

■コンパクト：都市拠点の強化と拠点間のネットワーク化

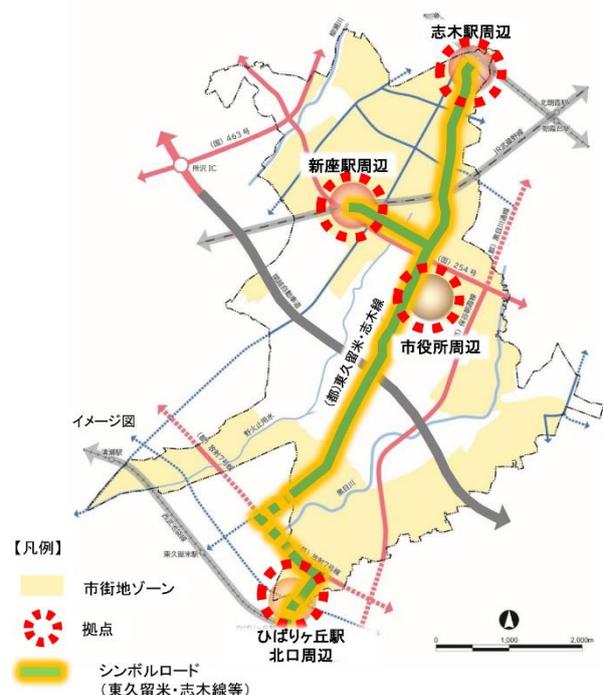
- ・志木駅南口周辺での官民連携による三軒屋公園等複合施設整備
- ・新座駅北口土地区画整理事業の推進
- ・拠点間を結ぶシンボルロードの整備
- ・公共施設の再配置

■スマート：スマート技術及びビッグデータの活用による質の高いサービス提供や交通・移動・交流環境の向上

- ・スマート技術活用による利用者への質の高いサービス提供や公共施設の効率性・利便性の向上
- ・シェアサイクル利用状況データ等を活用したシンボルロードの自転車通行空間の整備や交通・移動・交流環境の向上

■レジリエント：災害に対するレジリエンスの強化

- ・公共施設への太陽光発電・蓄電池の設置
- ・EVバスからの電源供給
- ・LED無停電照明灯の設置
- ・災害のリアルタイム情報の取得・発信
- ・駅周辺やシンボルロードの無電柱化推進



(8) 新座市都市計画マスタープラン（令和5（2023）年3月）

計画の期間・目標年次 令和5（2023）年度～令和24（2042）年度

将来都市像

未来もずっと 暮らしに「プラス」が生まれる 豊かなまち 新座

都市づくりの基本目標

- 基本目標1：暮らしと活力を支えるまちをつくる（土地利用・都市機能）
- 基本目標2：公共交通を利用しやすいまちをつくる（公共交通）
- 基本目標3：市民生活や経済活動を支える道路網を強化する（幹線道路）
- 基本目標4：雑木林、水辺など地域の自然を守りいかすまちをつくる（自然環境、公園、農地）
- 基本目標5：暮らし続けられる生活環境をつくる（住環境、交通安全、防犯、福祉）
- 基本目標6：災害から市民を守るまちをつくる（防災、減災）
- 基本目標7：若い世代に選ばれる魅力のあるまちをつくる（シティプロモーション）

全体構想（抜粋）

■土地利用・都市機能に関する基本方針

○市街地ゾーン

- ・商業地や工業・物流業務地、住宅地、公共サービス集積地、沿道複合地など都市的な土地利用のもと、各用途に応じた質の高い市街地環境を形成する。

○市街地検討ゾーン

- ・既存の良好な自然環境との調和に配慮しつつ、将来の都市構想に即しながら、SDGsの実現に資するスマートシティの創出に向けた新たな都市づくりを検討する。

○環境保全ゾーン

- ・市街化調整区域の位置付けを前提に、雑木林、水辺などの良好な自然環境や農地の保全・活用とともに、無秩序な開発を抑制し、周辺環境との調和・共存に配慮した適切な土地利用の誘導を図る。

■公共交通に関する基本方針

○公共交通の利便性向上

- ・鉄道、路線バス及びこれを補完する交通システムの利便性向上に取り組む。
- ・交通結節点（志木駅及び新座駅）における利便性と安全性、快適性の向上に取り組む。

○公共交通の利用促進

- ・交通事業者などとの連携のもと、利用促進に向けたサービス機能の強化に取り組む。

■道路ネットワークに関する基本方針

○幹線道路ネットワーク

- ・各幹線道路の機能・役割に応じた整備・改善に取り組む。

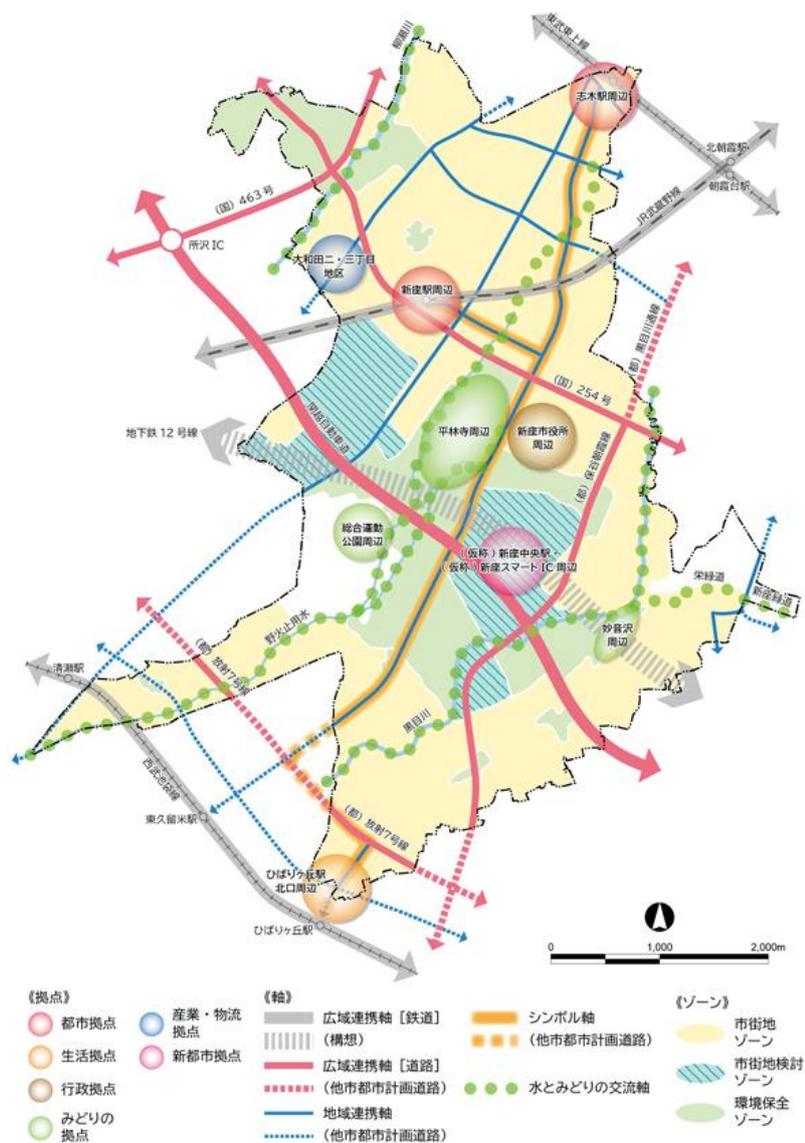
○道路環境の改善・整備

- ・円滑な移動を支える交通環境の整備・改善、歩行者・自転車に配慮した人にやさしい安全な道路づくり、景観や環境に配慮した良好な道路空間の形成に取り組む。

○道路の維持・管理

- ・市管理の道路及び橋梁の定期的な点検と予防修繕による適切な維持・管理に取り組む。

図 将来都市構造図



(9) 新座市地域公共交通システム計画（令和4（2022）年5月）

基本理念

誰もが便利で快適に移動でき、持続可能な地域公共交通

基本方針

■利便性の高い地域公共交通

- 【目標】 1 利便性の高い地域公共交通の維持・充実
2 公共交通不便地域の解消
3 市内及び拠点への移動利便性の向上

■持続可能な地域公共交通

- 【目標】 4 コミュニティバス（にいバス）の収支の改善

■人・環境にやさしく、便利で快適な地域公共交通

- 【目標】 5 環境に配慮した地域公共交通の導入
6 わかりやすい情報の提供
7 バス停付近の安全性確保、バス待ち時の快適性向上

目標達成のための方向性（抜粋）

■方向性1 関係者の協働による路線バスの維持に向けた取組の展開

○検討・実施内容

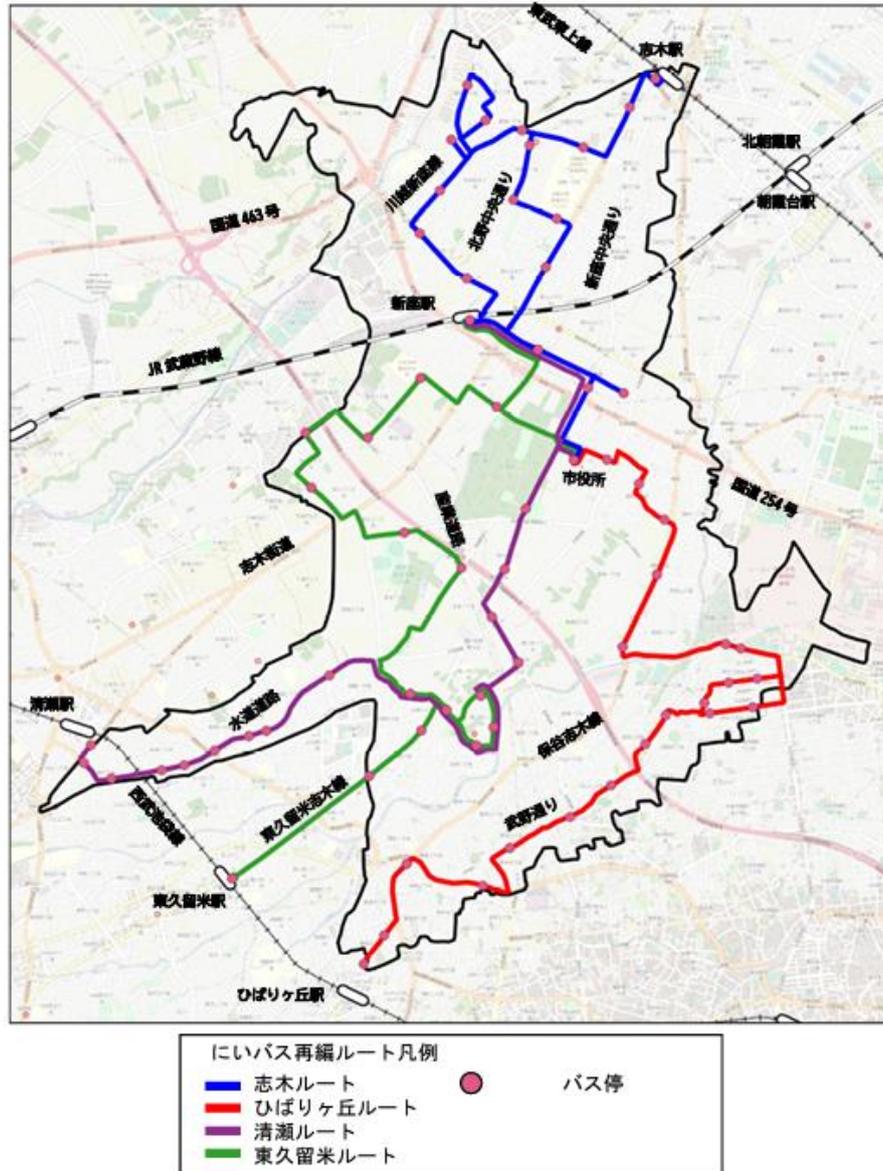
- ・にいバスと路線バスとの競合を可能な限り回避するよう、バス事業者と調整を図りながらルート・運行ダイヤ・運賃の設定にあたり、バス事業者と調整を図りながら検討する。
- ・新たな集客施設の立地、地元の要望などを踏まえ、バス事業者への新規路線の開設の働きかけなどを実施する。
- ・バス事業者において、路線バスの減便・廃止等が検討された場合は、バス事業者と行政、また、利用者が一体となってバス路線の維持に向けた検討を行う。
- ・今後予想される少子高齢化、人口減少が進行する中であっても、路線バスの運行サービス水準を維持していくため、利用喚起・利用促進に向けた様々な施策を実施する。

■方向性2 にいバスの再編

○検討・実施内容

- ・市内地域公共交通体系の方針に基づき、路線バスは拠点間幹線及び市内幹線とし、路線バスでカバーされない地域を支線として路線バスとの重複を可能な限り回避しながら、にいバスがルートを受け持つ。
- ・渋滞を回避し、市内の各拠点へのアクセス性向上を図るルートを設定する。
- ・市内各地域の最寄り駅へのアクセスを図る。
- ・新座市役所、新座駅へのアクセスを図る。
- ・現行では運行本数に対する不満が多いため、運行本数の増便を図る。

図 にいバスルートの再編案



■方向性3 多様な交通施策の検討

○検討・実施内容

- ・デマンド型交通の実証実験結果を踏まえながら、にいバス再編でも解消されない公共交通不便地域において、にいバスを補完する交通施策の在り方について検討を行う。
- ・行政主導ではなく事業者主導の交通施策の在り方の研究を行う。
- ・令和4年3月31日まで実施したシェアサイクル実証実験を、同年4月1日以降、2年間継続し、本格実施に向けて検討を進める。なお、シェアサイクルの拡充に当たっては、道路環境の整備状況も注視しながら検討する。

■方向性4 各種情報提供ツールの導入・作成

■方向性5 バス利用環境の改善

(10) 新座市公共施設等総合管理計画（令和5（2023）年3月改訂）

計画の期間 平成28（2016）年度～令和27（2045）年度

3つの基本的な考え方

■1 公共施設等の総量適正化

①公共建築物の再配置（スクラップ・アンド・ビルド）の推進

- ・公共施設の利用需要や機能需要等の需要分析を的確に行い、複合化、集約化、用途変更、廃止及び統廃合などの再配置を行うことによる施設総量の適正化を図る。
- ・汎用性の高い施設構造及び仕様とするなど、将来にわたって費用対効果の高い公共建築物として有効活用を目指す。

②公共建築物の統廃合等に伴う跡地の活用

- ・アセットマネジメントの推進等に活用する財源を確保するため、原則として跡地を売却する。
- ・既存公共建築物において既に供用がなされていないものについても同様の取扱いとする。

③民間資産の活用及び民営化（PPP/PFI）の検討

- ・市内の民間資産を借用し、公共施設として市民に提供するなど総量の縮減に向けた取組について検討する。
- ・所有権の移転を伴う民営化についても、施設総量の縮減につながる新たな手法として検討する。

④インフラ施設の総量及び管理に係る投資額の維持

- ・現状の保有量、現状の施設管理に係る投資額の維持を基本とする。
- ・将来の土地区画整理事業の実施や新たな開発等に伴う新規整備に当たっては、財政状況を勘案する中で、適正な整備を図る。

■2 長寿命化の推進による財政負担の平準化

①「予防保全型」維持管理によるライフサイクルコストの削減

- ・損傷が出現する前、又は損傷が軽微な早期の段階で予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る「予防保全型」維持管理を積極的に推進する。
- ・予防保全型維持管理は、施設の致命的な損傷に至る前に対応する手法であることから、施設利用者の安全確保の観点からも推進を図る。
- ・定期的に点検、診断を行い、その結果に基づく必要な措置を着実に講じるとともに、これらの取組を通じて得られた施設の現況や措置履歴等の情報を記録、保管し、次の点検等に活用するという仕組みを構築する。

②長寿命化の推進による財政負担の平準化

- ・予防保全型維持管理の推進により、施設の老朽化のスピードを鈍化させ、耐用年数を延ばすことで、更新時期の集中を回避し、財政負担の平準化を図る。

a 公共建築物

- ・「新座市公共施設等個別施設計画」並びに「新座市学校施設長寿命化計画」を令和3年3月に策定し、予防保全型維持管理を計画的に推進して耐用年数を原則80年とすることでライフサイクルコストの縮減及び長寿命化を図るとともに、必要に応じて計画的な更新の前倒しを行うことで、財政負担の平準化に取り組む。

b インフラ施設

- ・道路、橋りょう、上下水道及び公園などの種別ごとの特性や施設の重要性等を考慮した予防保全型維持管理を計画的に推進することにより、ライフサイクルコストの縮減及び長寿命化を図っていくことで、財政負担の集中を回避し、後年度に負担をならしていく平準化に取り組む。

■ 3 新たな公共建築物の建設は必要最小限に

- ・新たな公共建築物の建設については、将来の世代に負担を残すこととなるため、必要最小限にとどめる。
- ・新規整備が必要な場合は、中長期的な公共建築物の総量（床面積）に配慮しつつ、将来のまちづくりの方向性や市民ニーズの分析、費用対効果などを考慮して行うとともに、周辺の公共建築物の状況等を踏まえた複合化や集約化を図ることを基本とする。

(1 1) 新座市国土強靱化地域計画（令和 6（2024）年 3 月）

基本目標

- ①市民の生命を最大限守ること
- ②地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
- ③市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること
- ④迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること

事前に備えるべき目標

- ①被害の発生抑制により人命を保護する
- ②救助・救急・医療活動により人命を保護する
- ③交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
- ④必要不可欠な行政機能を確保する
- ⑤生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
- ⑥経済活動の機能を維持する
- ⑦二次災害を発生させない
- ⑧大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

推進方針（抜粋）

■災害に強いまちづくり

- ・災害時の救助・避難経路の確保のためにも、都市基盤整備や地域地区の見直し、地区計画などを活用し、道路等のインフラ整備、延焼遮断機能の高い緑やオープンスペースの確保、幹線道路沿道の不燃化促進など住居系市街地の再整備により、居住の安全性を高める検討を行います。
- ・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進による防災性の高い住環境づくりに取り組みます。

■空家等の適切な管理

- ・安全で安心なまちづくりを推進するため、市内に点在する空家等が適切に管理されるよう、空家等の状況把握をするとともに、所有者等に対し、条例に基づき指導・助言等を行います。

■住宅・建築物の耐震化等の促進

- ・建築物の所有者に対し、耐震診断、耐震改修及びブロック塀等における撤去、築造工事の重要性について啓発を行い、耐震性向上の促進を図ります。
- ・公共建築物は、指定避難所や行政サービスの提供の場として重要な役割を担うことから、建築物の耐震不燃化対策、非構造部材の耐震化対策等の安全対策を推進します。

■雨水排水対策の推進

- ・新座市雨水管理総合計画に基づき、総合的な雨水対策の実施を進めます。
- ・荒川右岸流域関連新座公共下水道事業に沿った雨水管網整備を進め、溢水地域の解消を図ります。
- ・河川への雨水の流出を抑制するため、透水性舗装や透水ますの設置など、雨水浸透施設の設置を進めます。

■河川の治水対策

- ・河川の流量を確保し、降雨時における浸水・溢水被害を防止するため、河川の水底を掘る浚渫などの治水対策に係る河川改修について埼玉県に要望します。

■土砂災害対策の推進

- ・本市が所有する土砂災害警戒区域(妙音沢)について、埼玉県と連携し、情報の共有や必要な土砂災害防止対策の実施について検討します。
- ・災害時における大規模盛土造成地の滑動崩落による宅地地盤の被害を防止するため、一定の要件を満たす大規模盛土造成地について調査を実施し、官民が連携しながら適切な対応を図ります。

■上水道施設の安全対策

- ・新座市上水道施設整備事業計画に基づき、水道施設の計画的な耐震化を進めます。

■下水道施設の安全対策

- ・災害による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水を排除し、下水道機能の確保を図るため、施設の整備増強及び維持管理に努めます。
- ・地震動により破損しやすい管渠の連結箇所や、重要な管渠の耐震化を図るため、計画的に調査し補強、整備を行います。
- ・老朽化した施設の調査・点検を行い、計画的な改築更新及び維持修繕を行います。

■農地の保全

- ・都市計画との整合性を図りながら、生産緑地制度について啓発し、生産緑地等の農地の有効活用を図るため、体験型農園としての活用を推進するとともに、農業の観光農園化について農業団体と連携しながら農地の保全を推進します。

(12) 新座市地域防災計画（令和5（2023）年3月）

計画の基本理念

みんなが安心してくらするまちづくり

防災施策の大綱（抜粋）

■防災都市づくりの推進（ハード面からの対応）

- ・都市計画マスタープランにおける災害に強いまちづくりを反映させたもので、災害の発生による被害を最小限にとどめるため、道路、公園、河川等の都市基盤を整備するとともに、建築物等の耐震不燃化、防災性を考慮した都市緑地、避難場所としてのオープンスペースの確保を図り、災害に強いまちづくりを推進する。
- ・新座市国土強靱化地域計画に基づき、大規模自然災害が発生しても市民の生命を最大限守り、地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、市民の安全・安心を守るよう備える。

地震災害の予防（抜粋）

(1) 土地利用の適正化の誘導

- ・土地利用による災害を防止し、市民の安全を確保するため、土地利用の適正化の誘導を図っていく。

■都市的土地利用の誘導

- 市街化区域については、適正な規模の区域の設定、用途地域に基づく建築規制等を行い、また、地区計画制度や建築協定、緑化協定により良好な市街地環境形成を図る。
- 土地区画整理事業、道路、公園、公共下水道等の整備による都市施設の整備を推進し、都市機能が充実した良好な生活環境、都市環境を備えた市街地を形成していく。
- 市街化調整区域から市街化区域に編入する場合は、原則的に秩序ある面整備とし、適正な規制・誘導により快適で良好な環境を創出するとともに、計画的な土地利用転換に努める。
- 市街化区域内の都市基盤が未整備の集团的未利用地については、土地区画整理事業等の施策を推進して、計画的な住宅地の形成を図る地域と、緑地環境として保全する地域とに区分し、秩序ある土地利用の促進を図る。

(13) 新座市建築物耐震改修促進計画（令和3（2021）年4月）

計画の期間 令和3（2021）年度～令和7（2025）年度

本計画における耐震化の目標

表9 令和7年度における耐震化率の目標

	令和2年3月31日 耐震化状況	目標	
		令和2年度	令和7年度
住宅	92.5%	95%	95%
耐震診断義務化建築物	96.3%	—	おおむね解消
多数の者が利用 する建築物	市有	100%（達成済み）	—
	民間	91.0%	95%
			おおむね解消

具体的な施策（抜粋）

(2) 緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化の促進に関する取組

- ・市は、県と連携を図り、震災時の救命活動や物資輸送を行う際の重要な役割を担う表10に掲げる新座市地域防災計画に記載された市指定の緊急輸送道路及び表11に掲げる県指定の緊急輸送道路の機能確保のため、倒壊によって緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物の耐震化に取り組む。

(3) 多数の者が利用する建築物（民間）の耐震化の促進に関する取組

- ・民間の多数の者が利用する建築物の耐震化の促進については、住宅と同様、建築物の所有者等への意識啓発や費用負担軽減が重要である。
- ・これらの建築物は日常生活において多くの市民が利活用し、地震発災時には大きな被害が発生することが予想される。
- ・市は県と連帯を図り、多数の者が利用する建築物の所有者に耐震改修の必要性を啓発するとともに、耐震化が図られるよう働きかける。

(14) 第2期新座市空家等対策計画（令和4（2022）年4月）

計画期間 令和4（2022）年度～令和8（2026）年度

基本理念

多様な主体の協働による魅力的で住み続けたいと思うまちづくり

基本方針

I 空家等の発生予防

- ・空家等の発生を抑制するために、居住中の段階から準備を進めていただくことや、住まいの価値を保ち、より長く住んでいただくよう、市民等への普及啓発を強化する。
- ・関連部局や専門家団体等と連携し、住まいに関する相談体制を強化する。

II 空家等の適正管理の促進

- ・管理不全の空家等の発生を抑制するために、空家等を放置した場合のリスクを理解し管理に努めていただくことや、住まいの価値を保つことでスムーズな利活用につなげていただくよう、所有者等への普及啓発を強化する。
- ・関連部局や専門家団体等と連携し、空家等の適正管理に関する相談体制を強化するとともに、管理不全の空家等の発生を抑制するため、空家等の解消について対策を進める。

III 空家等の利活用の促進

- ・住宅性能の可視化や、リフォーム等による資産価値の向上等について普及啓発し、中古不動産市場の流通を促進する。
- ・利用可能な空家等を「まちの資源」と捉え、多様な主体と連携し、事業所や店舗など住宅以外の用途への活用促進も図ることで、まちの魅力の向上や地域の活性化につなげる。

IV 空家等の管理不全の解消

- ・空家法や空家条例の規定に基づき、市民の安全・安心を守るために、管理不全な空家等の状態や周辺への影響の度合い、危険性等を総合的に判断し、必要な措置を講じる。

(15) 埼玉県地域医療構想（平成28（2016）年10月）

将来の医療需要等を踏まえた医療提供体制整備の方向性

- ・医療機能の分化・連携を進め、高度急性期から回復期、在宅医療等まで切れ目のない医療供給体制を整備する。
- ・医師の診療科偏在や地域偏在の解消に取り組み、住み慣れた地域で必要な医療を受けられる体制作りを進める。
- ・地域包括ケアシステムの構築に併せ、在宅医療連携拠点等の機能強化や、医療従事者の確保・養成等、在宅医療体制の整備を進める。
- ・ICTを活用した医療・介護連携システムの構築を進める。

南西部の医療需要の推計

- ・南西部の医療需要は、平成37年には4,060人/日、平成47年には4,446人/日となり、平成25年時点から大きく増加する見込みとなっている。特に急性期や回復期の増加量が大きく見込まれている。

南西部の在宅医療等の必要量

- ・南西部の在宅医療等の必要量は、平成37年には7,039人/日となり、平成25年時点の約1.9倍に達する見込みとなっている。

南西部の必要病床数の推計

- ・平成37年の南西部の必要病床数は、合計4,777床となっている。

南西部の医療提供体制の整備の方向性

- ・高度急性期及び急性期については、必要な病床数を維持しつつ、適切な病床機能の配分に努める。
- ・回復期機能を中心とした不足が見込まれる病床機能については、急性期等からの機能転換により、必要な病床の整備を進める。
- ・増加が見込まれる在宅医療等の需要に対応するため、医療・介護を横断的に支援する機能を強化し、在宅医療等に関わる多職種連携体制を構築する。
- ・在宅医療等を担う医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士等の医療従事者や医療と介護をつなげる人材の確保と養成を進める。
- ・ICTを活用した地域医療ネットワークの機能強化を図り、地域完結医療体制の構築に努める。

(16) 埼玉県住生活基本計画（令和4（2022）年3月）

計画の期間 令和3（2021）年度～令和12（2030）年度

住宅施策の基本方針

「コンパクト」「スマート」「レジリエント」の視点を取り入れ「誰もが安心して暮らせる、豊かな住生活の実現」

計画目標と主な施策（抜粋）

視点1 新しい住まいについて考える

目標1 DXの進展や「新たな日常」等に対応した新しい住まい方の実現

- テレワーク対応住宅の普及や移住促進等に向けた空き家活用
 - 勤務場所に縛られないテレワークや在宅学習、非接触型の住まい方の普及／県と市町村で連携した、住生活に関する情報の一元的な提供 等
- 県営住宅でのデジタル技術の導入と住宅分野におけるDXの推進
 - 県営住宅の入居手続のオンライン化や物件情報等のデジタル化／設計から維持管理に至るまでICTを導入／取引価格など住宅情報の公開推進 等

目標2 災害に強いまちづくり

- 風水害や土砂災害に備えたハザードマップの整備等
 - 県内全域でのハザードマップの整備／雨災害の危険性の高い地域での住宅立地を抑制と安全な地域への立地誘導の促進／蓄電池やV2Hシステム、家庭用燃料電池の導入等を支援 等
- 住宅密集地の改善の促進等
 - 地震時に著しく危険な密集市街地の解消や住宅密集地の改善／無電柱化推進／住宅の建替えや改修に併せた耐震性向上の促進 等

視点2 住まい手と地域について考える

目標3 子育てしやすい住まいの普及

- 子育てに配慮した良質な住宅の供給促進、子育て世帯の住み替え支援
 - 子育て応援住宅の認定、中古住宅取得の支援や公的賃貸住宅の提供／住み替え支援制度等の子育て世帯等に対する施策について県内外への広い情報発信 等
- 既存ストックの活用・再生による職住・職育の近接の促進
 - 空き家バンクの活用を通じ、県と市町村、民間団体等が連携したりノベーションやDIY等の促進／県営住宅における団地再生事業による子育て支援施設や高齢者支援サービスの導入、多子世帯向け住戸の提供、子ども食堂やフードパントリーに取り組み団体への活動場所提供及び取組支援 等

目標4 多様な世代が支え合い、高齢者も健康で安心して暮らせるまちづくり

○IoTを活用した見守り、ヒートショック対策などの促進

—埼玉県住まいづくり協議会と連携したリフォーム事業者の選定や良質なバリアフリー改修ができる環境の整備、住み替えやリフォームに関する相談体制の充実 等

○地域における多様な世代の交流を促進

—地域での支えあいにより高齢者が健康で暮らし、交流できるミクストコミュニティの形成支援／健康マイレージなどを活用した健康づくりの支援 等

目標5 誰もが安心して暮らせるセーフティネットの整備

○公営住宅、セーフティネット住宅などの住まいの確保

—社会状況の変化を踏まえた計画的な建替えなどによる世帯数に対する県営住宅の戸数割合の維持、バリアフリー化や長寿命化などストックの改善 等

視点3 つくり手と産業について考える

目標7 空き家やマンションの適切な管理

○二地域居住など空き家の多様な利活用の促進

—空き家などの活用・売却等を促進のための中心市街地等において中心市街地活性化、コンパクトシティ施策などの取組推進、空き家の情報収集や調査研究活動等を通じた空き家対策を行う民間団体の取組支援 等

○空き家の適切な管理と流通促進、不良空き家の除却

—空き家関係の法制度の適切な運用、市町村による空き家の実態把握の推進、所有者等による空き家の適切な管理、市町村による所有者不明空き家の略式代執行、財産管理制度の活用、管理不全空き家の除却など特定空き家に係る対策の支援／「埼玉県空き家対策連絡会議」を通じた空き家対策のための専門家派遣や所有者の相続等に関する相談体制の強化 等

(17) 新座市第4次地域福祉計画（令和5（2023）年3月）

計画の期間 令和5（2023）年度～令和9（2027）年度

基本理念

支え合い、つながり合い、安心があり、支え合いを支えるまち にいざ

基本方針1 自然な支え合いのできる地域をつくる

目標1 地域で支え合える人材の育成と活動支援

- ①身近な地域で活躍するボランティアの育成と支援
- ②地域福祉活動がしやすい地域づくり

目標2 地域におけるネットワークの強化

- ③町内会、社協支部及び地域福祉推進協議会の活動の促進
- ④社会福祉法人やNPO法人、事業所等を組み込んだネットワークの形成
- ⑤多様なつきあいができる居場所をつくる

基本方針2 誰もが自分らしく暮らせる地域の基盤をつくる

目標3 包括的な支援体制の強化

- ⑥誰一人として取り残されない地域づくり
- ⑦地域と連携して展開する専門的・総合的相談支援体制の確立
- ⑧自立と尊厳が守られ、SOSに気付きやすい地域づくり

目標4 地域とつながる、安心のまちづくり

- ⑨地域全体で共に学び育つ環境づくり
- ⑩商店会や民間事業者との連携による安心のまちづくり
- ⑪災害に対して安心できる地域づくり
- ⑫地域ぐるみによる防犯活動の強化

立地適正化計画に関連する主な市の取組（抜粋）

○地域福祉活動拠点の整備

- ・地域団体による居場所づくり事業、公共施設、民間事業者の空きスペース等の地域資源を活用し、多属性・多世代に対する居場所や地域参加の場の提供を目指す地域福祉活動の拠点の整備を進める。

○地域生活支援拠点等の整備検討

- ・障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活支援を推進する観点から、地域生活支援拠点等の在り方について地域自立支援協議会等で協議し、早期の整備を目指す。

○地域子育て支援センター運営

- ・地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、地域子育て支援センターを設置し、子育て家庭の支援活動の企画・調整、子育て家庭の育児不安等についての相談指導などを行う。
- ・保育園と併設のセンターでは保育事業との連携を図る。

○コミュニティバス「にいバス」運行の充実

- ・市内公共施設、病院等へのアクセスの利便性を促進し、公共施設利用者、通院者を始め、市民の日常生活を支援するため、にいバスを運行する。

○新たな公共交通手段の導入

- ・デマンド交通等の新たな公共交通手段の導入について研究する。

○バス輸送力強化に関する要望

- ・バス路線の拡大、運行本数の増加など、バス輸送力の強化をバス事業者に働き掛ける。

(18) 第2次新座市子ども・子育て支援事業計画（令和2（2020）年3月）

計画の期間 令和2（2020）年度～令和6（2024）年度

基本理念 子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市にいざ

■基本目標Ⅰ すべての子どもが健やかに、幸せに育つことを応援するために

- 【基本施策】 ①子どもの育ちを応援する事業 ④障がい児施策の充実に向けた取組
②幼児教育・保育事業 ⑤生活困難世帯に対する支援の推進
③児童虐待防止に向けた取組

■基本目標Ⅱ すべての親が子育てを楽しみ、子どもと共に成長できることを応援するために

- 【基本施策】 ⑥安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援
⑦子育てしやすい環境の整備

■基本目標Ⅲ 地域で子どもや親の成長を支えるまちづくりを応援するために

- 【基本施策】 ⑧地域における子育て支援のネットワークづくり
⑨青少年を支援する取組
⑩安心して外出できる環境の整備
⑪子どもを犯罪等の被害から守るための取組の推進

教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期

■幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

- ・保育事業については、1、2歳の需要が高く、供給体制が不足することから、幼児教育・保育無償化の影響を注視しながら、計画期間内の待機児童解消を目指して引き続き施設整備に取り組む。

■放課後児童健全育成事業

- ・市内全17小学校において1支援単位当たりおおむね40名の規模を遵守するため、更なる施設整備を行うとともに、民間活力の導入も視野に入れ、提供体制の確保に努め、保育環境の向上を図る。

■地域子育て支援拠点事業

- ・地域ごとの子どもの人口や利用状況等を勘案し、順次優先地区への設置を進める。

(19) 第9期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(令和6(2024)年3月)

計画期間 令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

基本理念

支え合い、つながり合い、全ての高齢者が尊厳を持って自分らしい生活が送れる、活力ある「健康長寿のまち」の実現

基本目標

地域共生社会の実現に向けた、地域包括ケアシステムの深化・推進
～誰もが住み慣れた地域で在宅生活を送れるまちを目指して～

重点施策

■重点施策1 在宅医療・介護連携の推進

- 【取組施策】
- ① 医療・介護関係者の情報共有の支援
 - ② 在宅医療・介護連携関係者に関する相談支援
 - ③ 医療・介護関係者の研修
 - ④ 地域住民への普及啓発
 - ⑤ 地域の現状分析・課題抽出・施策立案

■重点施策2 認知症施策の推進

- 【取組施策】
- ① 認知症初期集中支援推進事業
 - ② 認知症地域支援・ケア向上事業
 - ③ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業
 - ④ 認知症高齢者見守り事業
 - ⑤ 認知症サポーター等養成事業
 - ⑥ 認知症に関する普及啓発

■重点施策3 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

- 【取組施策】
- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
 - ② 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)

■重点施策4 介護サービス基盤の整備と充実

- 【取組施策】
- ① 介護保険サービスの基盤整備
 - ② 介護保険サービスの質の向上
 - ③ 介護サービス事業者等への適正化支援事業
 - ④ サービス事業者との連携と支援

(20) 第6次新座市障がい者基本計画・第7期新座市障がい福祉計画・第3期新座市障がい児童福祉計画（令和6（2024）年3月）

計画の期間 令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

基本目標

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、共に安心して暮らし、みんなにやさしく誰もが幸せを感じる地域社会の実現

基本方針2 権利擁護の充実

2-1 情報提供及び相談支援体制の充実

■基幹相談支援センターの充実

- ・地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行う基幹相談支援センターの充実を図ります。

基本方針8 社会参加の拡大

8-2 移動手段の確保

【重点施策】

■移動に関する支援の充実

- ・障がい者が円滑に外出し、社会参加できるよう、移動支援事業、生活サポート事業の送迎サービス、全身性障がい者介護人派遣事業等の移動に関するサービスについて、各制度の整合性を図りながら、サービスの提供を行うとともに、制度の周知を行い、移動に関する支援の充実を図る。

(21) 第3次新座市環境基本計画（令和5（2023）年3月）

計画の推進期間 令和5（2023）年度～令和14（2032）年度

望ましい環境像 豊かな暮らしが 自然と共生する 持続可能なまち「にいざ」

基本目標

- 1 地球にやさしい「まち」をめざそう
 - ・市民・事業者・市が一体となって、環境にやさしい行動の実践や省エネルギー対策などに取り組み、持続的に発展するまちを目指します。
- 2 持続可能な循環型の「まち」をめざそう
 - ・プラスチックごみや食品ロスなどの新たな課題に対しても対策を強化し、ごみの発生抑制・再資源化が進んだまちを目指します。
- 3 健康で快適に暮らせる「まち」をめざそう
 - ・公害のない生活環境を維持し、市民・事業者と協働して、快適な生活空間、美しい景観が形成されたまちを目指します。
- 4 自然と共生する潤いのある「まち」をめざそう
 - ・雑木林・農地などの緑地や黒目川、柳瀬川、野火止用水などの水辺といった新座市の豊かな自然が保全され、多くの生き物が生息するまちを目指します。
- 5 環境のためにみんなが考え行動する「まち」をめざそう
 - ・市民一人ひとりが環境問題を自らの問題として捉え、環境保全に対する高い意識をもって自発的に行動し、市民・事業者・市が協働して環境の保全に取り組むまちを目指します。

立地適正化計画に関連する主な市の取組（抜粋）

- ・公園等の公共空間において、緑道の整備を実施します。（みどりと公園課）
- ・雨水抑制対策量の引き上げに伴う、溢水対策の強化を図ります。（道路河川課）
- ・災害に強い建物への改修を進め、既存木造住宅の耐震診断や改修に係る費用の一部を助成します。（建築審査課）
- ・道路等のインフラ整備、延焼遮断機能の高い緑やオープンスペースの確保、幹線道路沿道の不燃化促進など住居系市街地の再整備により、居住の安全性を高める検討を行います。（都市計画課）
- ・本市全体の防災活動の中心となる防災中枢拠点、防災中枢拠点と連携する地区ごとの防災地区拠点、長期の避難生活に備える避難拠点や物資拠点、後方医療である医療拠点等の施設の整備を進める。（危機管理課）

2 現況分析

2-1 新座市の概況

(1) 市政の経緯

本市は、明治8年(1875)に本市の原形となる黒目川流域の片山10村が合併して片山村となり、明治22年(1889)には町村制施行によって大和田町と野火止村ほか新田3村が、合併して大和田町になりました。その後、昭和30年(1955)3月には大和田町と片山村が合併して新座町が成立し、さらに昭和45年(1970)に市制施行を行い、現在の新座市が誕生しています。

人口増加や企業進出等の社会経済の発展を受け、計画的な都市整備を進めるため、昭和29年(1954)に都市計画区域の指定、昭和45年(1970)に市街化区域・市街化調整区域を決定し、都市計画道路、都市公園、公共下水道等の都市施設、市街地開発事業(土地区画整理事業)の決定・事業推進を行っています。

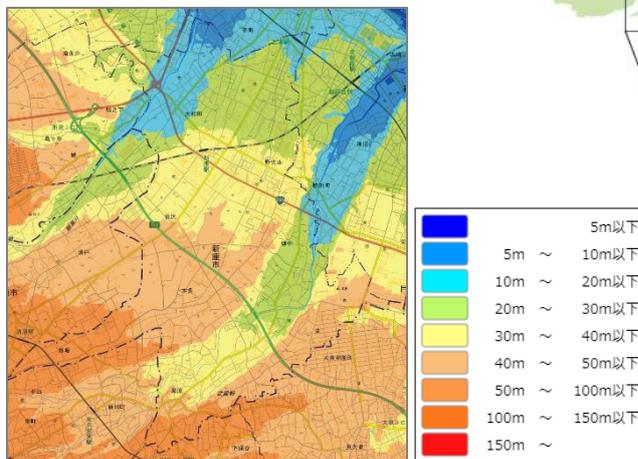
(2) 本市の位置・地勢

本市は、埼玉県の最南端に位置し、朝霞市、志木市、所沢市、三芳町の3市1町と接するほか、東京都の練馬区、西東京市、東久留米市、清瀬市と接しています。東京都心からは約25km圏内に位置し、JR武蔵野線、東武東上線、西武池袋線のほか、国道254号、国道463号によって東京都や県央と結ばれています。

また、北部を柳瀬川、南部を黒目川が流れ、両河川に挟まれた中央部は野火止台地と呼ばれる高台となっています。

図 位置・地勢

図 標高



資料：第5次新座市総合計画

資料：地理院地図

2-2 人口、世帯数

(1) 人口・世帯数の推移

本市の総人口は、高度経済成長期の急速な人口増加を経た後も、立地条件の良さや交通網の整備、市街地整備の推進により順調に伸び、昭和45(1970)年に77,704人であった人口が、50年後の令和2(2020)年には166,017人と約2.1倍になっています。

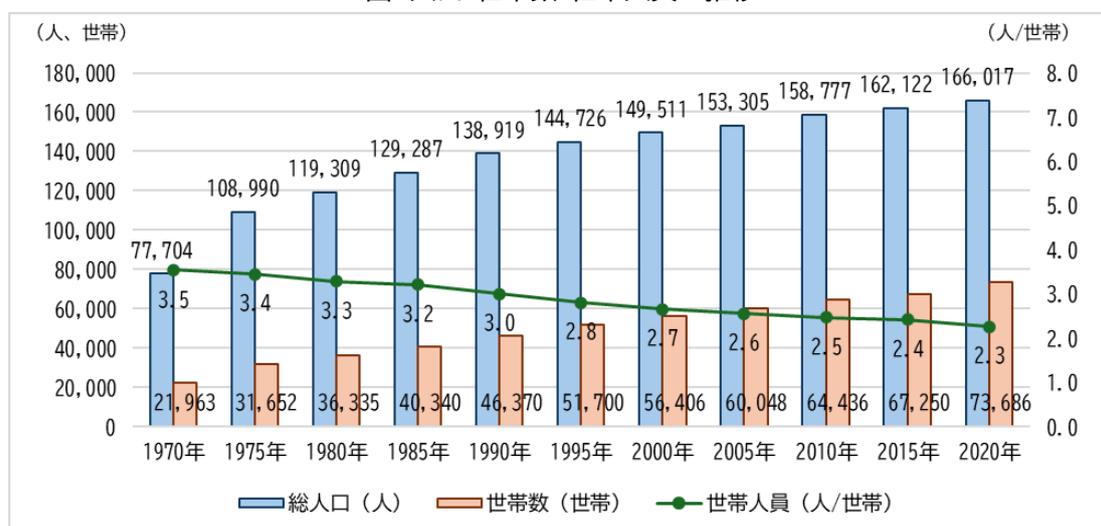
世帯数は、昭和45(1970)年に21,963世帯であったものが、令和2(2020)年には73,686世帯と約3.4倍と、人口以上に伸びています。これは核家族化の進行により、世帯人員が3.5人/世帯(昭和45(1970)年)から2.3人/世帯(令和2(2020)年)に低下していることが主な要因と考えられます。

表 人口・世帯数・世帯人員の推移

		総人口	世帯数	世帯人員
		(人)	(世帯)	(人/世帯)
昭和45年	1970年	77,704	21,963	3.5
昭和50年	1975年	108,990	31,652	3.4
昭和55年	1980年	119,309	36,335	3.3
昭和60年	1985年	129,287	40,340	3.2
平成2年	1990年	138,919	46,370	3.0
平成7年	1995年	144,726	51,700	2.8
平成12年	2000年	149,511	56,406	2.7
平成17年	2005年	153,305	60,048	2.6
平成22年	2010年	158,777	64,436	2.5
平成27年	2015年	162,122	67,250	2.4
令和2年	2020年	166,017	73,686	2.3

資料：国勢調査

図 人口・世帯数・世帯人員の推移



(2) 3階層別人口

本市の平成12(2000)年以降の3階層別人口を構成比で見ると、平成12(2000)年から令和2(2020)年の20年間で、年少人口が1.4ポイント、生産年齢人口が13.1ポイント減少し、老年人口が14.5ポイント増加しています。

少子高齢化が進行しているものの、埼玉県の3階層別人口の構成比と比較すると、年少人口は0.9ポイント上回り、老年人口は1.0ポイント下回っています。

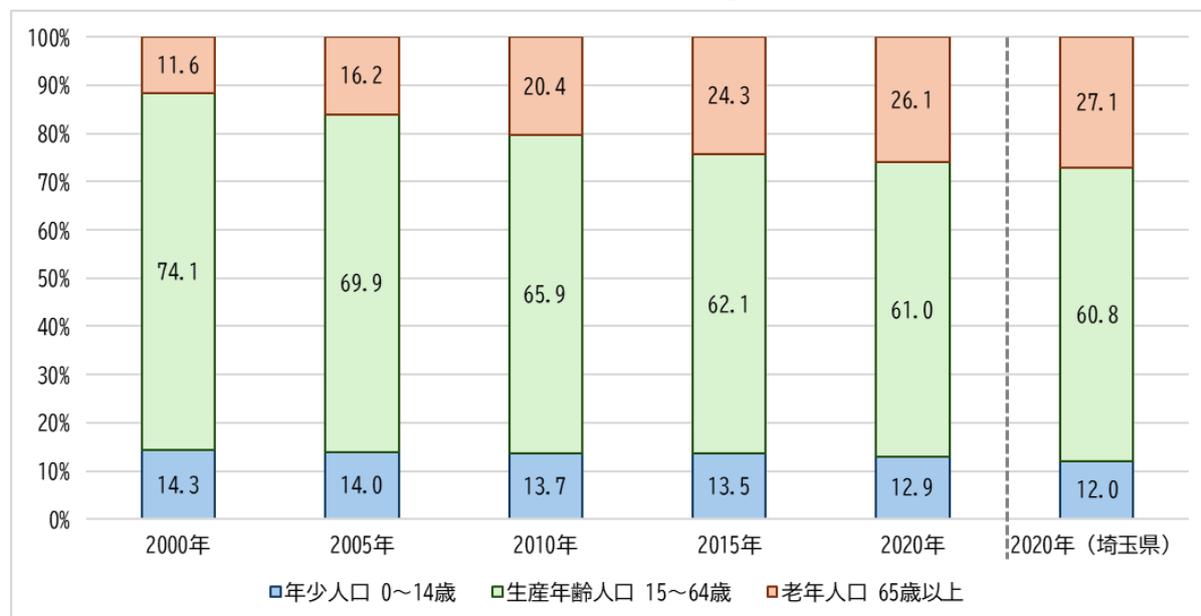
表 年齢3階層別人口の推移

				年少人口	生産年齢人口	老年人口	総人口
				0~14歳	15~64歳	65歳以上	
人口 (人)	平成12年	2000年		21,362	110,549	17,270	149,511
	平成17年	2005年		21,274	106,323	24,576	153,305
	平成22年	2010年		21,580	104,229	32,263	158,777
	平成27年	2015年		21,855	100,397	39,311	162,122
	令和2年	2020年		20,924	98,647	42,180	166,017
構成比 (%)	平成12年	2000年		14.3	74.1	11.6	100.0
	平成17年	2005年		14.0	69.9	16.2	100.0
	平成22年	2010年		13.7	65.9	20.4	100.0
	平成27年	2015年		13.5	62.1	24.3	100.0
	令和2年	2020年		12.9	61.0	26.1	100.0

※構成比は年齢不詳を除いている

資料：国勢調査

図 年齢3階層別人口構成比の推移



(3) 将来人口推計

本市の将来人口推計の結果をみると、令和7(2025)年より減少に転じ、令和27(2045)年には16万人を下回ると予測されます。

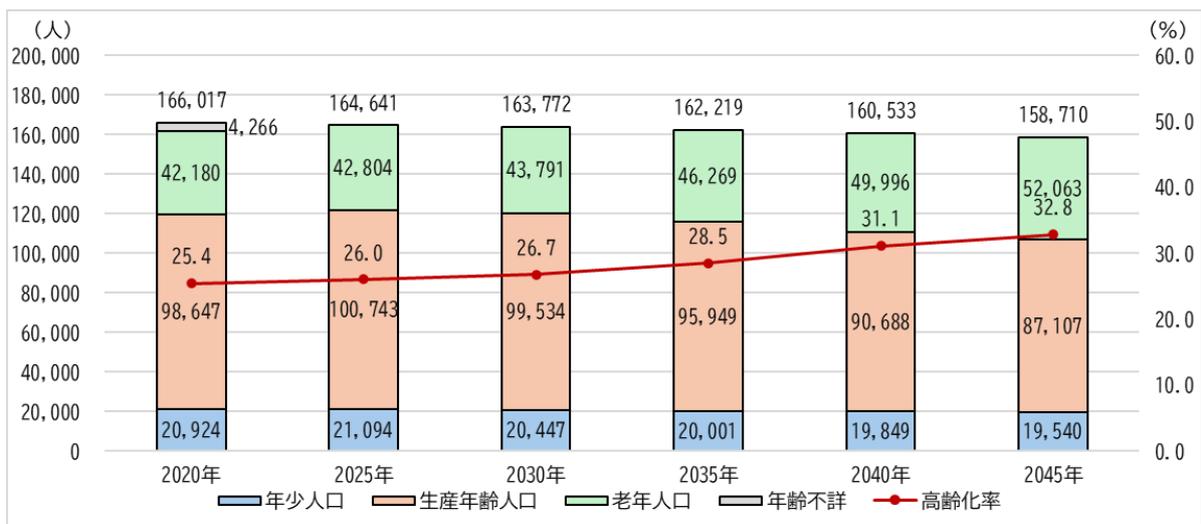
年齢3階層の構成比は、少子高齢化が進行し、年少人口と生産年齢人口の割合が減少する一方、老年人口の割合が増加し、令和22(2040)年には3割を上回ると予測されます。

表 年齢3階層別将来人口の推移

			年少人口	生産年齢人口	老年人口	総人口
			0~14歳	15~64歳	65歳以上	
人口 (人)	令和2年	2020年	20,924	98,647	42,180	166,017
	令和7年	2025年	21,094	100,743	42,804	164,641
	令和12年	2030年	20,447	99,534	43,791	163,772
	令和17年	2035年	20,001	95,949	46,269	162,219
	令和22年	2040年	19,849	90,688	49,996	160,533
	令和27年	2045年	19,540	87,107	52,063	158,710
構成比 (%)	令和2年	2020年	12.9	61.0	26.1	100.0
	令和7年	2025年	12.8	61.2	26.0	100.0
	令和12年	2030年	12.5	60.8	26.7	100.0
	令和17年	2035年	12.3	59.1	28.5	100.0
	令和22年	2040年	12.4	56.5	31.1	100.0
	令和27年	2045年	12.3	54.9	32.8	100.0

資料：国勢調査、日本の地域別将来推計人口(平成30年(2018年)3月30日)／国立社会保障・人口問題研究所

図 年齢3階層別将来人口の推移



(4) 区域別人口

令和2（2020）年の市街化区域人口は153,388人、市街化調整区域人口は12,629人となっており、9割以上の方が市街化区域内に住まわれています。

1haあたりの人口密度を見ると、令和2（2020）年までの20年に市街化区域では7.3人増加している一方、市街化調整区域では多少の増減はあるもののほぼ横ばいの状況です。

なお、埼玉県県の南地域（都心から概ね10～30km圏内）における市街化区域の平均人口密度は約99.8人/haであり、本市の111.0人/haはそれを大幅に上回っています。

表 区域別人口・人口密度の推移

		面積 (ha)			人口 (人)			人口密度 (人/ha)						
		都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域				
平成12年	2000年	2,280	1,299	57.0%	981	43.0%	149,511	134,679	90.1%	14,832	9.9%	65.6	103.7	15.1
平成17年	2005年	2,280	1,299	57.0%	981	43.0%	153,305	138,528	90.4%	14,777	9.6%	67.2	106.6	15.1
平成22年	2010年	2,280	1,328	58.2%	952	41.8%	158,777	145,676	91.7%	13,101	8.3%	69.6	109.7	13.8
平成27年	2015年	2,280	1,331	58.4%	949	41.6%	162,122	148,540	91.6%	13,582	8.4%	71.1	111.6	14.3
令和2年	2020年	2,278	1,382	60.7%	896	39.3%	166,017	153,388	92.4%	12,629	7.6%	72.9	111.0	14.1

資料：新座市都市計画概要（面積）、都市計画基礎調査（人口）

図 区域別人口の推移

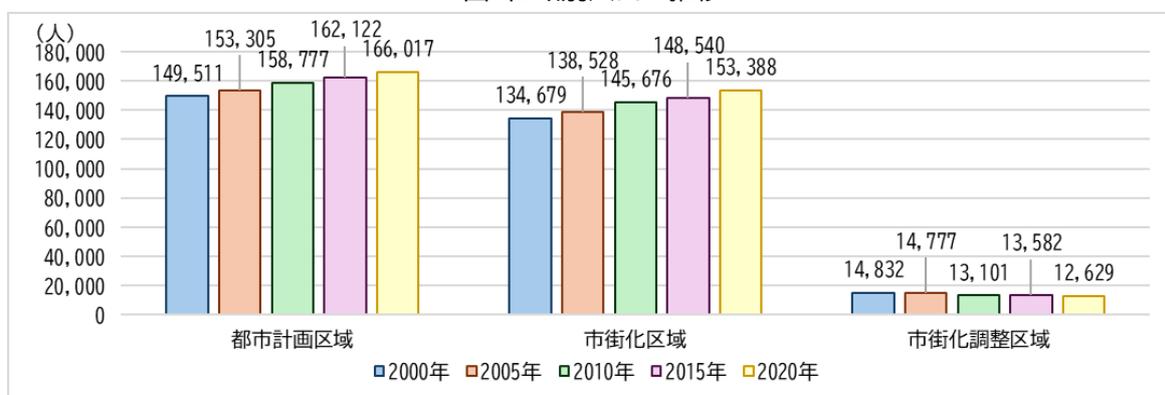
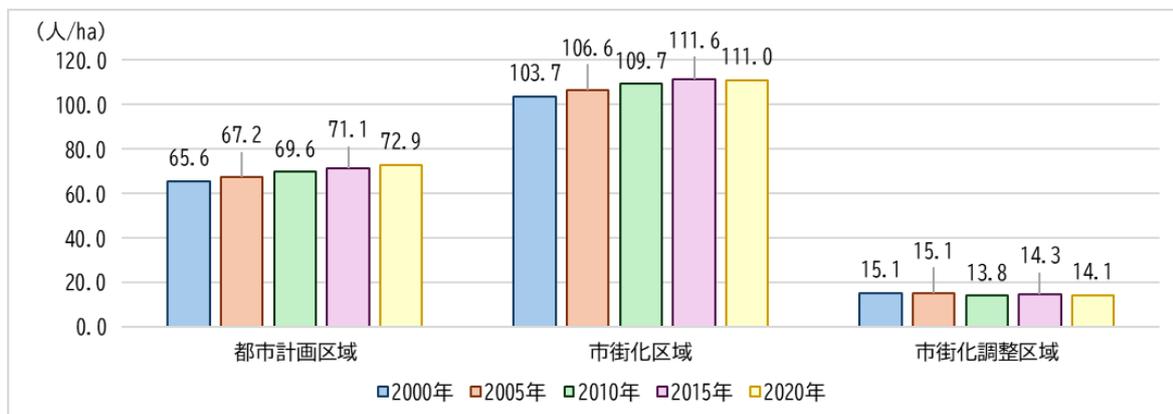


図 区域別人口密度の推移



(5) 人口集中地区 (DID)

人口集中地区 (DID) は、人口増加に応じて 1970 年代に急速に拡大し、令和 2 (2020) 年における DID 面積は 1,496ha と市街化区域 (1,382ha) を 110ha ほど上回っており、これは市全体の面積の 65.7% を占めています。

また、人口密度は 104.6 人/ha となっており、DID に含まれる人口は総人口の 94.3% となっています。

表 DID 人口・DID 人口密度の推移

		DID人口	DID面積	DID人口密度	市全体に対する人口の割合 (%)	市全体に対する面積の割合 (%)
		(人)	(ha)	(人/ha)		
昭和45年	1970年	51,807	580	89.3	66.7%	25.4%
昭和50年	1975年	89,567	1,080	82.9	82.2%	47.4%
昭和55年	1980年	101,572	1,200	84.6	85.1%	52.6%
昭和60年	1985年	109,185	1,200	91.0	84.5%	52.6%
平成2年	1990年	123,462	1,350	91.5	88.9%	59.2%
平成7年	1995年	134,666	1,550	86.9	93.0%	68.0%
平成12年	2000年	138,342	1,515	91.3	92.5%	66.4%
平成17年	2005年	142,371	1,531	93.0	92.9%	67.1%
平成22年	2010年	148,558	1,539	96.5	93.6%	67.5%
平成27年	2015年	152,219	1,537	99.0	93.9%	67.5%
令和2年	2020年	156,505	1,496	104.6	94.3%	65.7%

資料：国勢調査

図 DID 人口・DID 人口密度の推移

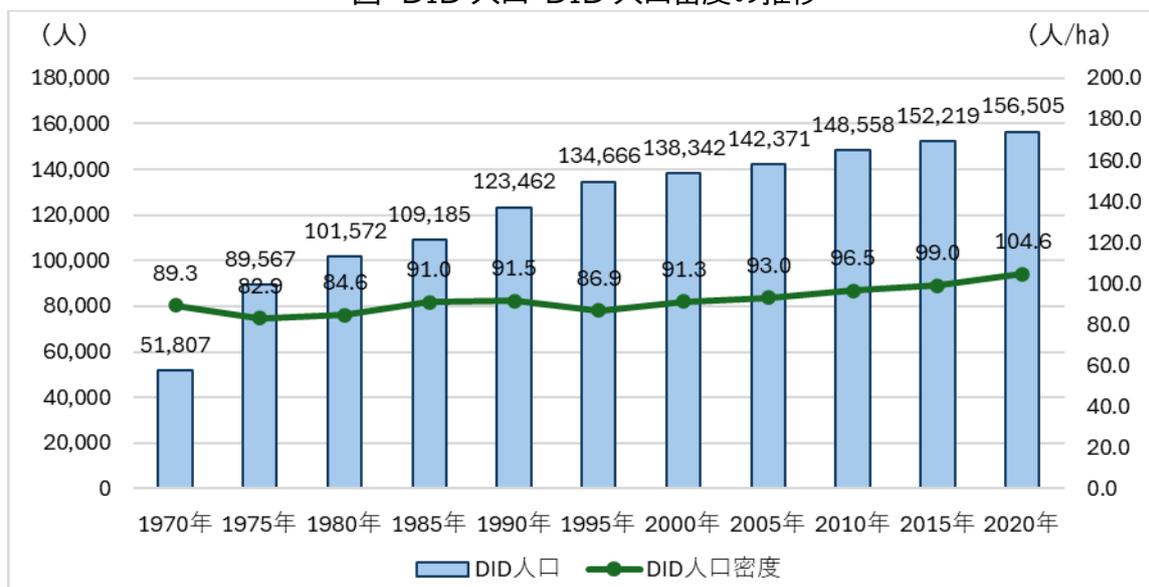
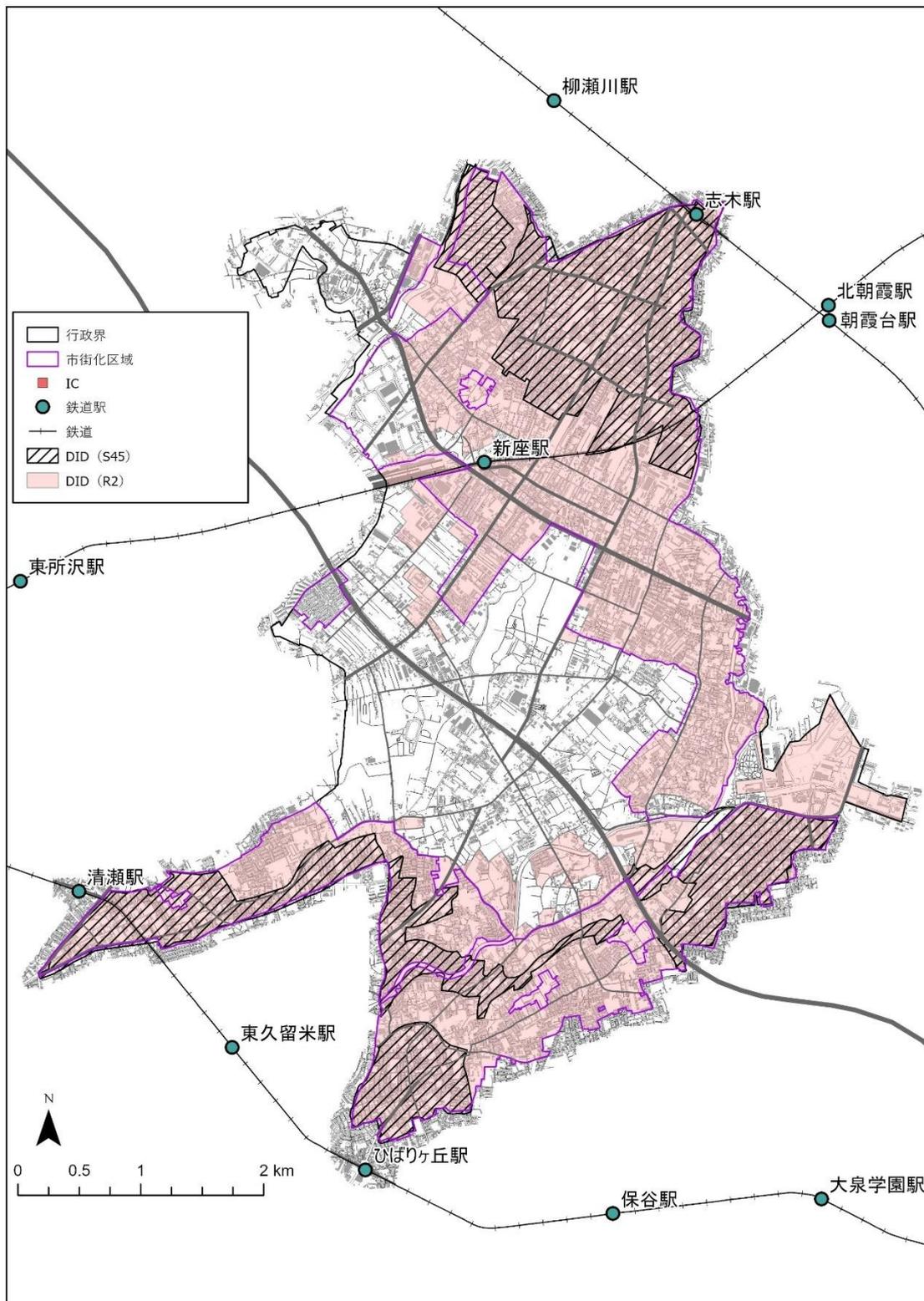


図 DIDの指定状況



(6) 人口動態

1) 自然動態・社会動態

自然動態は平成 27 (2015) 年及び平成 28 (2016) 年では、自然増となっていました
が、少子高齢化の影響で平成 29 (2017) 年に自然減に移行しています。埼玉県全体では
平成 24 (2012) 年から自然減となっていることから、県と比較して少子高齢化の進展は
はやや遅いと読みとれます。

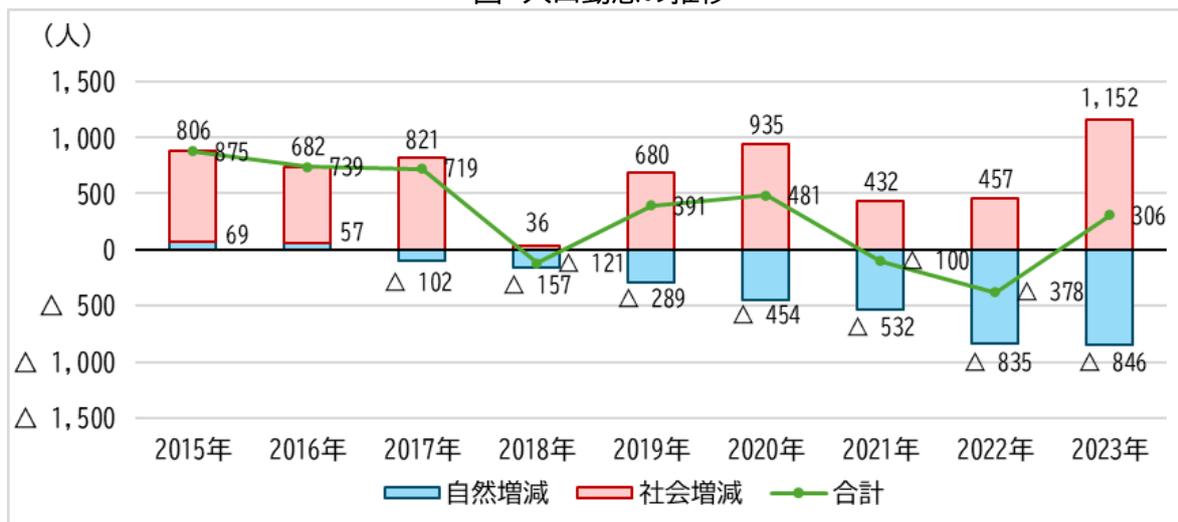
また、社会動態は、年により振れ幅が大きいものの、平成 27 (2015) 年から一貫して
転入が転出を上回る社会増が続いています。

表 自然動態・社会動態

		出生 (人)	死亡 (人)	自然増減 (人)	転入 (人)	転出 (人)	社会増減 (人)	合計 (人)
平成27年	2015年	1,354	1,285	69	8,419	7,613	806	875
平成28年	2016年	1,330	1,273	57	8,275	7,593	682	739
平成29年	2017年	1,224	1,326	△ 102	8,456	7,635	821	719
平成30年	2018年	1,241	1,398	△ 157	7,988	7,952	36	△ 121
令和元年	2019年	1,112	1,401	△ 289	8,471	7,791	680	391
令和2年	2020年	1,047	1,501	△ 454	8,297	7,362	935	481
令和3年	2021年	1,082	1,614	△ 532	8,119	7,687	432	△ 100
令和4年	2022年	959	1,794	△ 835	8,137	7,680	457	△ 378
令和5年	2023年	1,016	1,862	△ 846	8,731	7,579	1,152	306

資料：住民異動月報、人口動態一覧表（各月末現在）

図 人口動態の推移



2) 転入・転出

平成 27 (2015) 年～令和 2 (2020) 年の 5 年間の転出入は、転入者数が 17,586 人、転出者数が 16,188 人で、約 1,400 人の転入超過となっています。

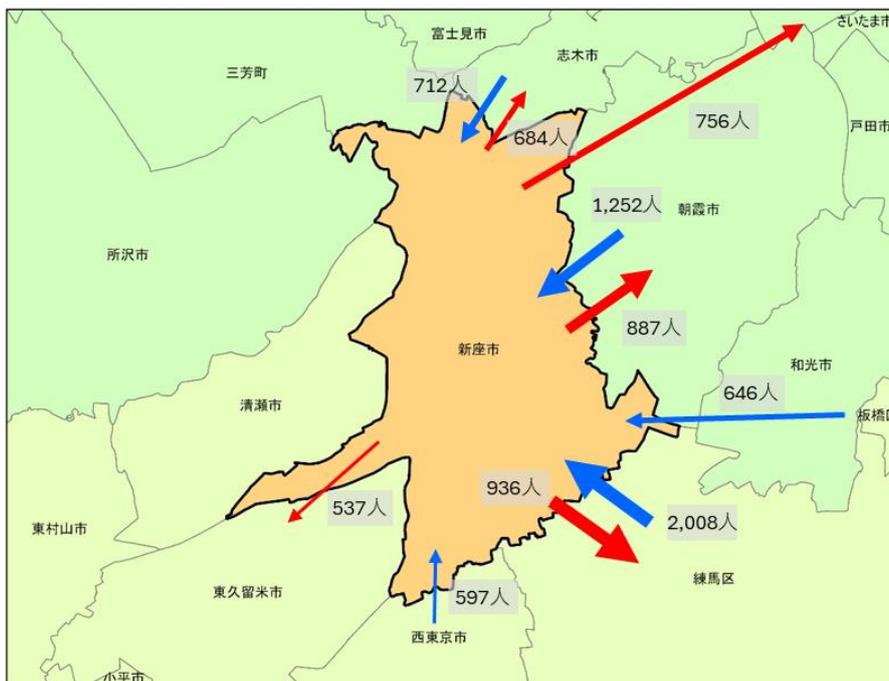
内訳を見ると、埼玉県内では転出超過であるのに対し、他の都道府県に対しては転入超過となっており、特に東京都の近接自治体からの転入が多い状況です。中でも、隣接する練馬区に対しては約 2,008 人が転入、936 人が転出しており、転出入共に最も多い自治体となっています。

表 転入・転出状況

転入者合計：17,586人					
埼玉県内 (転入者数：5,451人)		東京都 (転入者数：7,131人)		他道府県 (転入者数：5,004人)	
朝霞市	1,252人	練馬区	2,008人	神奈川県	777人
志木市	712人	板橋区	646人	千葉県	574人
さいたま市	457人	西東京市	597人	大阪府	284人
和光市	442人	東久留米市	493人	愛知県	233人
所沢市	416人	清瀬市	408人	茨城県	208人
転出者合計：16,188人					
埼玉県内 (転出者数：5,924人)		東京都 (転出者数：5,477人)		他道府県 (転出者数：4,787人)	
朝霞市	887人	練馬区	936人	神奈川県	811人
さいたま市	756人	東久留米市	537人	千葉県	638人
志木市	684人	清瀬市	513人	北海道	255人
所沢市	521人	西東京市	513人	愛知県	240人
川越市	381人	板橋区	347人	茨城県	225人

資料：国勢調査

図 上位5市区の転入・転出状況



※埼玉県内、東京都内の転入元、転出先の上位5市区を図化

(7) 通勤・通学人口

令和2（2020）年の通勤・通学による流出入の状況を見ると、地域外への流出人口が地域外からの流入人口を上回っており、昼間人口は流出超過となっています。流出人口が多い上位5市区をみると、都内への流出が多くを占める一方、流入人口の上位5市区はほとんどが隣接する市区となっています。

表 流入・流出人口の状況(不詳を除く)

	通勤・通学者	
	人口（人）	構成比（%）
新座市に居住する通勤・通学者	85,589	100.0%
市内に通勤・通学	34,717	40.6%
市外へ通勤・通学（流出）	50,872	59.4%
市外から流入	30,920	—

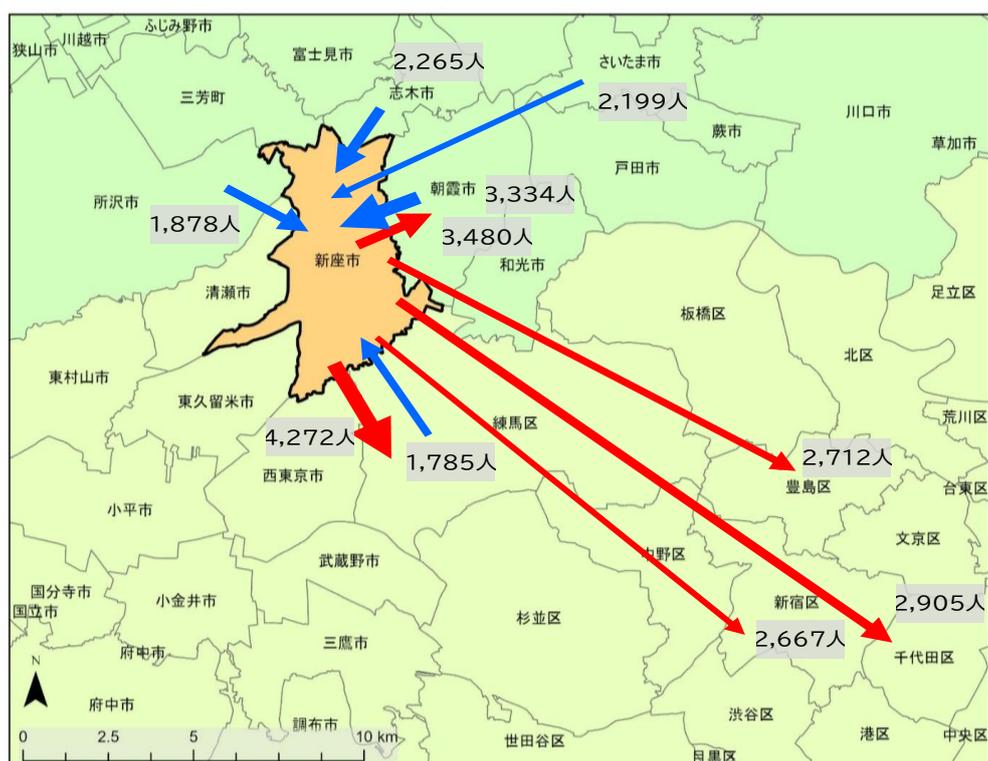
資料：国勢調査

表 流入・流出人口の多い上位5市区

流出人口（人）		流入人口（人）	
練馬区	4,272	朝霞市	3,334
朝霞市	3,480	志木市	2,265
千代田区	2,905	さいたま市	2,199
豊島区	2,712	所沢市	1,878
新宿区	2,667	練馬区	1,785

資料：国勢調査

図 上位5市区の流入・流出状況



2-3 産業

(1) 就業者数

本市の令和2（2020）年の総就業者数は73,463人となっており、平成27（2015）年から6,000人程度減少しています。

産業別の構成比をみると、第一次、第二次産業の構成比が減少傾向となっている一方、第三次産業は伸び続けており、令和2（2020）年では約75%を占めています。

表 就業者数、就業率の推移

		総人口 (人)	総就業者数 (人)	就業率 (%)	第一次産業 (人)	第二次産業 (人)	第三次産業 (人)	分類不能 (人)
平成12年	2000年	149,511	79,211	53.0	1,021	23,118	52,808	2,264
平成17年	2005年	153,305	77,657	50.7	1,011	19,664	54,805	2,177
平成22年	2010年	158,777	72,875	45.9	793	17,122	54,037	6,817
平成27年	2015年	162,122	79,125	48.8	825	16,926	54,395	6,979
令和2年	2020年	166,017	73,463	44.3	701	14,905	55,081	2,776

資料：国勢調査

図 就業者数、就業率の推移

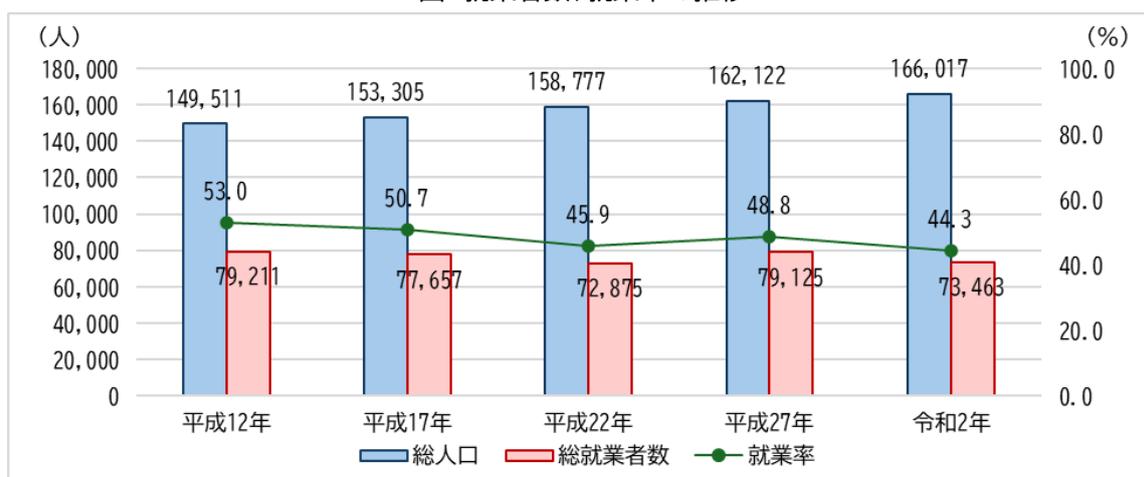
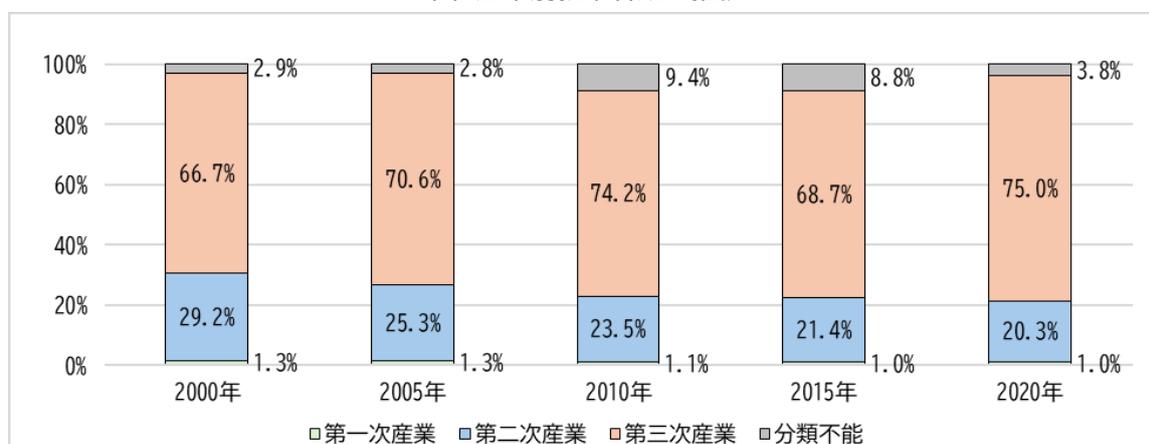


図 産業別就業者数の推移



(2) 農業

本市では、露地野菜を中心に都市農業が営まれてきましたが、都市化の進展に伴って宅地への転換が進んでおり、農地は減少傾向にあります。

農家数は、自給的農家が維持、専業農家が増加傾向にあるものの、兼業農家の減少が著しく、農業就業人口は平成12(2000)年から令和2(2020)年にかけておよそ半減しています。

また、経営耕地面積についても同期間中に392haから330haにまで減少しています。担い手の高齢化も進んでいるため、今後は遊休農地の増加が懸念されています。

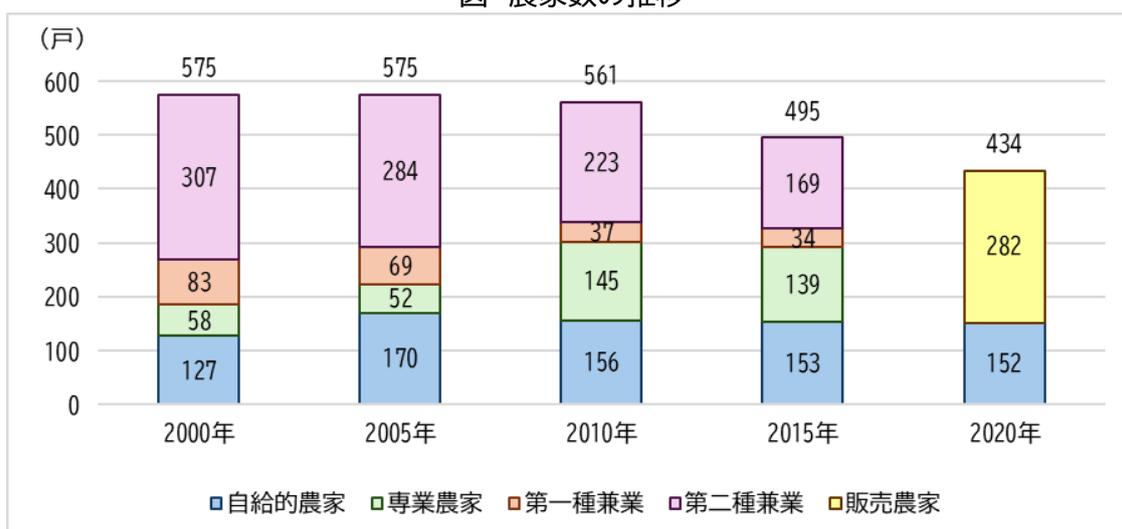
図 農家数、農業就業人口、経営耕地面積の推移

		農家 総数 (戸)	自給的 農家 (戸)	専業 農家 (戸)	兼業 農家 (戸)	兼業農家		農業就業 人口 (人)	総経営耕 地面積 (ha)
平成12年 2000年	平成17年 2005年					平成22年 2010年	平成27年 2015年		
平成12年	2000年	575	127	58	390	83	307	1,102	392
平成17年	2005年	575	170	52	353	69	284	977	370
平成22年	2010年	561	156	145	260	37	223	781	354
平成27年	2015年	495	153	139	203	34	169	662	303
令和2年	2020年	434	152	販売農家(※) : 282				572	330

※販売農家：2020年(令和2年)より集計方法変更

資料：農業センサス

図 農家数の推移



(3) 工業

本市では、製造業を主体として産業の発展が行われてきました。印刷・製本関係の工場の移転や東日本大震災等の影響により、平成24年には製造品出荷額が1千億円を下回りましたが、その後は復調の兆しがみえ、2019（令和元）年は約1,300億円でした。

事業所数は、平成20（2008）年以降は減少傾向にあります。従業員数は、おおむね6,000人程度で推移しており、近年は安定化しています。

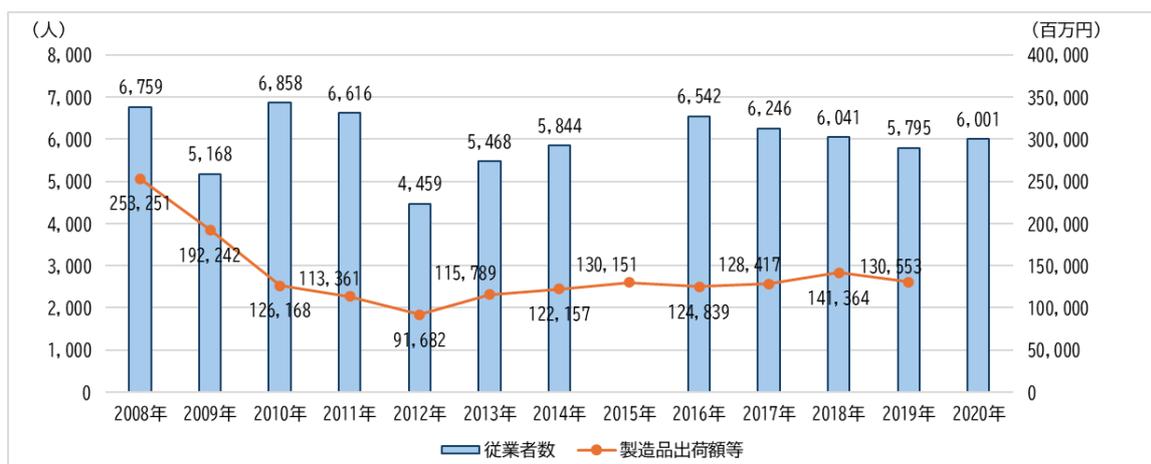
表 工業の推移

		事業所数 (箇所)	従業員数 (人)	製造品出荷額等 (百万円)
平成20年	2008年	283	6,759	253,251
平成21年	2009年	234	5,168	192,242
平成22年	2010年	234	6,858	126,168
平成23年	2011年	242	6,616	113,361
平成24年	2012年	207	4,459	91,682
平成25年	2013年	203	5,468	115,789
平成26年	2014年	210	5,844	122,157
平成27年	2015年	—	—	130,151
平成28年	2016年	234	6,542	124,839
平成29年	2017年	188	6,246	128,417
平成30年	2018年	183	6,041	141,364
令和1年	2019年	187	5,795	130,553
令和2年	2020年	190	6,001	—

※2015年の工業統計は非調査。ただし、製造品出荷額等は経済センサス活動調査の数値

資料：工業統計、経済センサス活動調査

図 工業の推移



(4) 商業

小売業についてみると、令和3（2021）年における商店数は515件、従業者数は6,695人、年間商品販売額は約1,300億円となっています。

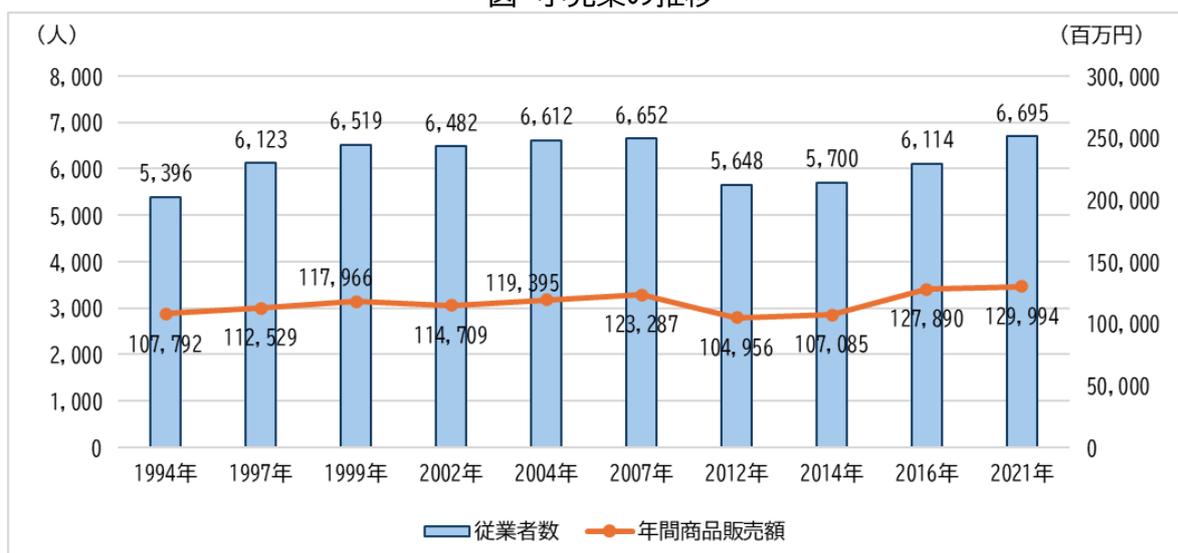
平成24（2012）年以降の推移をみると、商店数は500～600箇所まで推移している一方で、従業者数、年間商品販売額は増加傾向にあり、令和3（2021）年が最も高くなっています。

表 小売業の推移

		商店数 (店)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
平成6年	1994年	968	5,396	107,792
平成9年	1997年	956	6,123	112,529
平成11年	1999年	932	6,519	117,966
平成14年	2002年	890	6,482	114,709
平成16年	2004年	815	6,612	119,395
平成19年	2007年	827	6,652	123,287
平成24年	2012年	571	5,648	104,956
平成26年	2014年	545	5,700	107,085
平成28年	2016年	633	6,114	127,890
令和3年	2021年	515	6,695	129,994

資料：商業統計、経済センサス活動調査

図 小売業の推移



2-4 土地利用

(1) 土地利用

土地利用の動向をみると、市街化区域内では、住宅用地が45.5%と最も多く、次いで市街地の都市基盤となる道路用地が17.0%となっています。

市街化調整区域内では、自然的土地利用が約34%を占められており、市街化調整区域内に広がる農地や雑木林などのみどりは、本市の特色の一つとなっていますが、工業用地や住宅用地の割合も高くなっています。

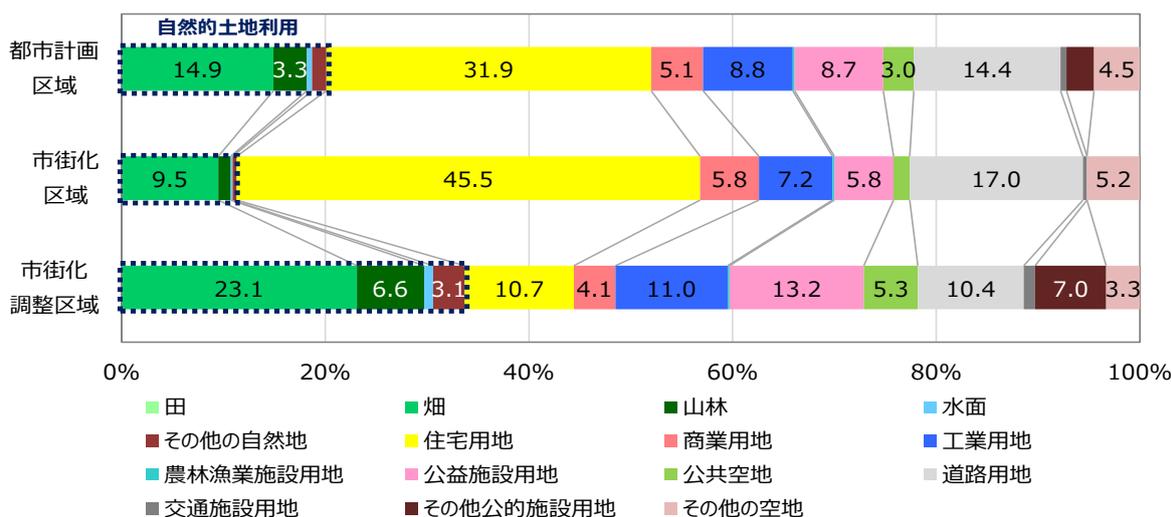
工業系用途地域の準工業地域、工業地域においては、一部に住宅が立地しており、特に工業地域においては、工場の移転や廃止に伴う住宅への土地利用転換により、工場と住居とが混在した状態となっています。

図 区域区別土地利用面積(令和3(2021)年)

	面積 (ha)														
	自然的土地利用					都市的土地利用									
	田	畑	山林	水面	その他の自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	農林漁業施設用地	公益施設用地	公共空地	道路用地	交通施設用地	その他公的施設用地	その他の空地
都市計画区域	0.0	339.0	76.1	11.4	32.9	724.4	116.6	199.5	3.7	199.0	69.3	327.4	14.7	62.5	101.6
市街化区域	0.0	131.3	17.1	3.1	5.4	628.9	80.1	100.1	2.2	80.3	21.9	234.7	5.2	0.0	71.7
市街化調整区域	0.0	207.7	59.0	8.3	27.5	95.5	36.5	99.4	1.5	118.7	47.4	92.8	9.5	62.5	29.8

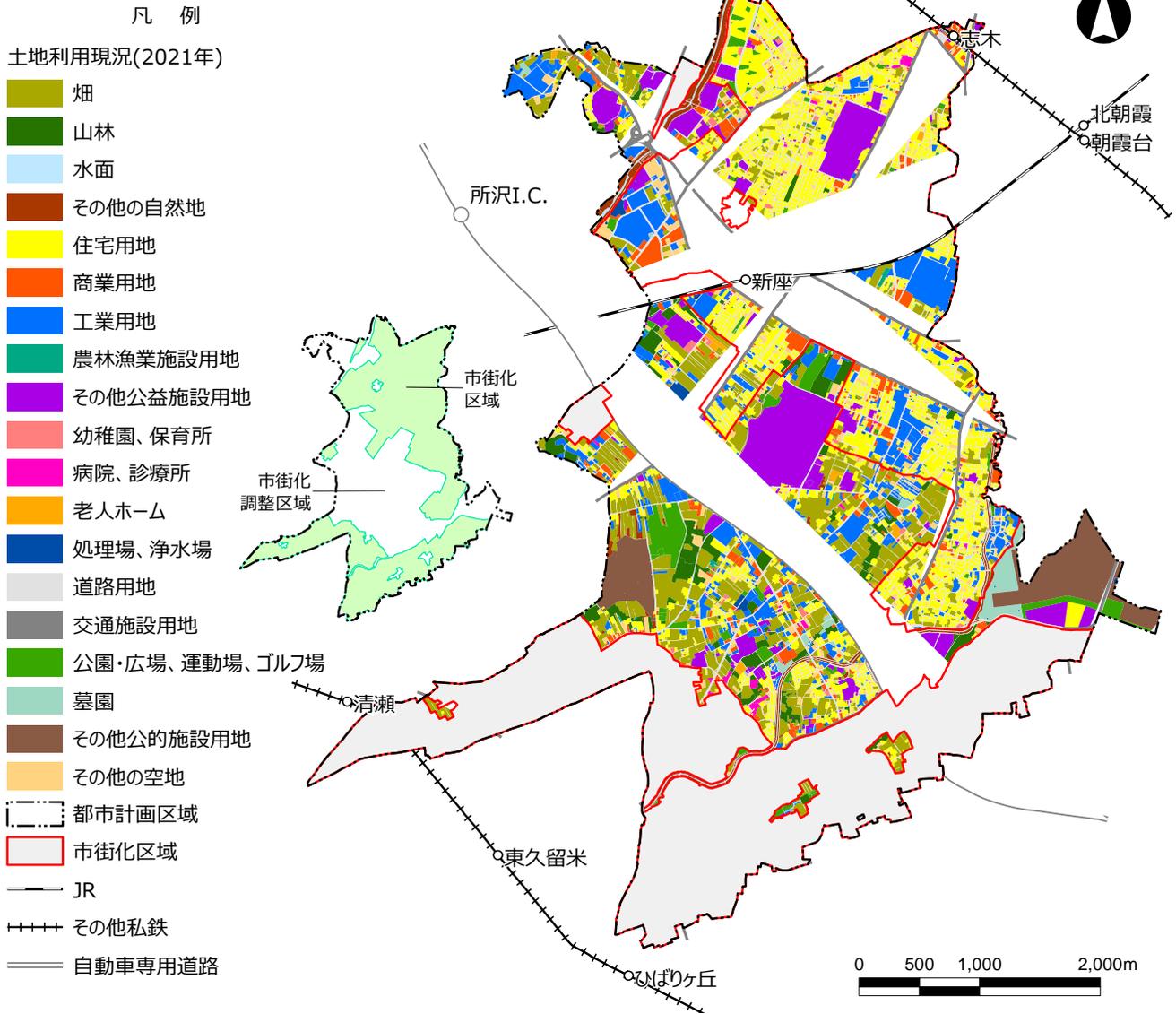
資料：都市計画基礎調査

図 区域区別土地利用面積比(令和3(2021)年)



資料：新座市都市計画マスタープラン

図 土地利用現況(令和3(2021)年)



※その他公益施設用地：幼稚園、保育所、病院、診療所、老人ホームを除く公益施設用地で学校施設や大学等
その他の公的施設用地：防衛施設用地

資料：新座市都市計画マスタープラン

(2) 地価

令和5(2023)年の地価公示は、志木駅前の地点3が699千円/㎡と最も高くなっており、他の地点は商業系用途地域の平均が448千円/㎡、住居系用途地域の平均が209千円/㎡、工業系用途地域が151千円/㎡、市街化調整区域が77.3千円/㎡となっています。

増減率を見ると、ほとんどの地点で緩やかな上昇傾向にあり、特に各駅周辺の利便性が高い地点で伸び率が高くなっています。また、調整区域に位置する24についても、減少率はわずかなものとなっています。

図 地価公示の推移

番号	用途地域	建物用途	地価公示(単位:千円)										増減率
			H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
			2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	
1	準工	住宅	148	148	148	148	149	150	150	148	149	151	2.0%
2	商業	共同住宅	-	-	-	-	-	-	-	-	-	441	-
3	商業	店舗	614	618	623	627	643	666	686	670	674	699	13.8%
4	近商	店舗,事務所	345	346	347	350	357	364	371	367	370	381	10.4%
5	近商	店舗	243	247	249	250	255	261	266	263	265	271	11.5%
6	1住居	住宅	188	189	189	190	192	194	196	194	197	202	7.4%
7	1住居	住宅	247	250	252	254	259	265	271	269	273	280	13.4%
8	1住居	住宅	164	165	166	167	168	169	170	168	171	175	6.7%
9	1住居	住宅	181	182	182	182	184	186	187	185	187	189	4.4%
10	1住居	住宅	285	290	295	299	308	316	322	319	325	335	17.5%
11	1住居	店舗	260	262	264	266	270	275	280	277	279	285	9.6%
12	2中専	住宅	174	175	176	177	178	179	180	178	180	184	5.7%
13	1中専	住宅	223	225	225	227	230	233	236	233	236	242	8.5%
14	1中専	住宅	194	195	196	197	199	201	203	201	204	206	6.2%
15	1中専	住宅	188	189	189	190	192	194	196	194	197	201	6.9%
16	1中専	住宅	214	216	217	219	223	227	230	228	231	237	10.7%
17	1中専	住宅	217	218	219	221	224	228	230	229	233	239	10.1%
18	1中専	住宅	171	172	173	174	176	178	180	179	181	184	7.6%
19	1低専	住宅	154	154	154	154	155	156	156	155	157	162	5.2%
20	1低専	住宅	146	146	146	146	148	149	150	149	151	153	4.8%
21	1低専	住宅	155	155	155	155	156	157	158	157	159	161	3.9%
22	1低専	住宅	176	177	178	179	181	183	185	183	186	190	8.0%
23	1低専	住宅	131	131	131	131	131	131	131	130	131	132	0.8%
24	調整区域	住宅	78	78	78	78	78	78	78	77	77	77	-0.3%

※増減率は、2023年と2014年を比較した割合。

資料：国土数値情報

図 用途地域別地価公示の推移

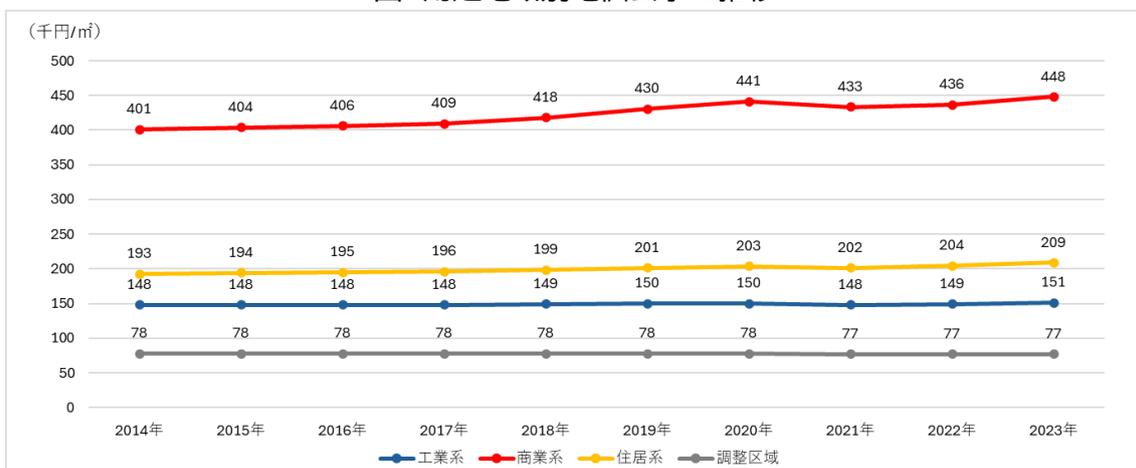
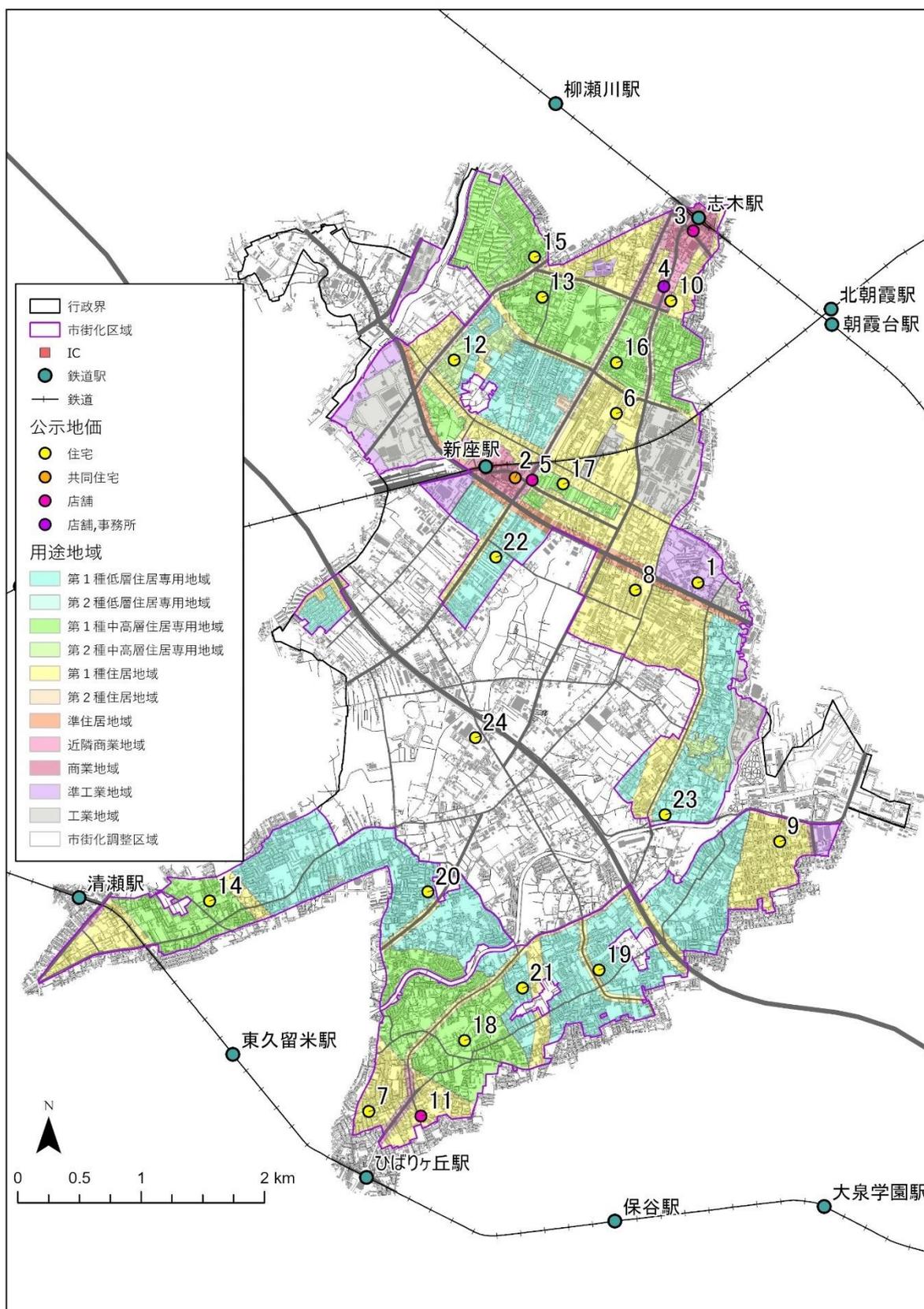


図 地価公示地点



(3) 新築動向

令和2(2020)年までの5年間の新築件数をみると、市街化区域では年間750件程度、市街化調整区域では30件程度となっており、ほぼ横ばいの状況です。

なお、令和2(2020)年はそれまでとやや異なる傾向となりましたが、これは感染症の拡大やオリンピックの開催に伴う影響と考えられます。

表 新築件数の推移

	市街化区域					市街化調整区域					合計
	戸建	集合	商業	工業	計	戸建	集合	商業	工業	計	
2016年	679	54	17	0	750	27	1	3	1	32	782
2017年	668	41	21	1	731	27	0	2	0	29	760
2018年	720	36	15	5	776	21	0	3	2	26	802
2019年	675	39	14	2	730	17	1	6	0	24	754
2020年	547	47	9	2	605	34	0	67	1	102	707

資料：都市計画基礎調査

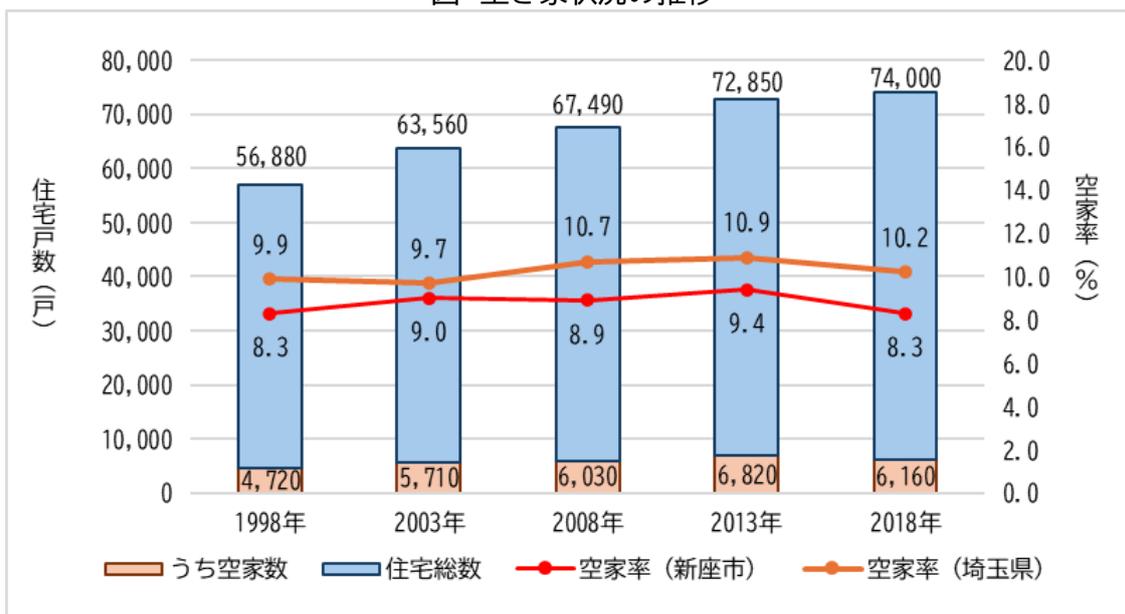
(4) 空家

本市の空家率は8.3%と県平均の10.2%を下回っており、平成30(2018)年の空家数は6,160件です。

今後の人口減少に伴い、空家等の増加が予想されますが、老朽化した家屋の倒壊や雑草・害虫の発生といった安全・衛生面への影響とともに、空家等への不法侵入や不法占拠、粗大ゴミなどの不法投棄、放火の原因といった防犯面での影響が危惧されます。

また、平成27(2015)年以降、市民や町内会から空家等に関する新規相談が毎年50件程度市に寄せられています。

図 空き家状況の推移



資料：新座市都市計画マスタープラン

2-5 交通

(1) 道路網

本市の交通網は、高速交通体系である関越自動車道、国道 254 号、国道 463 号が広域の都市間を結ぶ主要な道路である広域幹線道路を形成しています。

また、周辺都市や市内の地域・各拠点間を結ぶ主要な道路である一般県道川越・新座線、主要地方道さいたま・東村山線などの地域幹線道路は、市内の骨格を形成しています。

図 道路網の状況



資料：認定道路網、新座市都市計画マスタープラン

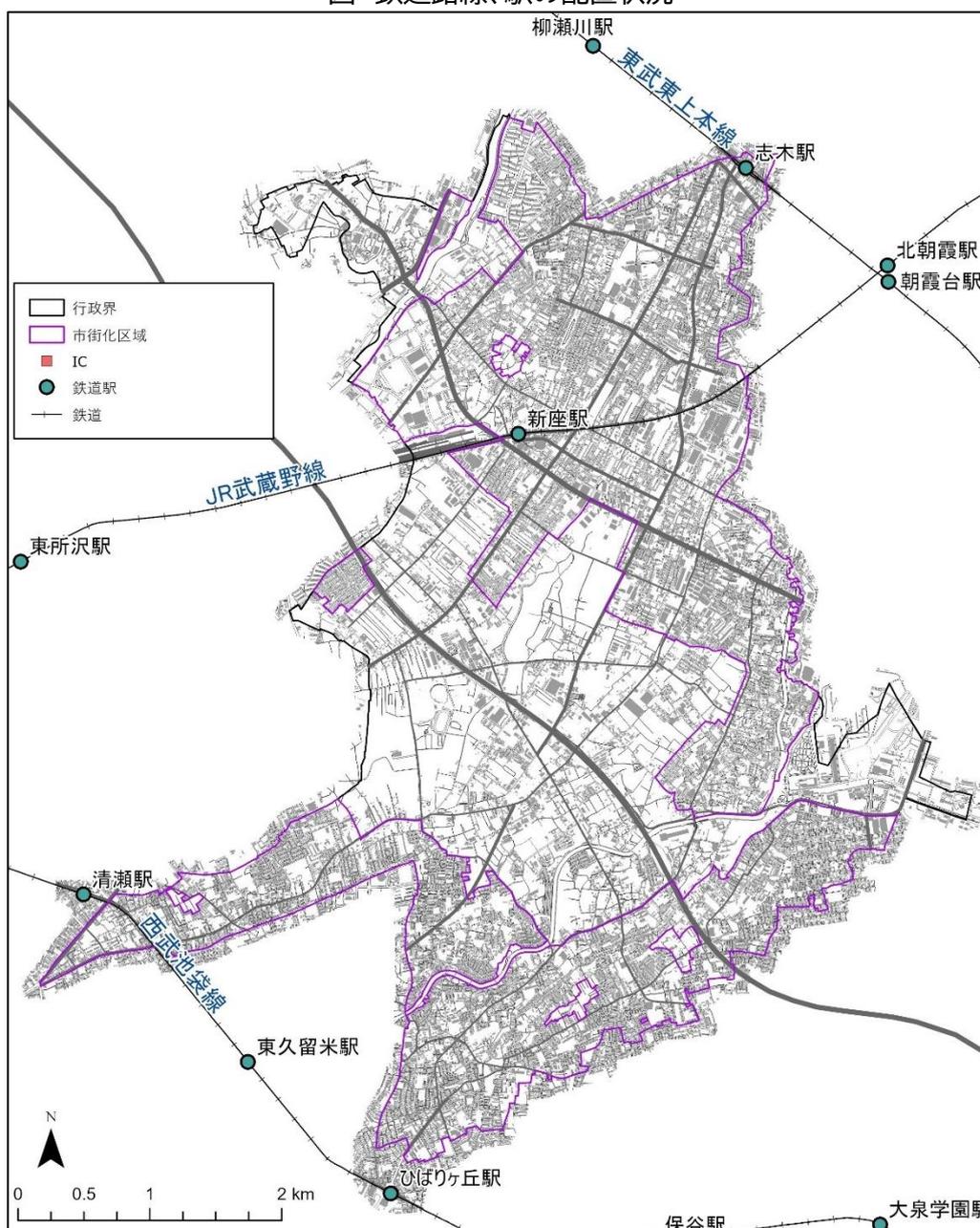
(2) 鉄道

1) 鉄道路線、駅

市内には、JR 武蔵野線の新座駅、東武東上本線の志木駅があるほか、西武池袋線のひばりヶ丘駅、清瀬駅が近接しています。

JR 武蔵野線は、平日は上り下りともに 130 本程度、ピーク時間帯は 4 分～8 分間隔で運行されており、新秋津駅、北朝霞駅などで他線への乗り換えることができます。東武東上本線は、平日の上りが 294 本、下りが 241 本、ピーク時間帯は 1 分～8 分間隔で運行されており、最短 23 分で池袋駅にアクセスできます。

図 鉄道路線、駅の配置状況



資料：国土数値情報

2) 乗車人員

市内の志木駅、新座駅と市外のひばりヶ丘駅、清瀬駅ともに乗車人員は、令和元(2019)年までは増加傾向にありましたが、2020年令和2(2020)年の新型コロナウイルス感染症拡大の影響で大きく減少し、その後は再び回復傾向にあります。

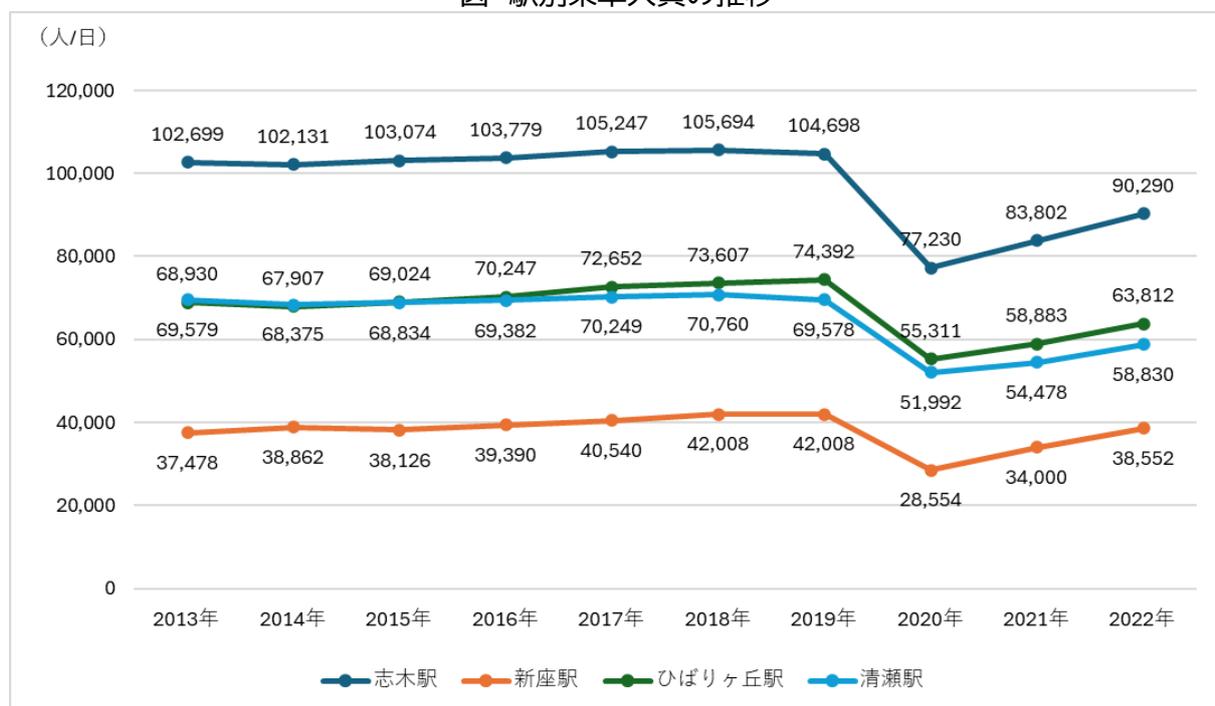
乗車人員は、他線への乗り換えなしで都心へアクセスできる東武東上本線や西武池袋線の駅の乗車人員が多い傾向にあります。

表 駅別乗車人員の推移

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年
		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
市内	志木駅	102,699	102,131	103,074	103,779	105,247	105,694	104,698	77,230	83,802	90,290
	新座駅	37,478	38,862	38,126	39,390	40,540	42,008	42,008	28,554	34,000	38,552
市外	ひばりヶ丘駅	68,930	67,907	69,024	70,247	72,652	73,607	74,392	55,311	58,883	63,812
	清瀬駅	69,579	68,375	68,834	69,382	70,249	70,760	69,578	51,992	54,478	58,830
合計		278,686	277,275	279,058	282,798	288,688	292,069	290,676	213,087	231,163	251,484

資料：国土数値情報

図 駅別乗車人員の推移



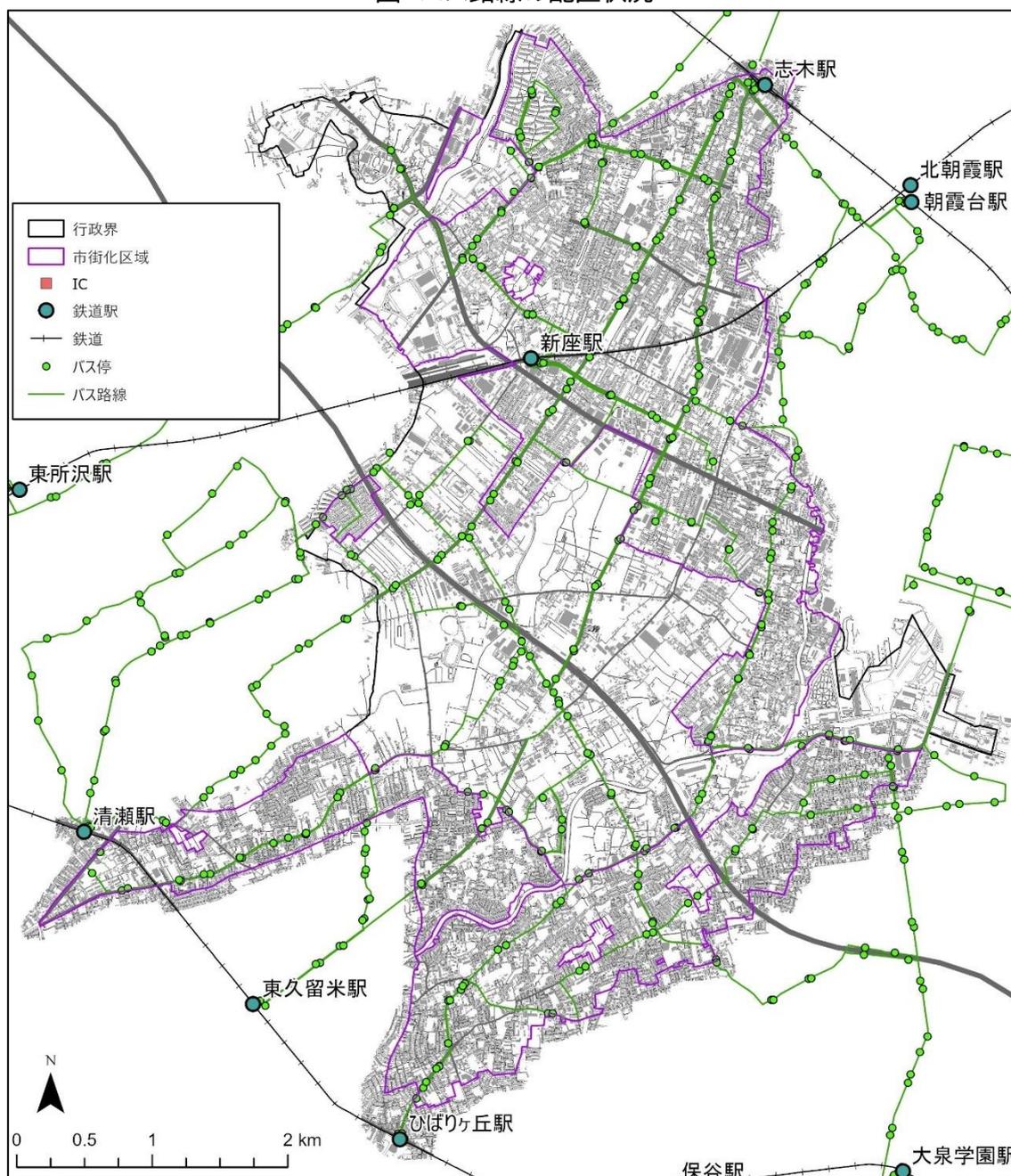
(3) バス

1) バス路線

本市のバス路線は、志木駅を起終点とする路線のほか、新座駅をはじめ市内各地より朝霞駅、朝霞台駅、大泉学園駅、ひばりヶ丘駅、清瀬駅、所沢駅、東所沢駅、吉祥寺駅等との連絡路線が多数あり、西武バス、国際興業バス、東武バスが運行しています。

また、志木駅、新座車庫では、リムジンバスで羽田空港にアクセスすることができます。

図 バス路線の配置状況



資料：にいぎマップ

2) 民間路線バス利用者数

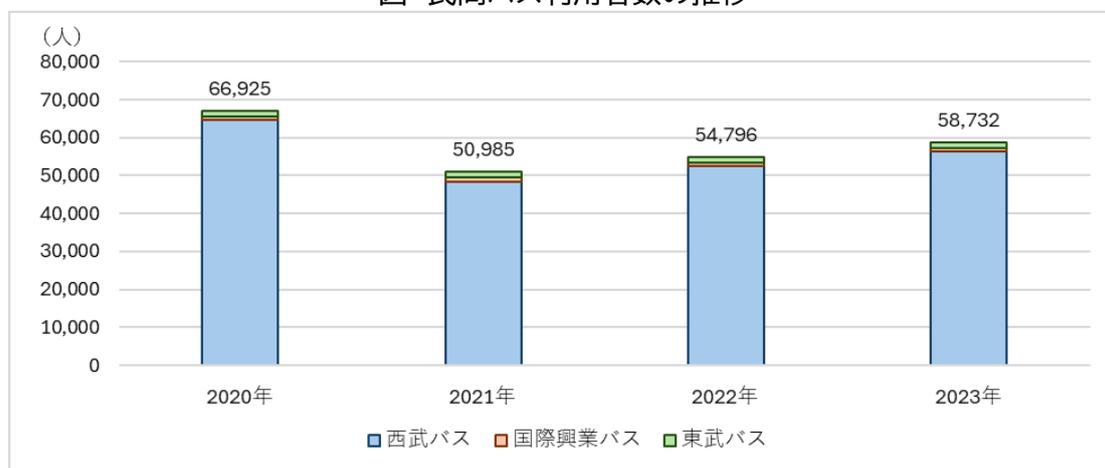
民間のバス利用者数は、2021年以降は増加傾向にあり、西武バスの利用が多い状況です。また、にいバスについてもコロナの影響で大きく落ち込んだものの、その後は順調な回復の兆候が見られます。

表 民間バス利用者数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
	2020年	2021年	2022年	2023年
西武バス	64,673	48,449	52,561	56,324
国際興業バス	919	1,052	862	823
東武バス	1,333	1,484	1,373	1,585
合計	66,925	50,985	54,796	58,732

資料：統計にいぎ

図 民間バス利用者数の推移



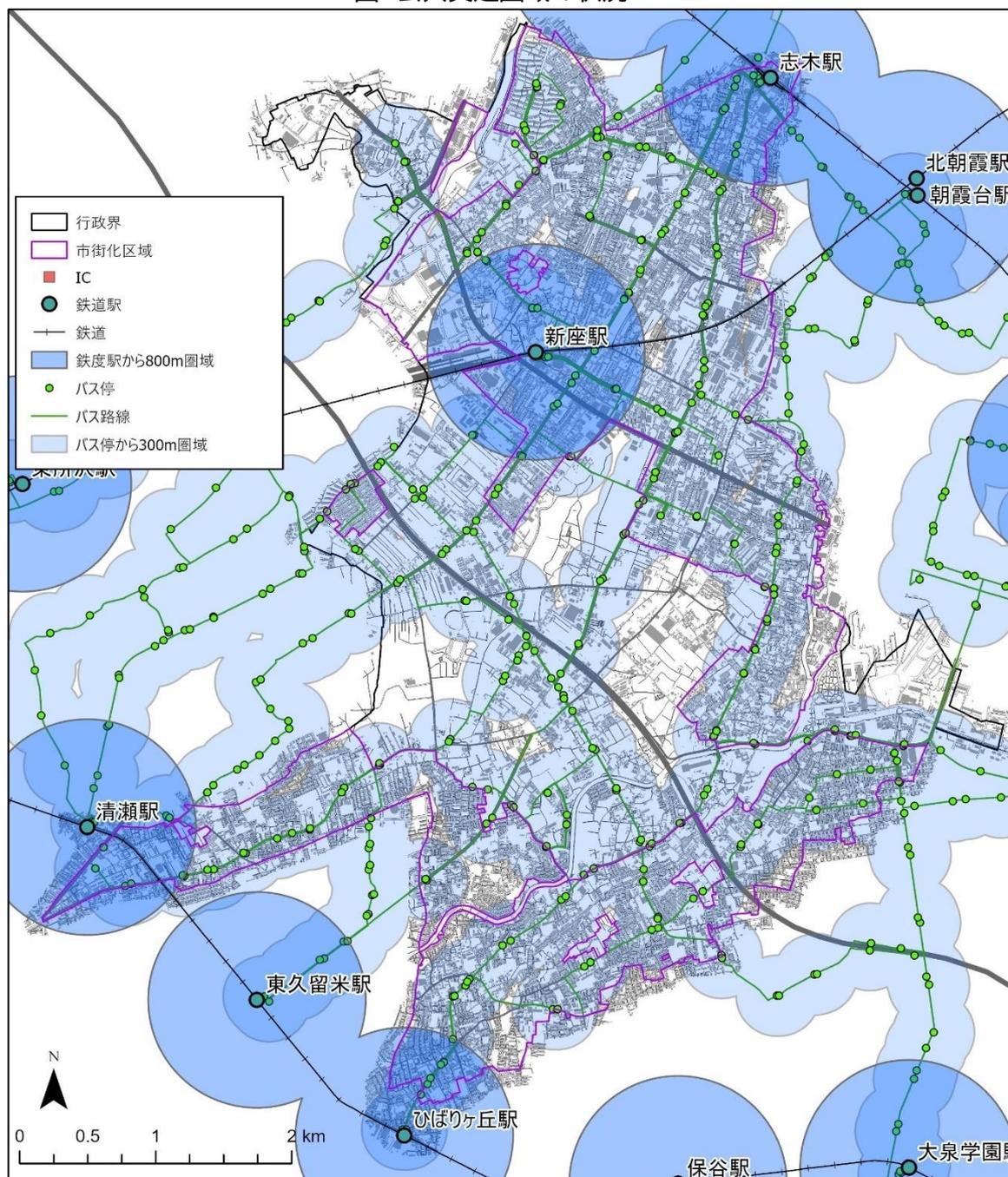
3) にいバス利用者数



(4) 公共交通圏域

市街化区域は、おおむね鉄道駅から徒歩圏の 800m以内もしくはバス停から徒歩圏の 300m以内となっておりますが、一部の市街化調整区域では、公共交通不便地域がみられます。

図 公共交通圏域の状況



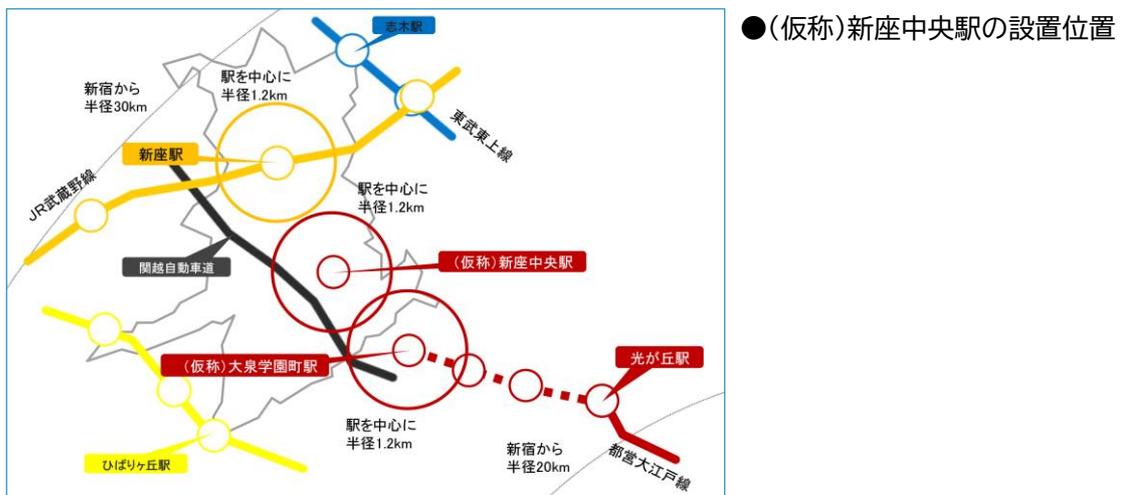
資料：新座市都市計画マスタープラン

(5) 将来構想

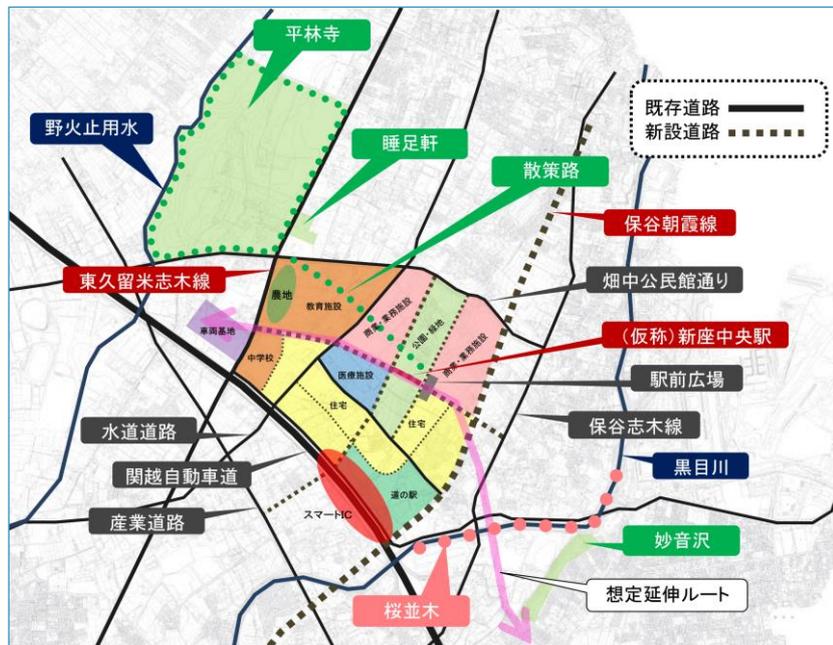
本市では、交通利便の向上や市中央部の良好なまちづくりに寄与するものとして、都市高速鉄道12号線（都営地下鉄大江戸線）の大泉学園町から新座市及び武蔵野線方面への延伸促進活動を行っており、沿線のまちづくりや事業主体に係る関係機関との調整・協議などの取組みを、埼玉県や近隣自治体と連携を図りながら進めています。

また、新座料金所における渋滞緩和などを目的として、関越自動車道への(仮称)新座スマートインターチェンジの設置も構想されています。

図「地下鉄12号線の延伸実現に係る新駅周辺地区におけるまちづくり構想」
(平成27年(2015年)3月 新座市)



●まちづくり構想図



資料：新座市都市計画マスタープラン

2-6 都市計画

(1) 都市計画区域、区域区分、用途地域、防火・準防火地域

本市は、昭和 29 (1954) 年、本市のみで構成する新座都市計画区域に属するかたちで、本市全域が都市計画区域に指定されています。

各区域の面積は、都市計画区域が 2,278ha、市街化区域が 1,382ha、市街化調整区域が 896ha で、都市計画区域の 60.7%が市街化区域で占められています。

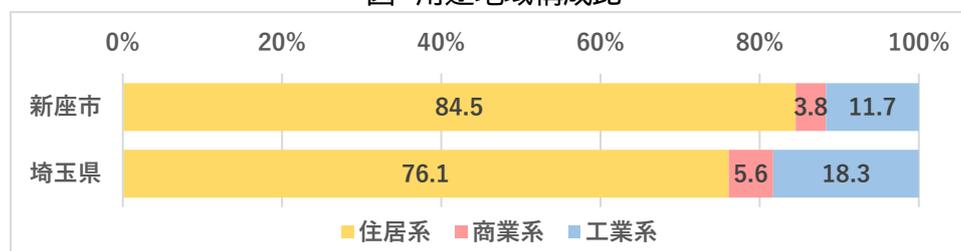
用途地域は、住居系が 84.5%、商業系が 3.8%、工業系が 11.7%で、埼玉県 averages と比較すると、住居系の比率が高くなっています。(令和 4 年 3 月 31 日時点の埼玉県平均は、住居系 76.1%、商業系 5.6%、工業系 18.3%。国交省の令和 4 年都市計画現況調査より)。

また、市内のうち約 31ha が防火地域、約 125ha が準防火地域に指定されています。

表 都市計画区域、区域区分、用途地域

区分	面積 (ha)	構成比 (%)
市街化区域	1,382	60.7%
第 1 種低層住居専用地域	405	17.8%
第 2 種低層住居専用地域	1	0.0%
第 1 種中高層住居専用地域	274	12.0%
第 2 種中高層住居専用地域	19	0.8%
第 1 種住居地域	418	18.3%
第 2 種住居地域	25	1.1%
準住居地域	26	1.1%
近隣商業地域	23	1.0%
商業地域	30	1.3%
準工業地域	50	2.2%
工業地域	112	4.9%
市街化調整区域	896	39.3%
合計 (都市計画区域)	2,278	100.0%

図 用途地域構成比



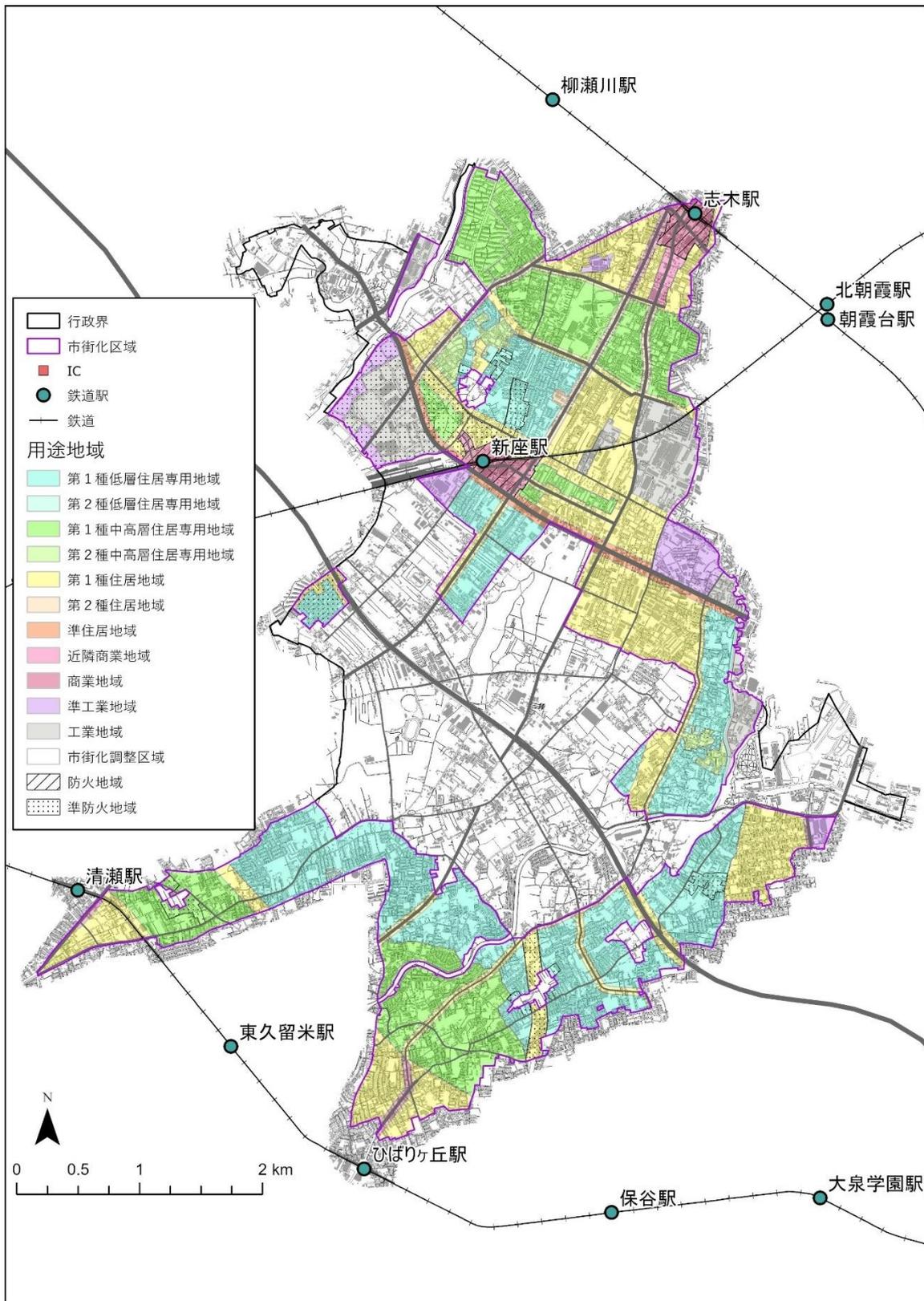
資料：都市計画基礎調査 (市)、都市計画現況調査 (県)

図 防火、準防火地域

区分	面積 (ha)
防火地域	31
準防火地域	125

資料：都市計画基礎調査

図 区域区分、用途地域、防火・準防火地域の指定状況



資料：都市計画基礎調査

(2) 土地区画整理事業、地区計画

本市では、主に住居系・商業系の土地活用を目的とした土地区画整理事業が施行されており、都市計画決定されている19地区のうち、15地区が施行済み、3地区が施行中、1地区が一部未施工となっています。土地区画整理事業の施行面積は全体で252.7haで、市街化区域(1,382.1ha)の18.2%を占めています。

また、地区計画は、26地区で指定されており、宅地化の適正な誘導、良好な住環境の形成、土地区画整理事業の事業効果の維持・向上等を目的としています。

表 土地区画整理事業の施工状況

地区名		施工状況	面積 (ha)
東北土地区画整理事業 (全体65.0ha)			
1	2 志木駅前要請土地区画整理事業	施工済み	24.9
	3 志木駅前第2土地区画整理事業	施工済み	10.6
	4 志木駅西土地区画整理事業	施工済み	0.5
	— (未施工部分)	未施工	29.0
2	あぶみ田土地区画整理事業	施工済み	3.2
3	東裏土地区画整理事業	施工済み	4.6
4	北野特定土地区画整理事業	施工済み	8.7
5	野火止土地区画整理事業	施工済み	8.5
6	馬場土地区画整理事業	施工済み	6.7
7	新開土地区画整理事業	施工済み	7.5
8	中野土地区画整理事業	施工済み	7.7
9	野火止七丁目地区土地区画整理事業	施工済み	2.3
10	新座駅南口土地区画整理事業	施工済み	8.2
11	新座駅南口第2土地区画整理事業	施工中	37.5
12	新座駅北口土地区画整理事業	施工中	31.6
13	野火止上北土地区画整理事業	施工済み	6.1
14	栄・池田土地区画整理事業	施工済み	2.6
15	新堀二丁目土地区画整理事業	施工済み	3.0
16	大和田二・三丁目地区土地区画整理事業	施工中	49.5
合計			252.7

資料：都市計画基礎調査

図 土地区画整理事業の施工状況の構成比

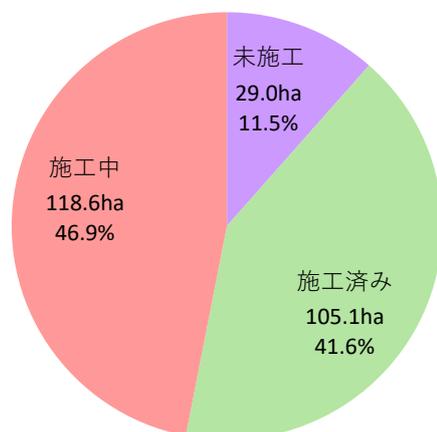
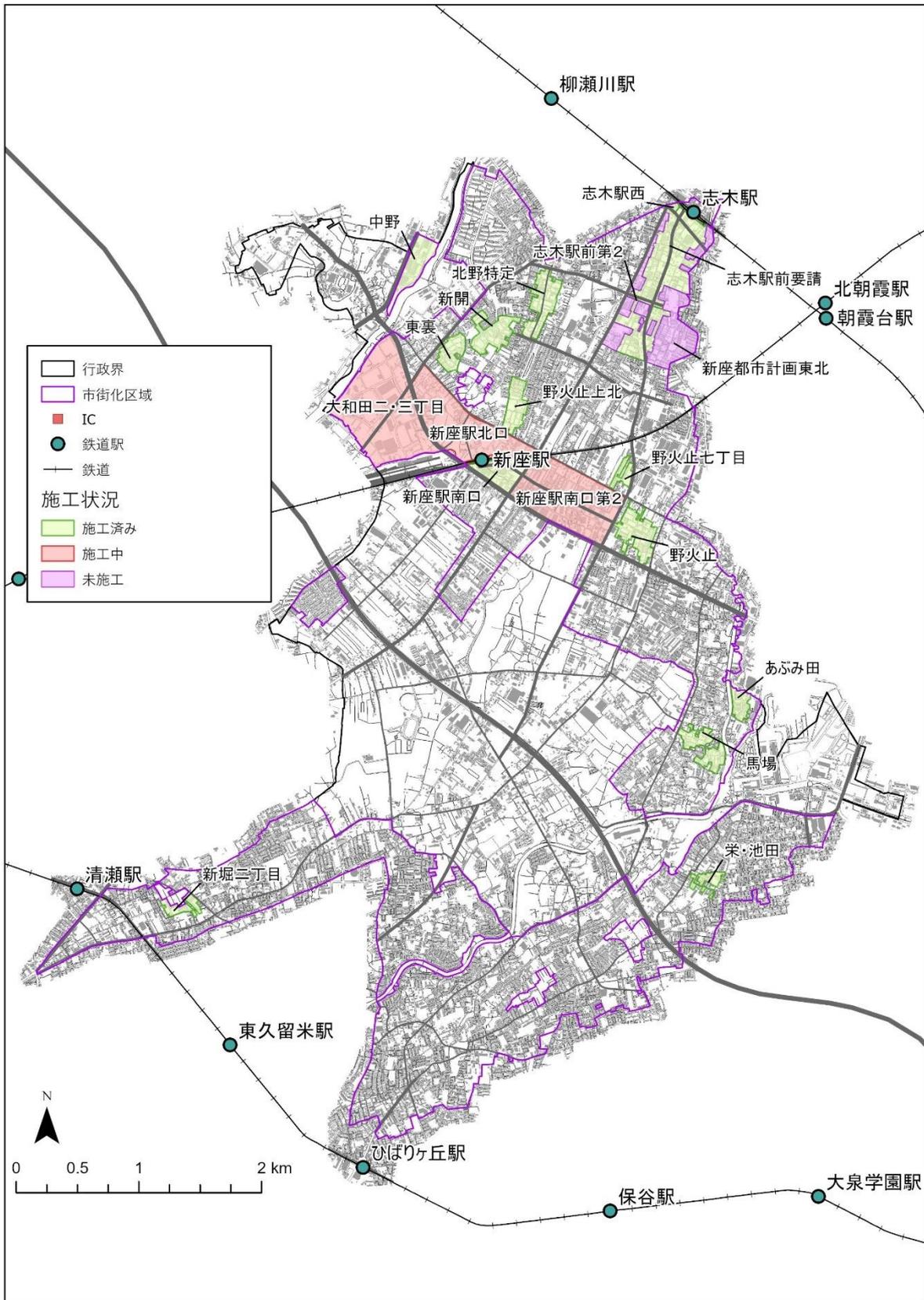
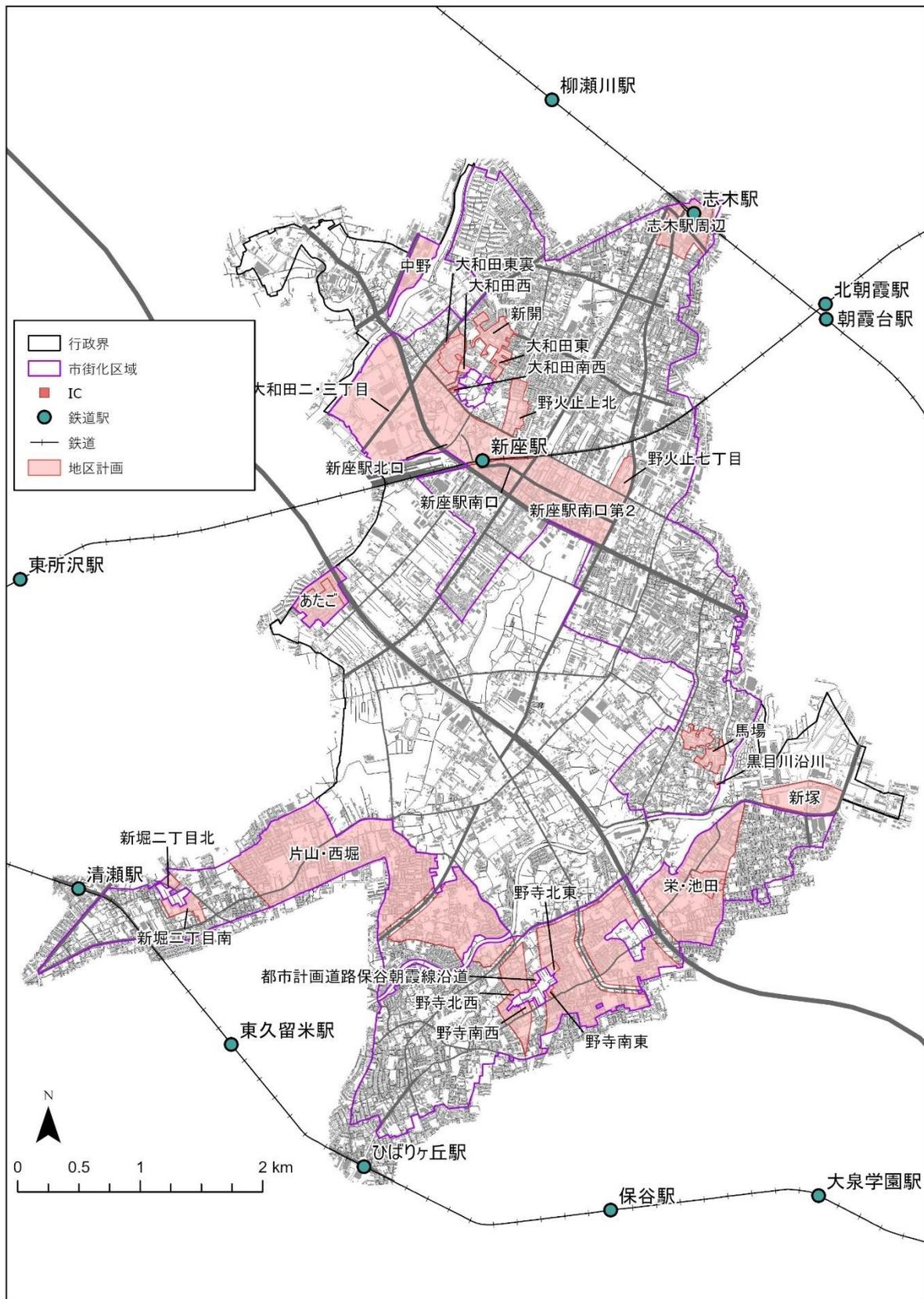


図 区画整理事業の施工状況



資料：都市計画基礎調査

図 地区計画の指定状況



資料：都市計画基礎調査

(3) 都市施設

1) 都市計画道路

都市計画道路は、土地区画整理事業を実施した区域や新座駅、志木駅周辺などの区間を中心に整備が進んでいる一方、全体の5割弱が未整備となっており、市南部や南西部では未整備区間が多く残っています。

図 都市計画道路、駅前広場の整備状況



資料：新座市都市計画マスタープラン

2) 都市計画公園等

本市の都市公園は、50ヶ所で29.7ha、緑地が20ヶ所で11.8ha整備されています。

図 都市公園、緑地の整備状況



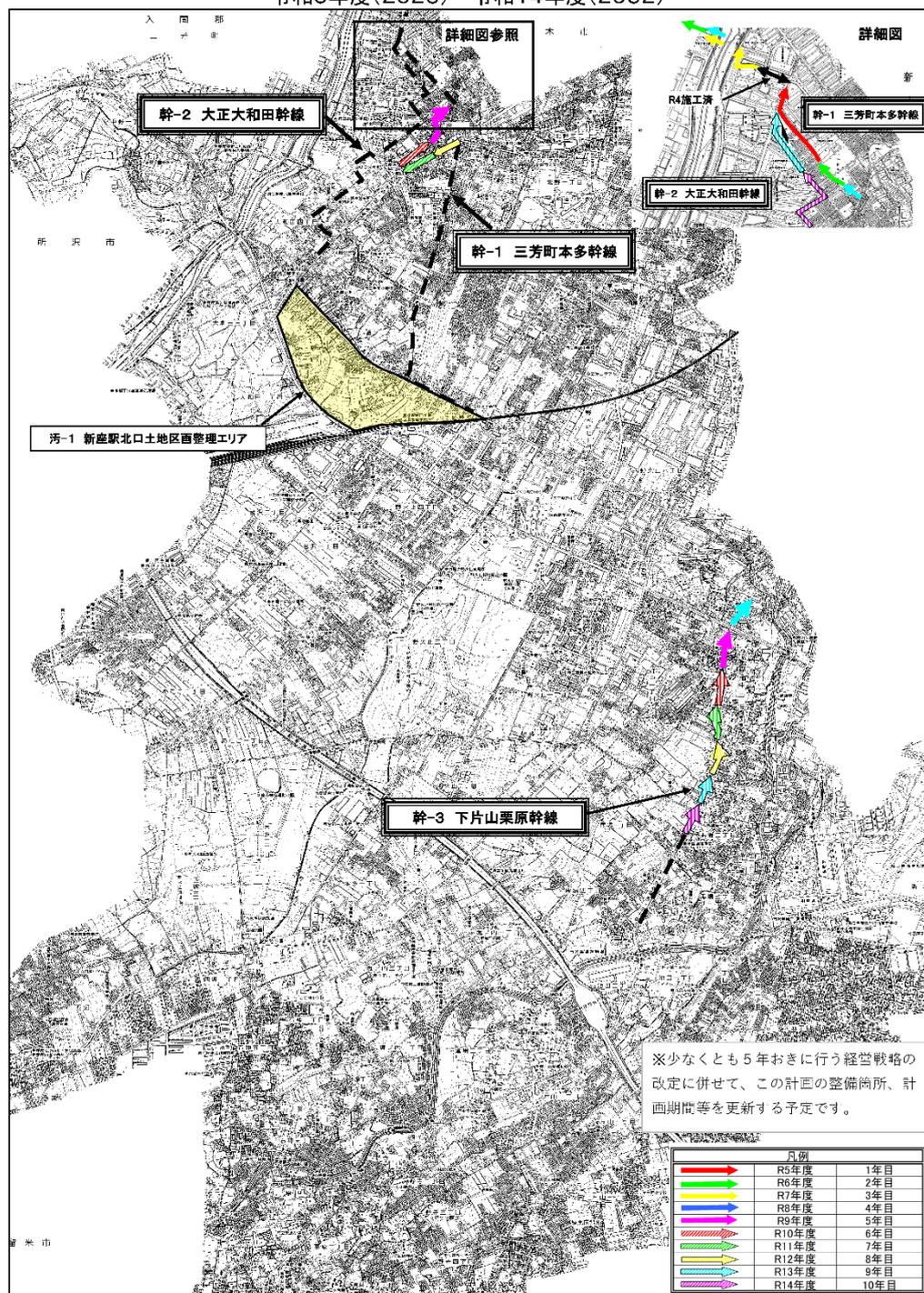
資料：都市計画基礎調査、にいざマップ

3) 下水道

汚水整備については、事業計画面積 1596.3ha のうち、土地区画整理事業区域を除きほとんどが完了しており、令和 3（2021）年度末で 97.3% となっています。

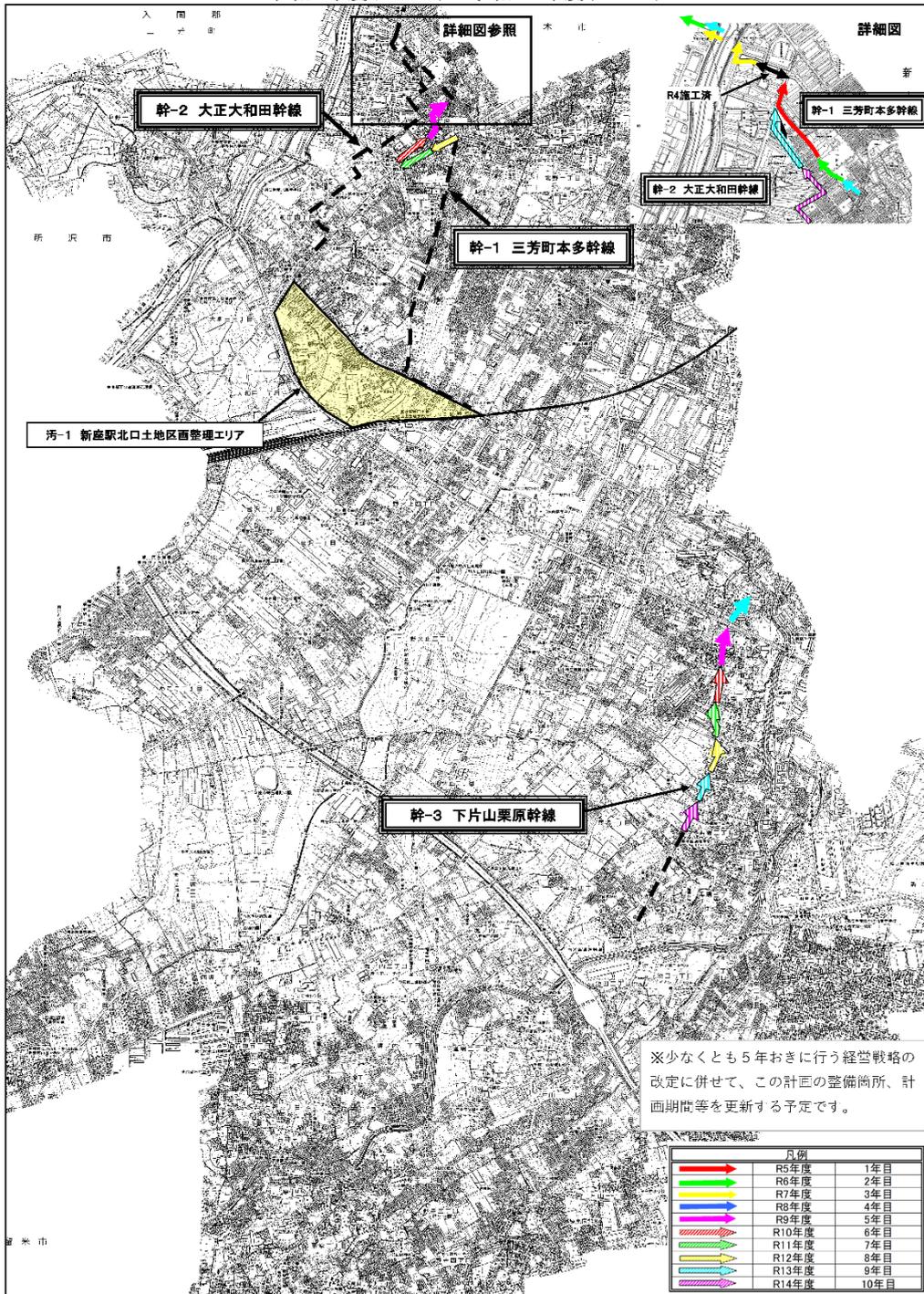
雨水整備については、同時点で事業計画面積 1434.9ha のうち整備面積は 841.7ha、整備率 58.7% となっていますが、計画水準には満たないものの、既に暫定的に供用を行っているエリアも多い状況です。

図 公共下水道事業汚水整備10か年計画全体図
令和5年度(2023)～令和14年度(2032)



資料：新座市公共下水道事業汚水整備 10 年計画全体図

図 公共下水道事業雨水整備10か年計画全体図
令和5年度(2023)～令和14年度(2032)



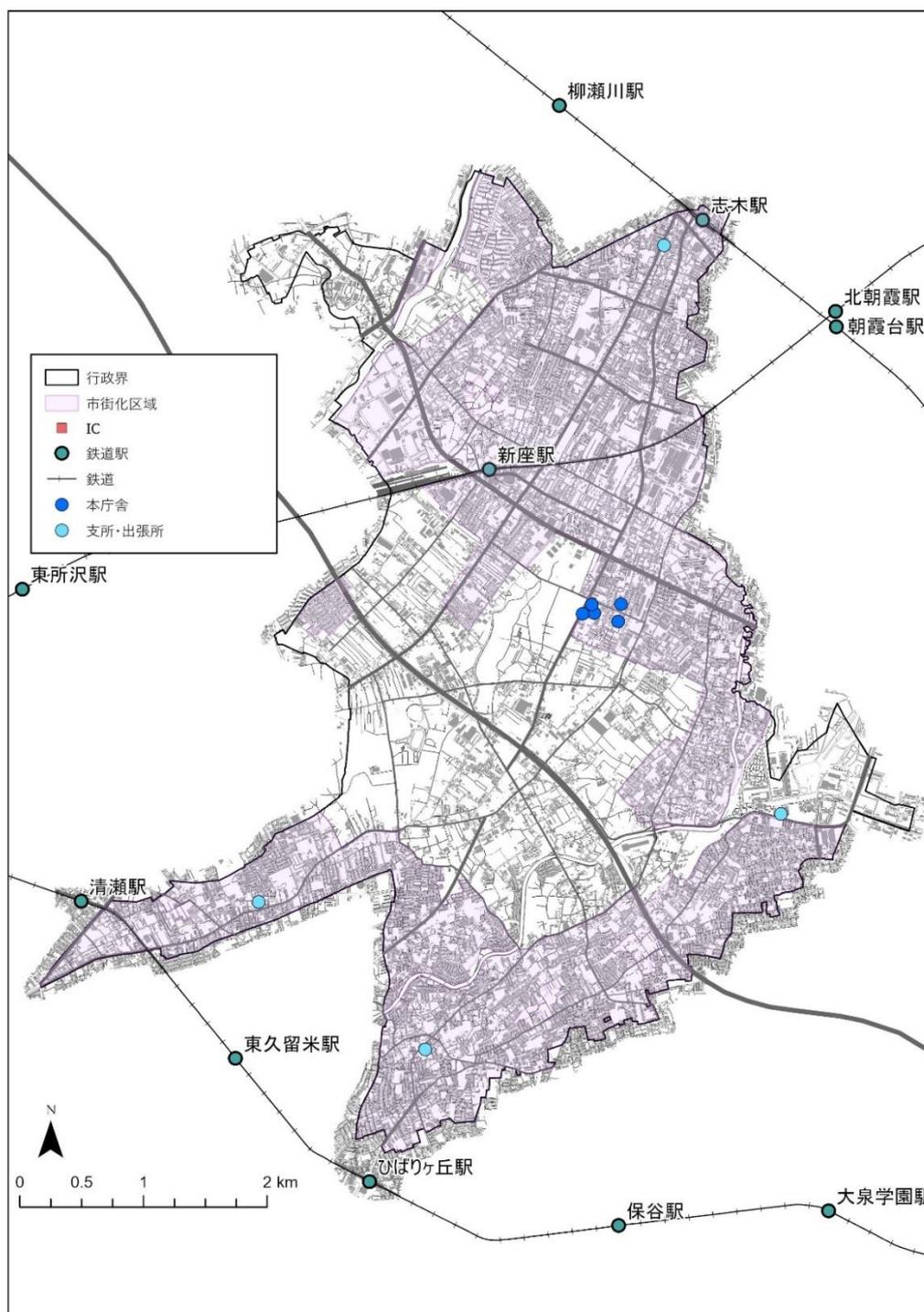
資料：新座市公共下水道事業雨水整備10か年計画全体図

(4) 都市機能

1) 行政機能

野火止1丁目に市役所本庁舎（第一～第四庁舎）が立地しているほか、東北2丁目、新塚1丁目、新堀1丁目、栗原3丁目に出張所が立地しています。

図 行政機能の分布状況

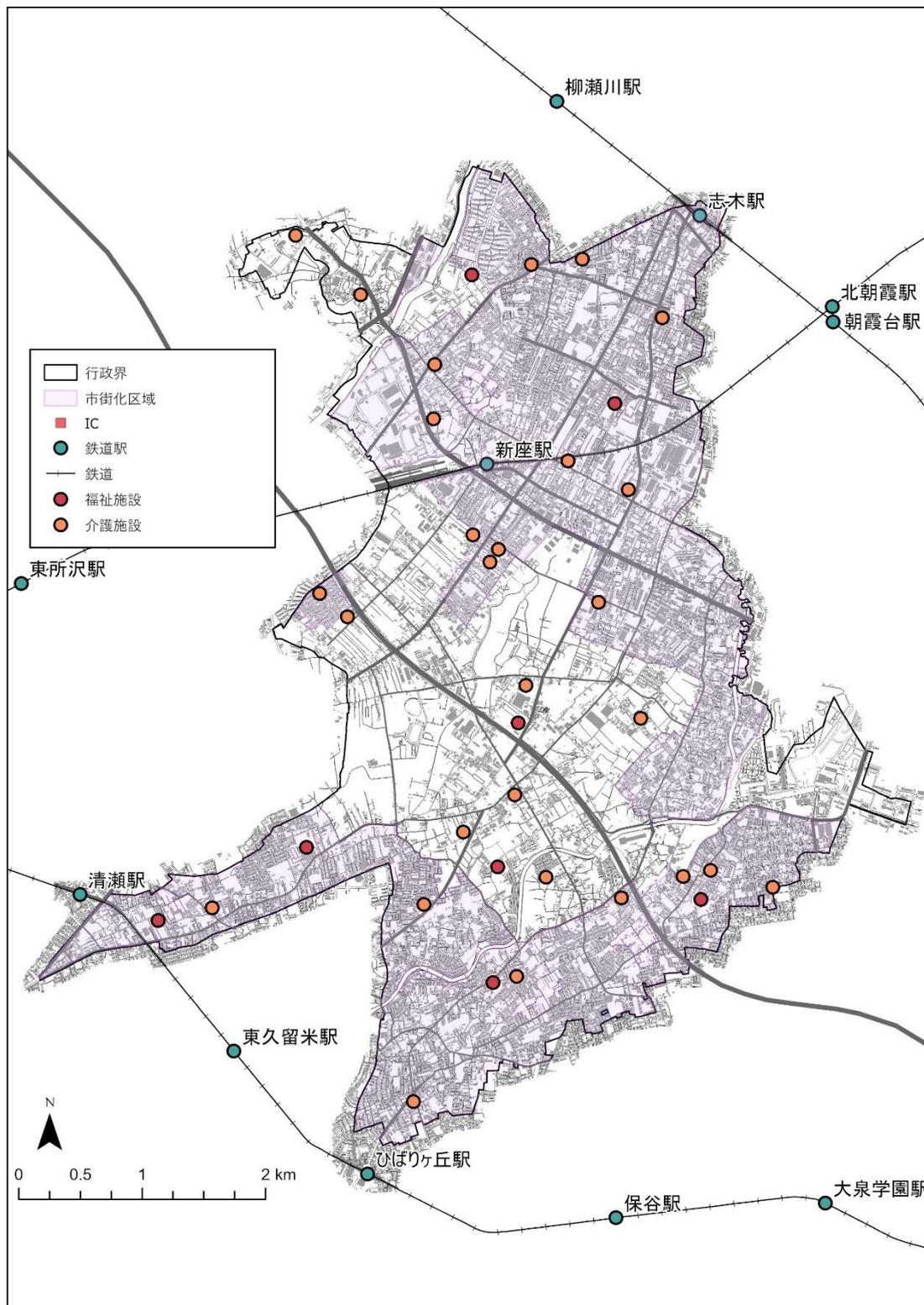


資料：にいざマップ

2) 介護福祉機能

福祉施設は老人福祉センター、保健センター、高齢者いきいき広場が立地しています。また、介護施設は市街化調整区域を含め市内全域に立地しています。

図 介護福祉機能の分布状況

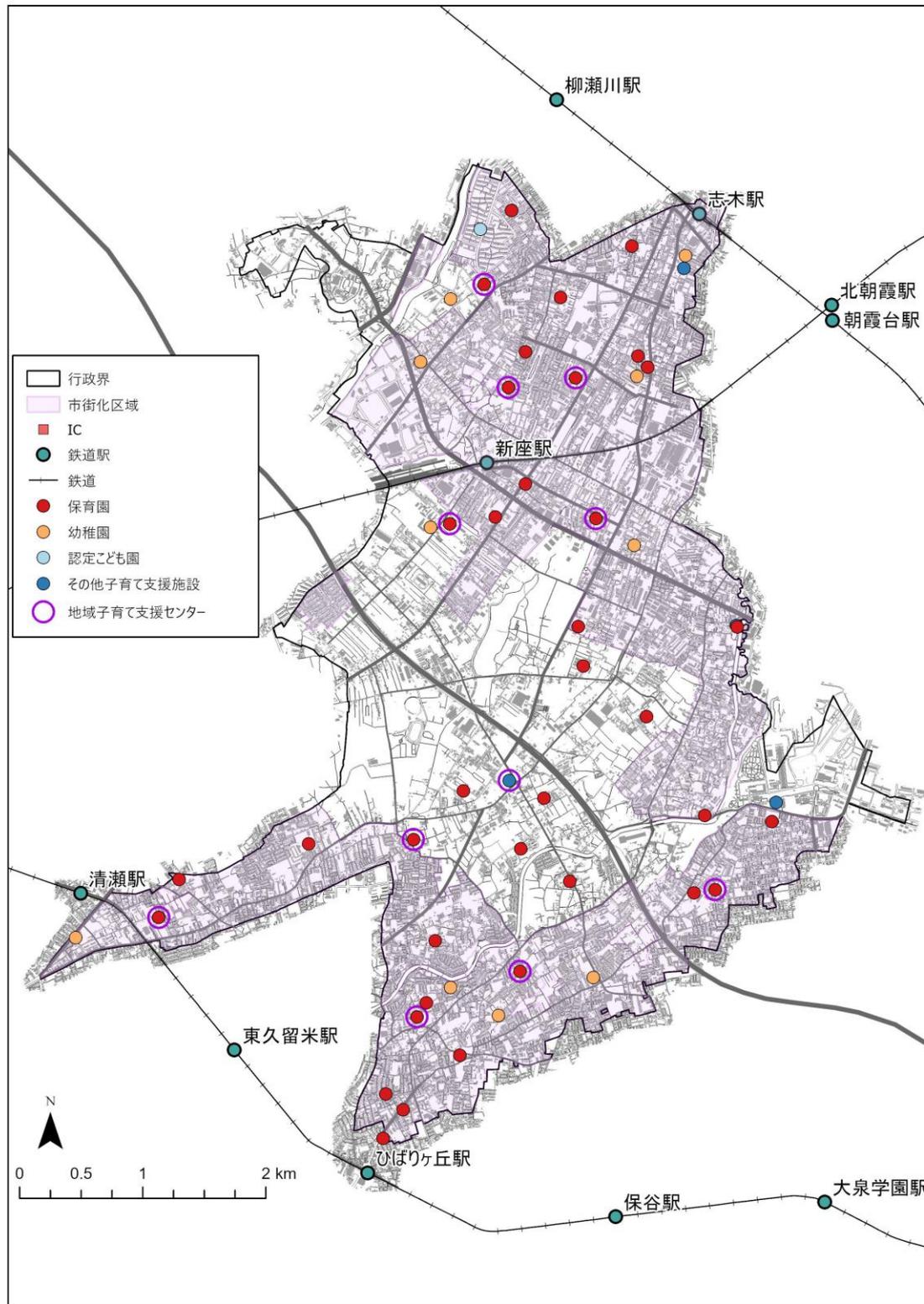


資料：にいざマップ、新座市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所一覧

3) 子育て機能

保育園は市内全域に分布しており、幼稚園は市街化区域を中心に立地しています。また、地域子育て支援センターが11施設あるほか、児童センターなども立地しています。

図 子育て機能の分布状況

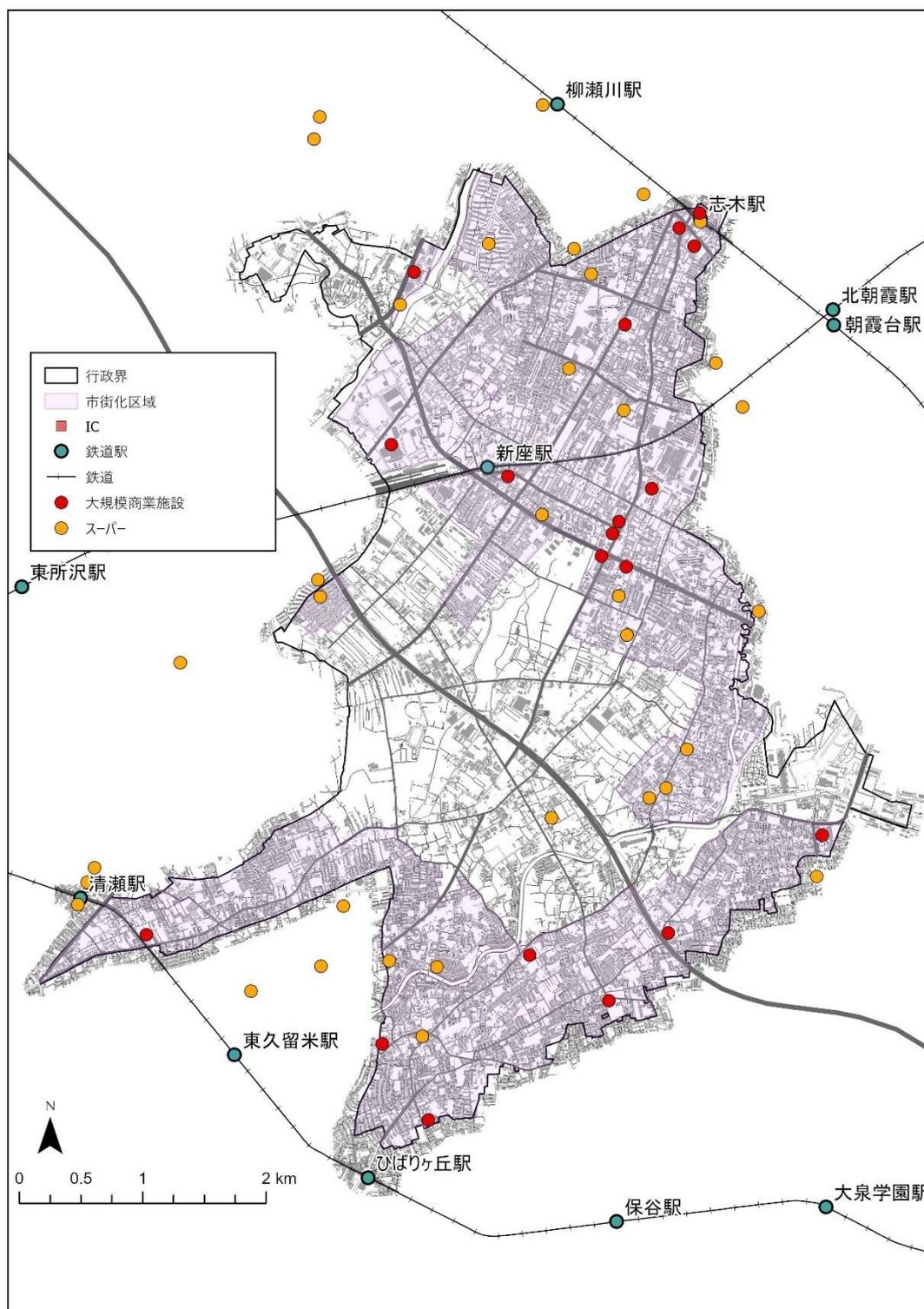


資料：にいざマップ

4) 商業機能

大規模商業施設は志木駅周辺や国道 254 号沿道、南部の市境周辺に集中して立地しています。スーパーマーケットは市街化区域を中心に広く分布していますが、大和田の東部や西堀など、一部で立地の少ないエリアが見られます。

図 商業機能の分布状況

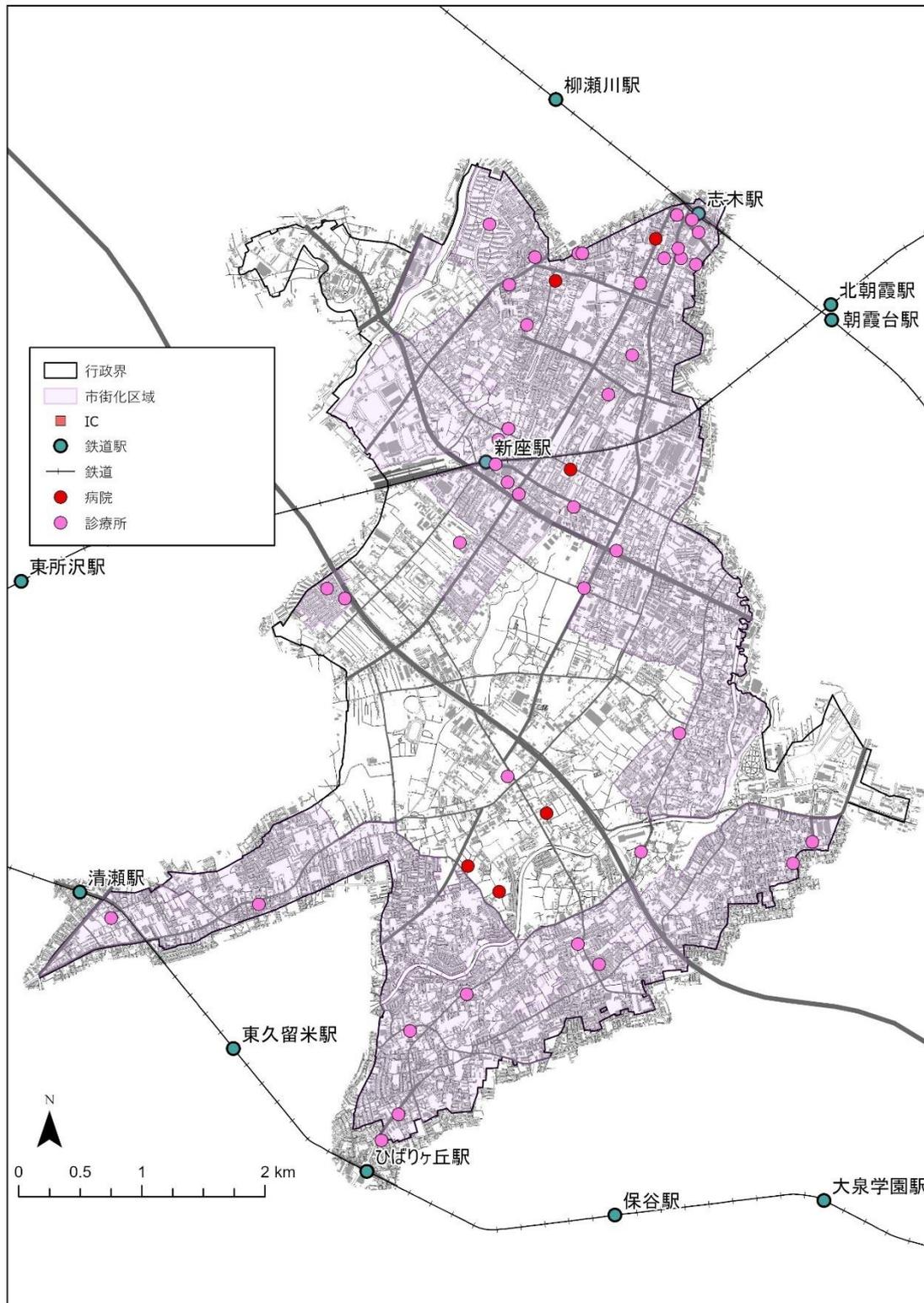


資料：都市計画基礎調査、ナビタイム

5) 医療機能

病院は6施設ありますが、市の北部や堀ノ内に集中して立地しています。診療所については概ね市内全域に分布しています。

図 医療機能の分布状況

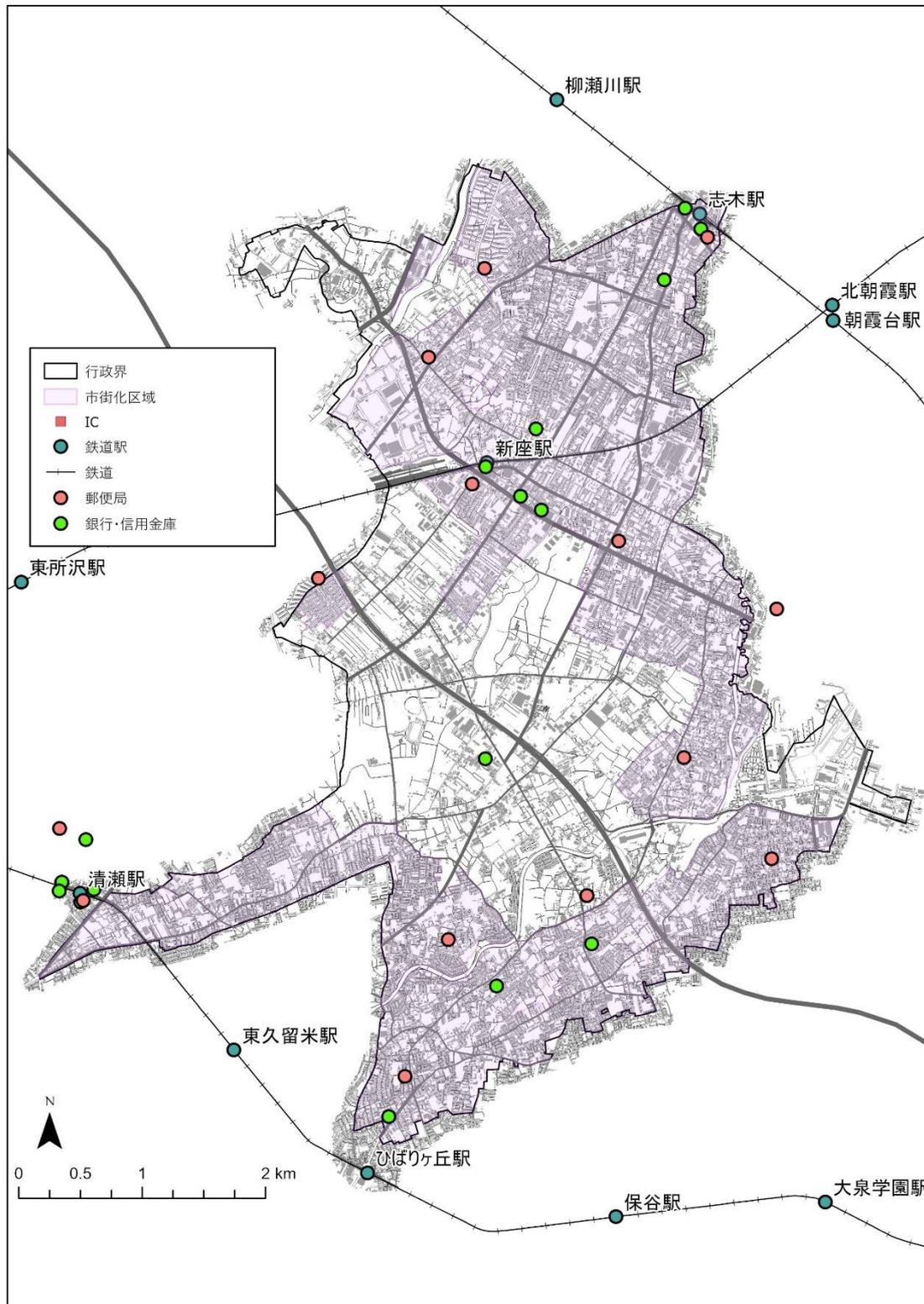


資料：にいぎマップ

6) 金融機能

郵便局は、市外の施設も含めると市街化区域からは概ねアクセスしやすい状況です。一方、銀行・信用金庫は駅周辺に集中して立地しています。

図 金融機能の分布状況



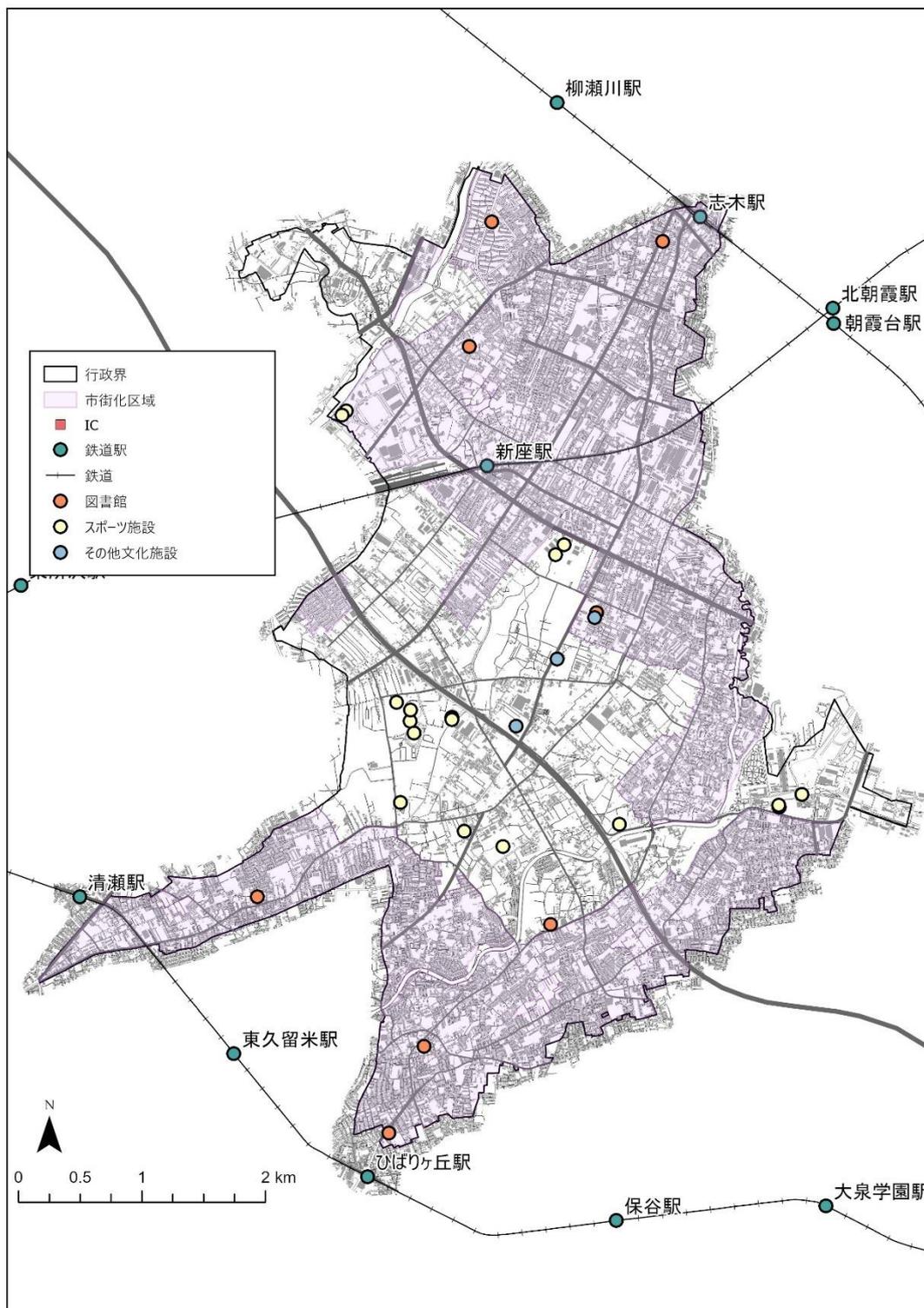
資料：ナビタイム

7) 文化機能

図書館は中央図書館、福祉の里図書館のほか、5ヶ所の図書室があります。

また、スポーツ施設はそのほとんどが市街化調整区域に位置しており、特に本多には総合運動公園や総合体育館、陸上競技場等がまとまって立地しています。

図 文化機能の分布状況

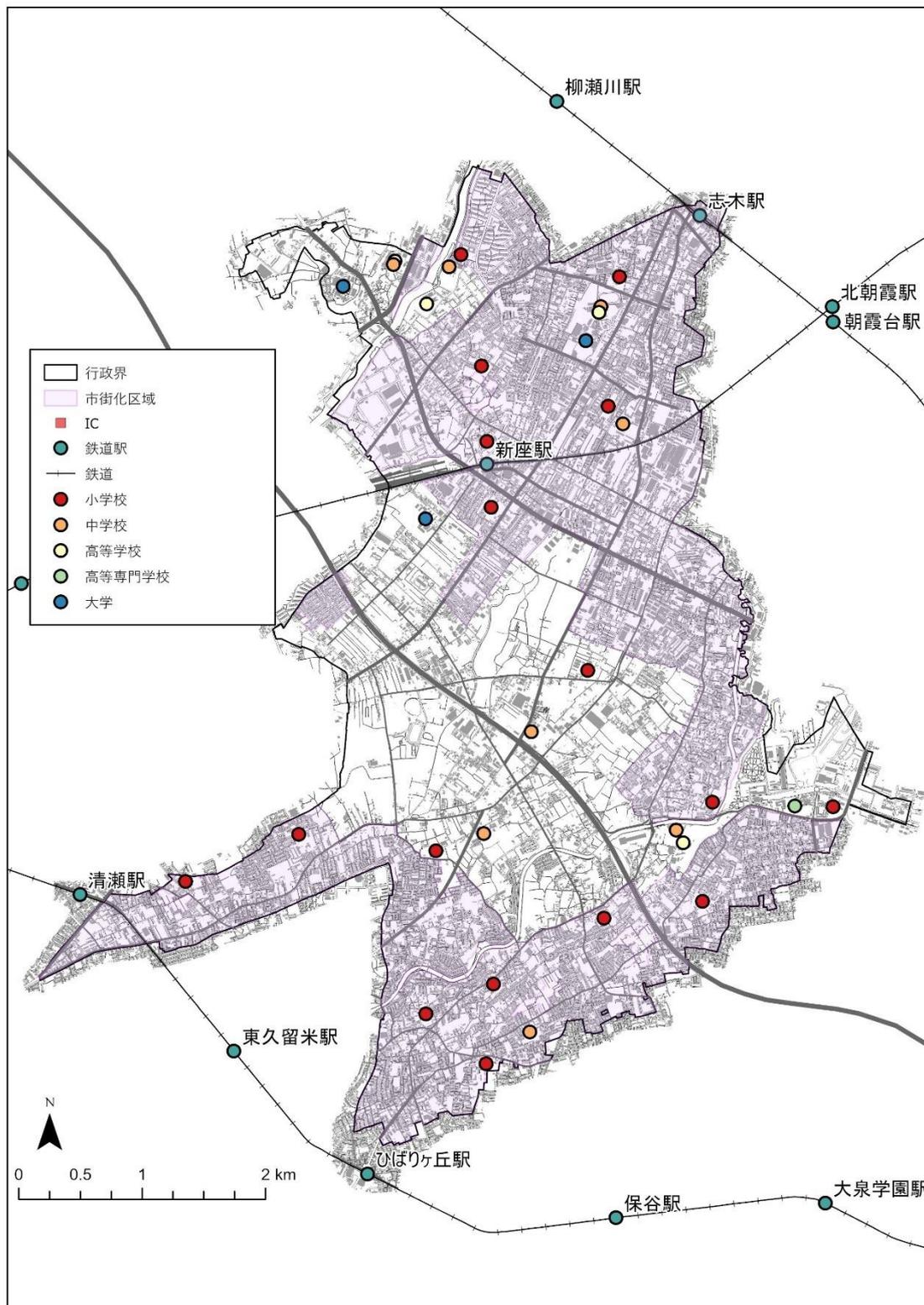


資料：にいざマップ

8) 教育機能

市内には小学校が17校、中学校が8校立地しているほか、高等学校、専門学校、大学も立地しています。

図 教育機能の分布状況



資料：にいざマップ、ナビタイム

2-7 災害

(1) 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定状況をみると、土砂災害警戒区域が16ヶ所、土砂災害特別警戒区域が12ヶ所で指定されています。

市街化区域内にも畑中1丁目、馬場1丁目、堀ノ内1丁目、石神4丁目、栗原3丁目には土砂災害特別警戒区域に指定されている場所があります。

図 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定状況



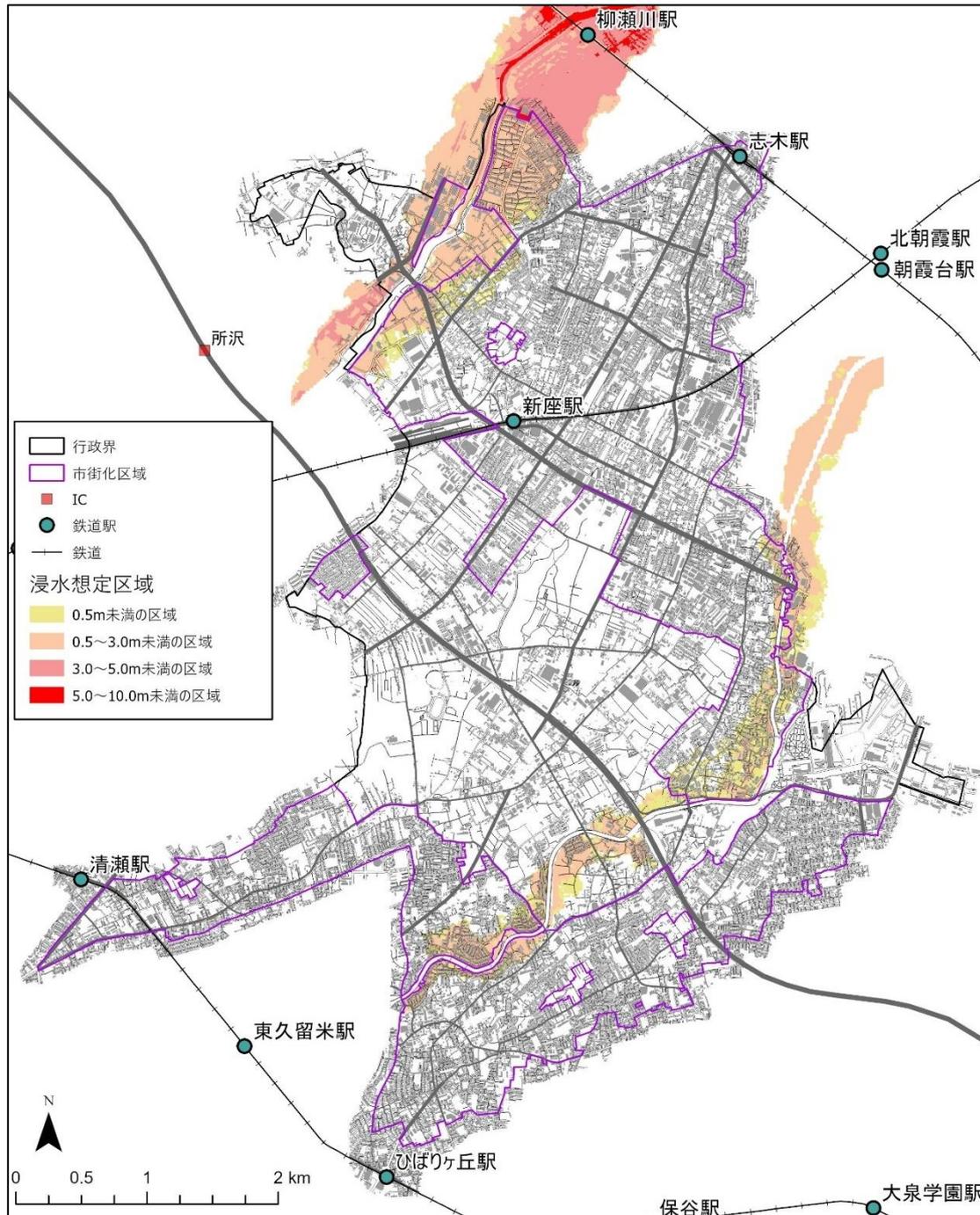
資料：新座市洪水・土砂災害ハザードマップ

(2) 浸水想定区域

浸水想定区域は、荒川、柳瀬川、黒目川が氾濫した場合の浸水の状況を示しており、河川の氾濫については、想定最大規模の大雨（おおむね 1000 年に 1 度程度の確率で発生すると考えられる大雨）が降った場合を想定したものです。

市内に 5.0m 以上の浸水が想定されるエリアはありませんが、柳瀬川の周辺では 3.0～5.0m 未満、黒目川の周辺では 0.5～3.0m 未満の浸水深が想定されています。

図 浸水想定区域の指定状況



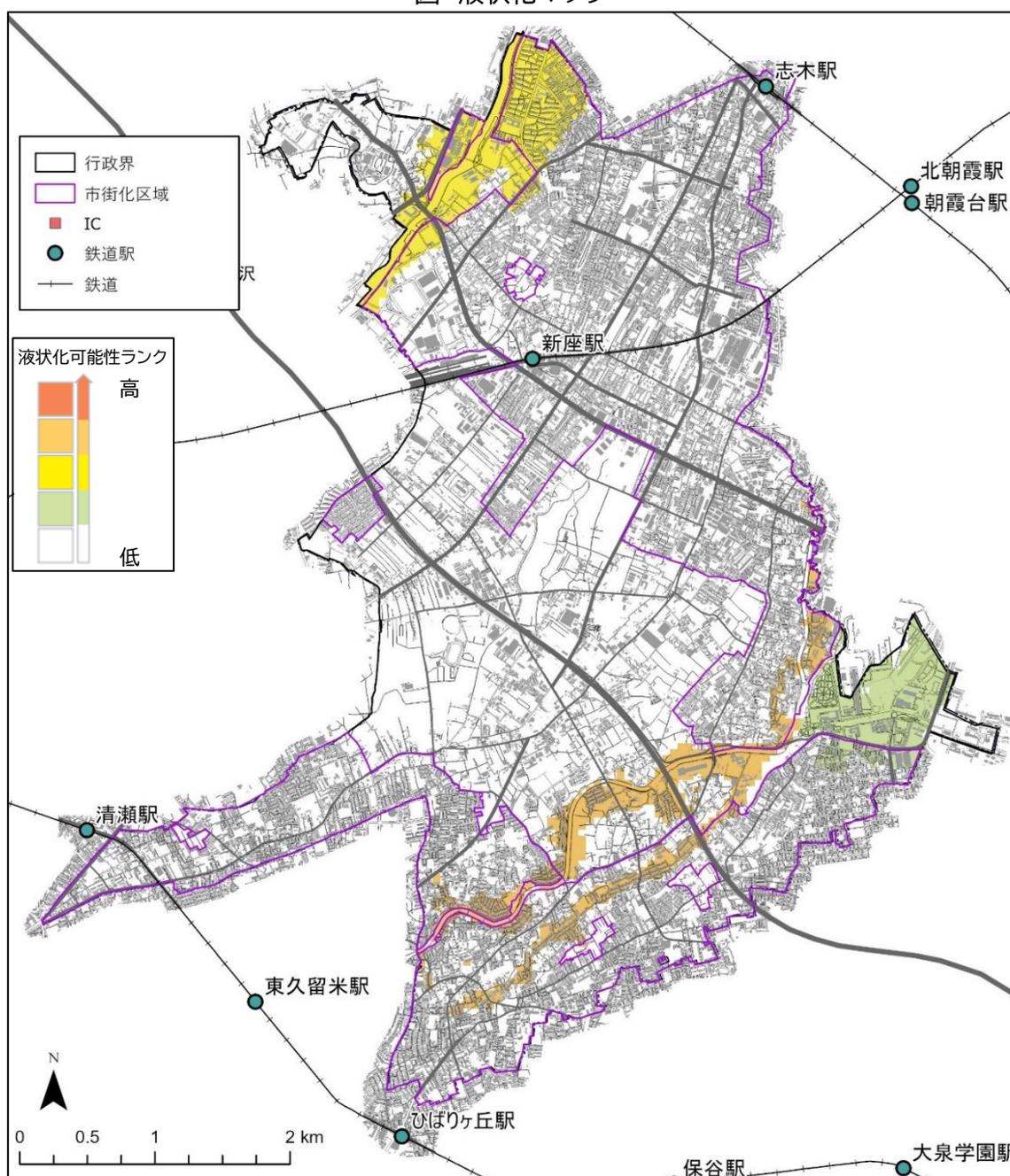
資料：新座市洪水・土砂災害ハザードマップ

(3) 地震ハザード

1) 液状化

液状化マップは、地域の地形・地盤の特性を考慮して、揺れやすさマップに示した揺れの大きさに基づいた液状化の可能性を50メートルメッシュで評価し、表示したものです。これによると、黒目川周辺で液状化可能性ランクが比較的高くなっているエリアがあります。

図 液状化マップ



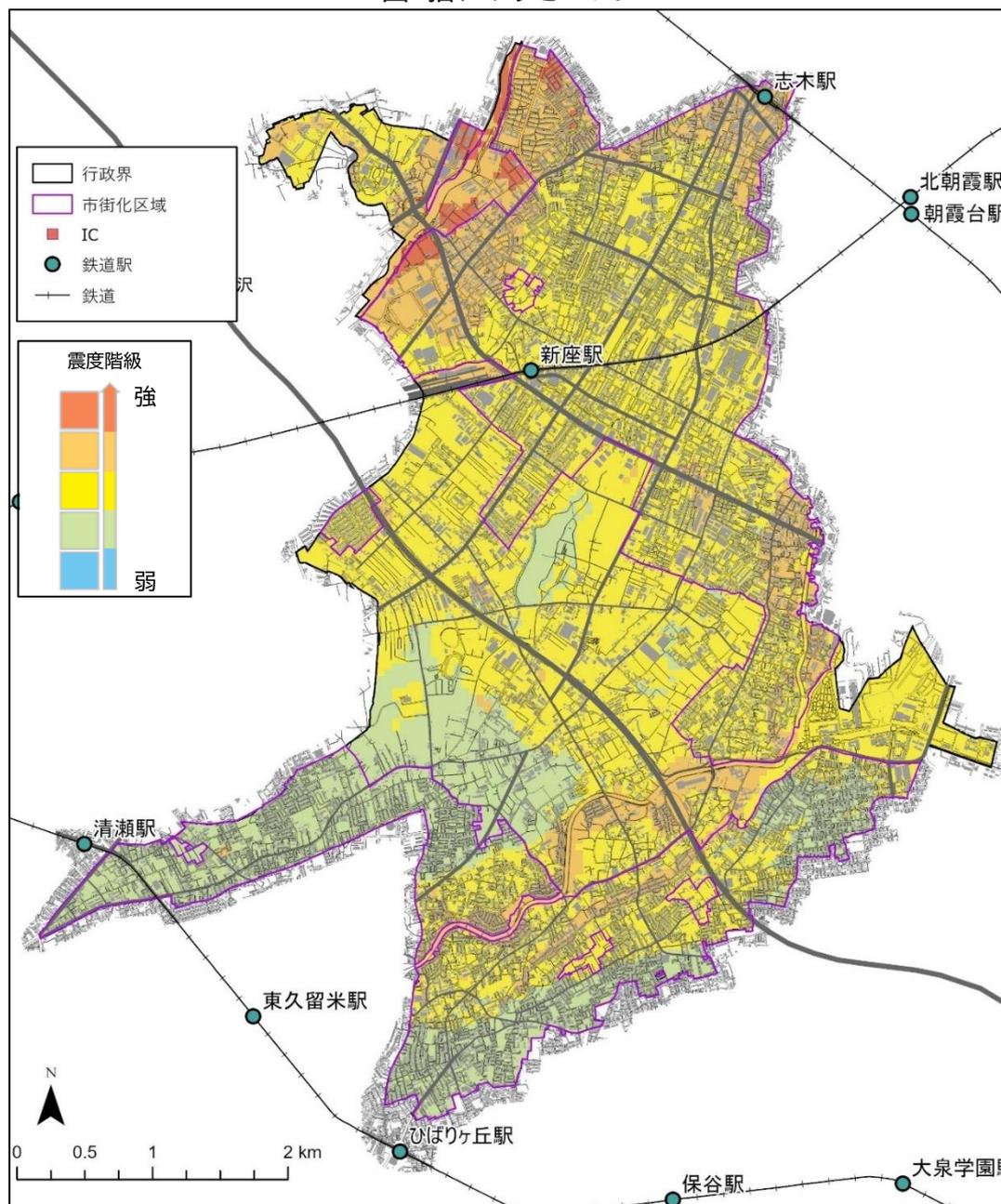
資料：新座市地震ハザードマップ

2) 揺れやすさ

揺れやすさマップは、3つの想定地震※に対する揺れの大きさ（震度）を評価し、最大の震度を50mメッシュで表示したものです。

本市の市域は、すべて震度6強と評価されていますが、下図では、そのなかでさらに強弱を5段階に分けて示しています。これによると、北側の柳瀬川周辺で揺れやすさが強いと評価されています。

図 揺れやすさマップ



※3つの想定地震とは、本市に大きな被害を及ぼすと考えられる「立川断層帯地震」「東京湾北部地震」「新座市直下における地震」を指します。

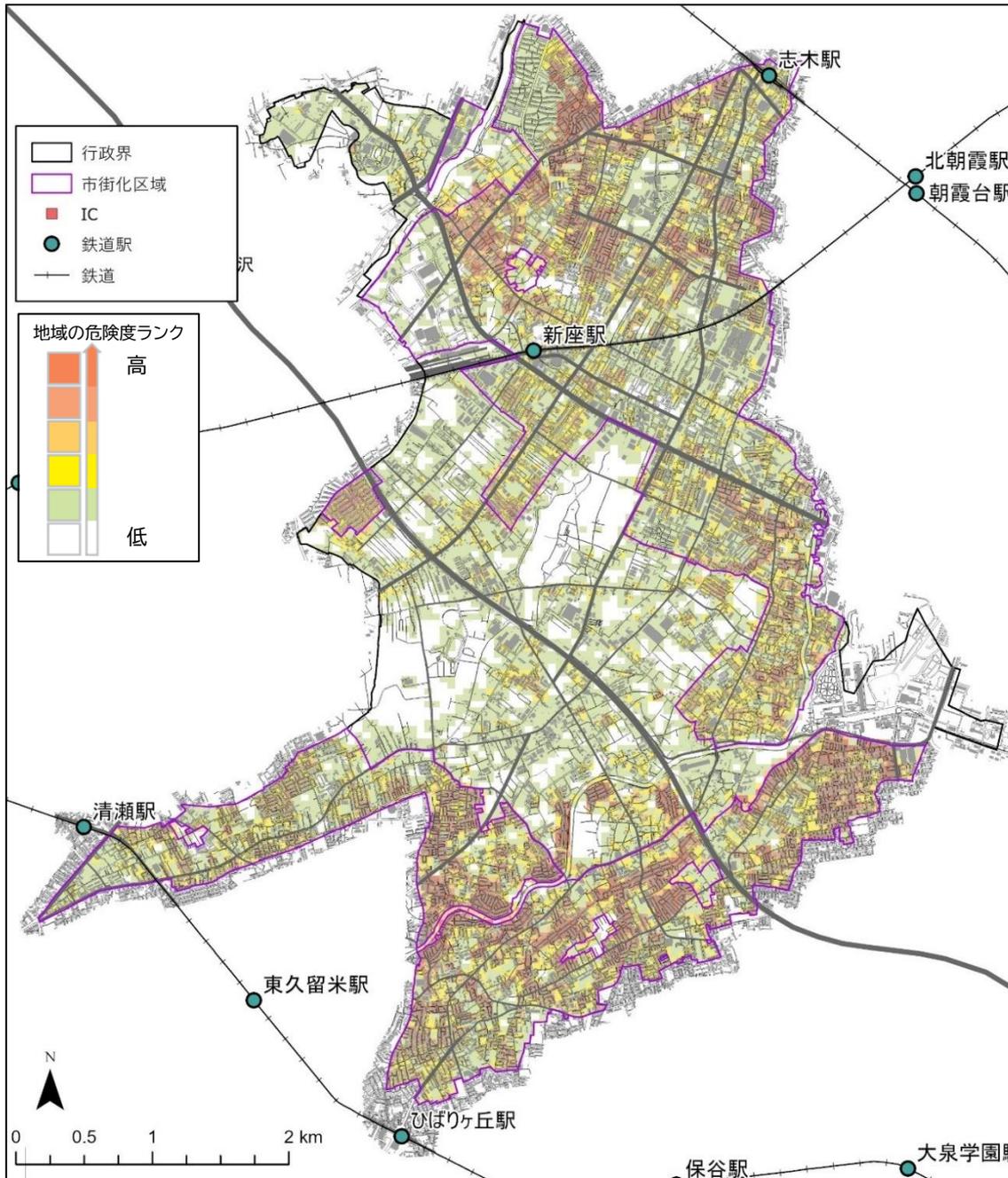
資料：新座市地震ハザードマップ

3) 地域の危険度

地域の危険度マップは、建物の特性（構造と建築年次）を考慮し、「揺れやすさマップ」の震度に応じた建物全壊率、全壊量を評価したもので、地域の危険度ランクが高いほど50mメッシュの中において全壊する建物の棟数が多いことになります。

揺れやすさの高い北側だけでなく、南側の市街化区域内にも危険度ランクの高いエリアがみられます。

図 地域の危険度マップ



資料：新座市地震ハザードマップ

2-8 財政

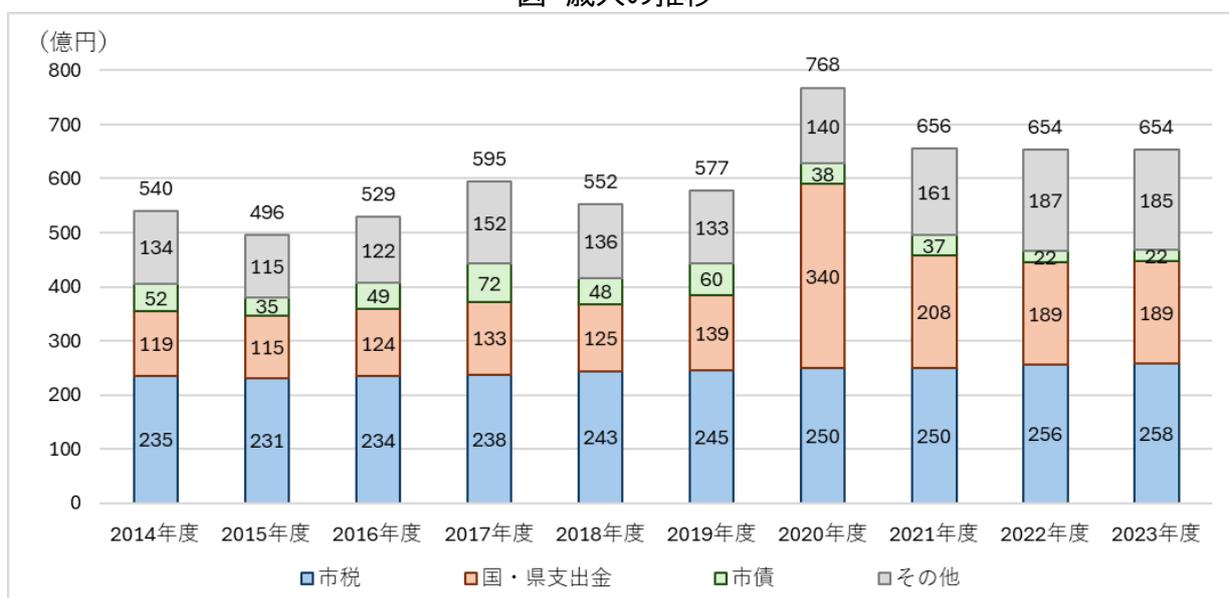
(1) 歳入・歳出

歳入の推移については、令和5（2023）年度決算における歳入総額は、約654億円で、直近の10年間の推移を見ると、国の補助制度の積極的な活用などにより、増加傾向にあります。

なお、令和2（2020）年度においては、新型コロナウイルス感染症への対応に向けた交付金等により、国庫支出金が大幅に増加しました。

また、主な自主財源である市税収入については、近年250億円程度で推移していますが、大幅な伸びが見込まれる状況ではありません。

図 歳入の推移



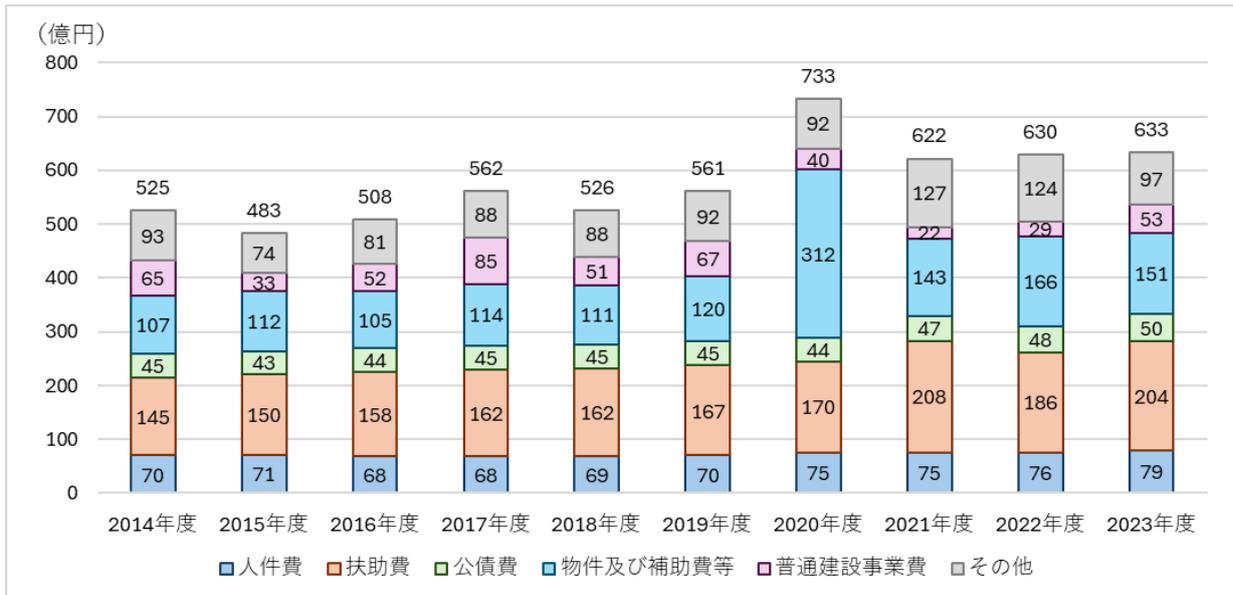
資料：決算カード

歳出の推移については、令和5（2023）年度決算における歳出総額は、約633億円で、直近の10年間の推移を見ると、扶助費の増加が顕著であり、平成26（2014）年度の約145億円に対し、令和5（2023）年度は約204億円と約1.4倍となっており、扶助費の増加が歳出全体を押し上げている状況です。

今後、少子高齢化の進行を見据えると、ますます扶助費等の社会保障経費が増大し、市全体の財政運営がこれまで以上に厳しさを増すことが予測されます。

なお、令和2（2020）年度においては、歳入と同様に、新型コロナウイルス感染症への対応として、国の交付金を活用しながら様々な補助を行ったことから、補助費等が大幅に増加しています。

図 歳出の推移



資料：決算カード

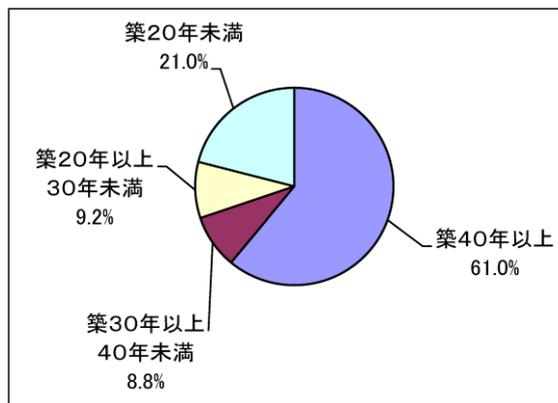
(2) 整備年度別公共施設等の状況

本市では、人口の急増期における市民ニーズ等に応えるため、昭和40年代から昭和50年代にかけて、公共施設を数多く整備しており、建築後40年を経過している施設が約60%、建築後30年以上経過している施設は全体の約70%と老朽化が進行しています。

今後大量の施設が一斉に更新時期を迎えることによる大きな財政負担が想定されます。将来の更新費用を試算した結果、今後40年間に要する更新費用の総額は約1,397億円、年平均では34.9億円となります。

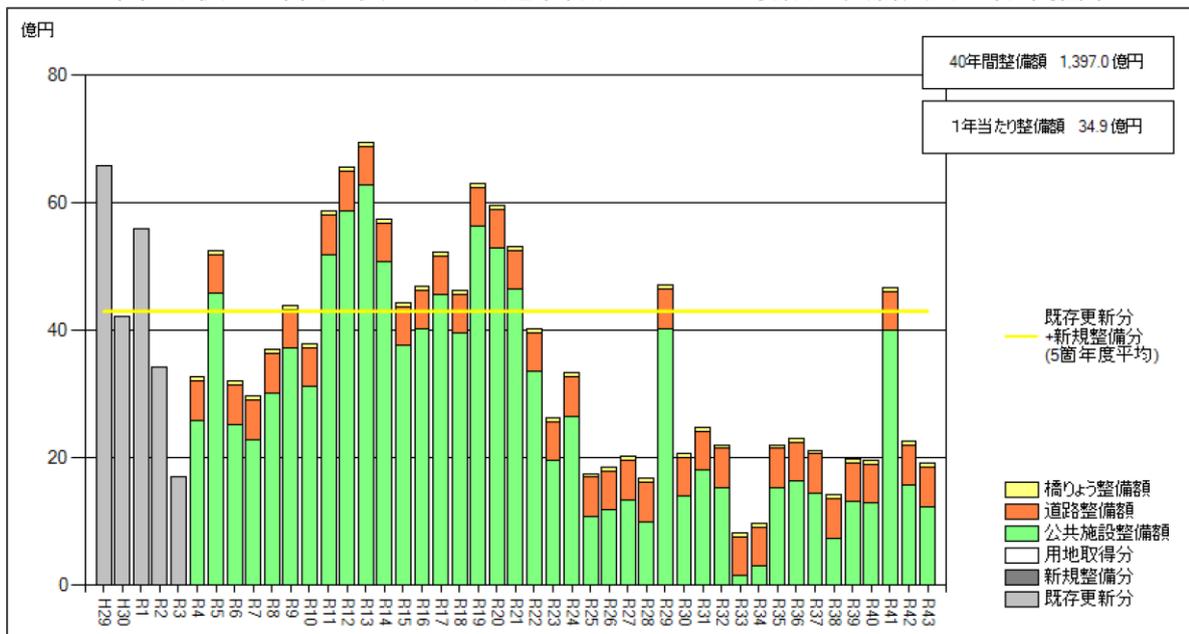
現在の市の財政状況を勘案すると、同規模の投資的経費を今後毎年度支出していくことは難しいため、適正な維持管理のために必要となる財源は年間数億円程度不足していくことが予想されます。

図 公共建築物の築年別延床面積の割合
(令和3年(2021年)時点)



資料：新座市公共施設等総合管理計画
(令和5年3月改訂)

図 今後40年間に要する公共建築物及びインフラ施設の更新費用の将来推計



資料：新座市公共施設等総合管理計画 (令和5年3月改訂)

2 - 9 市民意向調査

(1) 調査の概要

市の現況やコンパクトなまちづくり、防災等に対する市民の意識を把握するため、新座市在住の市民に対し、意向調査を行いました。調査の概要は以下のとおりです。

配布数	3,000 通
対象者	新座市在住の日本国籍の 18 歳以上の市民
抽出方法	無作為抽出
配布方法	郵送
回収方法	郵送での返送もしくは Web ページから回答
配布日程	令和 6 年 8 月 16 日（金）差出し 9 月 9 日（月）締切り
設問項目	1. ご自身（回答者属性）と住まいについて 2. 住まいの地域について（住みやすさ） 3. 日常の移動について 4. 施設について 5. コンパクトなまちづくりについて 6. 防災・減災について 7. 自由意見
回収結果	・回収数：1,187 通（うち Web317 回答） ・回収率：39.6%（Web 回答割合：26.7%）

(2) 回答結果

調査結果について、主な設問の回答結果を以下に示します。

■ご自宅の周辺（概ね徒歩 10 分圏内）に、特に必要と思われる施設はどれですか。既にお近くにあるものを含めてお答えください。（3 つまで○）

選択肢	回答数	構成比
1. 食料品・生活用品等の店舗（スーパーマーケット、ドラッグストア等）	852	71.8%
2. 大型ショッピングセンター、百貨店	111	9.4%
3. コンビニエンスストア	351	29.6%
4. 家電、家具、趣味品等専門店	43	3.6%
5. 飲食店	195	16.4%
6. 病院	250	21.1%
7. 医院、診療所、クリニック等	397	33.4%
8. 高齢者福祉施設	34	2.9%
9. 障がい者福祉施設	8	0.7%
10. 市役所、出張所	100	8.4%
11. 幼稚園・保育園・こども園	52	4.4%
12. 放課後児童保育室、児童センター	23	1.9%
13. 公民館・集会所	33	2.8%
14. 図書館、博物館、美術館	91	7.7%
15. 文化ホール	7	0.6%
16. スポーツ施設	71	6.0%
17. 銀行、信用金庫	168	14.2%
18. 郵便局、J A（農協）	117	9.9%
19. 公園、広場	114	9.6%
20. 娯楽施設（映画館等）	44	3.7%
21. その他（ ）	19	1.6%
無回答	81	6.8%
合計	3,161	-

自宅周辺に立地を希望する施設については、「食料品、生活用品等の店舗（スーパーマーケットやドラッグストア等）」が突出して多く、約 72%の方が回答されていました。その他には「医院、診療所、クリニック等」のかかりつけ医に該当する医療施設が約 33%、「コンビニエンスストア」が約 30%、「病院」が約 21%と多くなっており、日常生活に欠かせない施設が上位に挙がっていました。

また、こうした生活利便施設の他には「公園、広場」や「図書館、博物館、美術館」も一定数を占めていました。

■新座市の中心的な場所にあることが望ましい施設はどれですか。既に立地しているものを含めてお答えください。(3つまで○)

選択肢	回答数	構成比
1. 食料品・生活用品等の店舗（スーパーマーケット、ドラッグストア等）	417	35.1%
2. 大型ショッピングセンター、百貨店	483	40.7%
3. コンビニエンスストア	50	4.2%
4. 家電、家具、趣味品等専門店	81	6.8%
5. 飲食店	181	15.2%
6. 病院	319	26.9%
7. 医院、診療所、クリニック等	174	14.7%
8. 高齢者福祉施設	40	3.4%
9. 障がい者福祉施設	5	0.4%
10. 市役所、出張所	283	23.8%
11. 幼稚園・保育園・こども園	21	1.8%
12. 放課後児童保育室、児童センター	12	1.0%
13. 公民館・集会所	31	2.6%
14. 図書館、博物館、美術館	154	13.0%
15. 文化ホール	103	8.7%
16. スポーツ施設	63	5.3%
17. 銀行、信用金庫	213	17.9%
18. 郵便局、JA（農協）	72	6.1%
19. 公園、広場	107	9.0%
20. 娯楽施設（映画館等）	175	14.7%
21. その他（ ）	23	1.9%
無回答	78	6.6%
合計	3,085	-

本市の中心地に必要と思われる施設は、「大型ショッピングセンター、百貨店」が約41%で最も高くなっており、次いで、「食料品・生活用品等の店舗（スーパーマーケット、ドラッグストア等）」が約35%、「病院」が約27%となっていることから、中心地には広域的な役割を担う商業施設や医療施設の立地が求められています。

「市役所、出張所」についても約24%と比較的高くなっていることから、行政サービスを担う施設の立地も求められていると言えます。

■今後、新座市では少子高齢化や人口減少が進んでいくことが予測されており、その場合に以下のような問題が発生する恐れがあります。このうち、あなたの生活に最も影響するものはどれですか。（3つまで○）

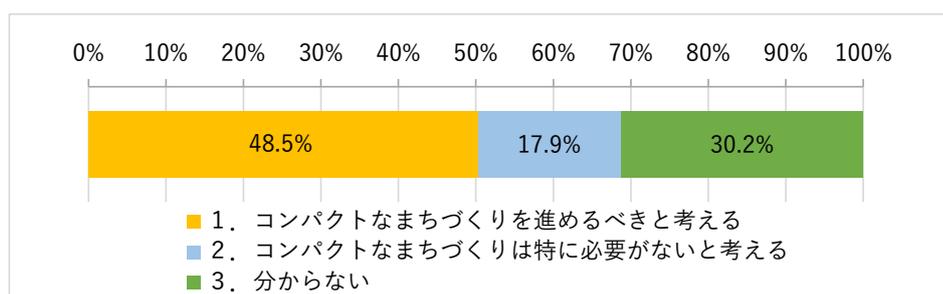
選択肢	回答数	構成比
1. バスなどの運行本数が減少し、出かけにくくなる	509	42.9%
2. 医療や福祉に携わる従事者が減少し、サービスが受けにくくなる	673	56.7%
3. 不採算により商業施設が撤退し、買い物が不便になる	635	53.5%
4. 公共施設の数が増減により減少し、利用しづらくなる	185	15.6%
5. 様々なサービスを維持するための税負担が大きくなる	693	58.4%
6. 空家や空地が増加し、居住環境が悪化する	210	17.7%
7. 農地や森林の管理が行き届かず荒廃する	116	9.8%
8. コミュニティ（町内会など地域の交流）が衰退する	106	8.9%
無回答	38	3.2%
合計	3,165	-

「様々なサービスを維持するための税負担が大きくなる」が最も高く約58%を占めているほか、「医療や福祉に携わる従事者が減少し、サービスが受けにくくなる」が約57%、「不採算により商業施設が撤退し、買い物が不便になる」が約54%となっており、少子高齢化や人口減少に伴う生活利便性の低下や、医療サービスの低下が懸念されています。

「バスなどの運行本数が減少し、出かけにくくなる」も約43%と比較的高くなっていることから、公共交通サービスを維持していくことも求められていると言えます。

■立地適正化計画は、生活利便性が維持されるコンパクトなまちづくりを目指し、各拠点への施設の集約や、居住を推奨する区域を定めるものです。新座市がこの計画をつくるにあたって、あなたの考えに近いものはどれですか。（1つだけ○）

選択肢	回答数	構成比
1. コンパクトなまちづくりを進めるべきと考える	576	48.5%
2. コンパクトなまちづくりは特に必要がないと考える	212	17.9%
3. 分からない	358	30.2%
無回答	41	3.5%
合計	1,187	100.0%



立地適正化計画の策定にあたっては、「コンパクトなまちづくりを進めるべきと考える」がおおむね過半を占めており、一程度の回答者の理解を得られていることが伺えます。

一方、「分からない」が約30%、「コンパクトなまちづくりは特に必要がないと考える」が約18%を占めることから、立地適正化計画について丁寧な説明や周知を進めていく必要があります。

■（前問で「コンパクトなまちづくりは特に必要がないと考える」と回答された方に対して）そのように考える理由について、あなたの考えに近いものはどれですか。（あてはまるものすべてに○）

選択肢	回答数	構成比
1. 将来的に住む場所が限られそうで不安	72	20.6%
2. 施設が集約されると不便になりそうで不安	121	34.6%
3. 市街地を拡大し、新たな開発を積極的に進めた方がよい	54	15.4%
4. 今後、他区市町村に移り住む予定なので影響がない	12	3.4%
5. 現状のままで不便はない	65	18.6%
6. その他（ ）	25	7.1%
無回答	1	0.3%
合計	350	-

コンパクトなまちづくりが必要ないと考える理由にあたっては、「施設が集約されると不便になりそうで不安」が約34%で最も高くなっており、次いで「将来的に住む場所が限られそうで不安」が約21%と、生活への影響に不安を感じている方が、約55%と過半を超えています。

「現状のままで不便はない」が約19%、「市街地を拡大し、新たな開発を積極的に進めた方がよい」が約15%であり、市街地の維持・拡大を求める方は約34%となっています。

■まちづくりに関する自由回答

大項目	小項目	回答数	構成比
1. 施設について	医療福祉施設	9	1.5%
	商業施設	33	5.6%
	子育て関連施設	20	3.4%
	公園	35	5.9%
	文化・スポーツ施設	16	2.7%
	その他施設	21	3.6%
2. まちづくり・土地利用等について	開発要望	5	0.8%
	農地・緑地保全	13	2.2%
	その他	33	5.6%
3. 交通・移動について	道路	82	13.9%
	鉄道	8	1.4%
	バス	36	6.1%
	大江戸線等構想	20	3.4%
	その他	31	5.3%
4. 災害・防災について	水害	7	1.2%
	その他災害・防災	7	1.2%
5. 新座市全般について		40	6.8%
6. コンパクトなまちづくりについて		20	3.4%
7. その他	都市政策以外の市政について	41	7.0%
	その他	112	19.0%
合計		589	100.0%

最も多く挙げられていたのが交通・移動に関することで、特に道路整備やバス路線のサービス改善・拡大を求める意見が多く挙げられています。

次いで施設に関する意見が多く、大型商業施設や規模の大きい公園の立地や、子育て関連施設の立地を挙げる意見が多い結果となっています。

また、市の周縁部に近い場所にお住まいの方は、周辺自治体の施設を利用することが多いとの意見も多く挙げられています。

3 現況と課題の整理

上位・関連計画付けや現況特性から、本市の都市構造上の課題を整理します。

人口	現況	<ul style="list-style-type: none"> ● 少子高齢化は進行しているものの、県平均と比較すると、年少人口の割合は高く、老年人口の割合は低い状況である。 ● 将来人口推計によると、今後、令和7（2025）年より人口減少に転じ、老年人口の割合が増加する見込み（社会保障・人口問題研究所）。 ● 市街化区域の人口密度は増加を続け、県南地域の平均を大きく上回る。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 新座市の特性を活かし、魅力あるまちづくりを進めることで、人口定着の促進を図り、医療や福祉、商業などの生活サービスを維持することが求められる。
産業	現況	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業では、担い手の高齢化の進行や農業就業人口の減少が進んでおり、農地の宅地への転換が進んでいる。 ● 工業は、2010年代に大きく落ち込んだが、その後は復調傾向である。 ● 商業では、小売業の年間商品販売額は順調な増加傾向である。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後は遊休農地の増加が予測されるが、農地は環境や防災面においても都市を支える重要な要素となっているため、適正な保全とともに、まちの活性化につながる取組が求められる。 ● 人口減少社会においては、産業規模が縮小していくことは避けられないが、既存の事業者の流出を抑制するとともに、新たな事業者誘致に向けた受け皿づくりを促進し、持続可能な市民の生活と市の財政基盤を目指すことが求められる。
土地利用	現況	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内には雑木林や農地など良好な自然環境が広がる一方、市街化調整区域内において、地下鉄12号線の延伸や(仮称)新座スマートインターチェンジ等の設置が構想されている。 ● 鉄道駅周辺など拠点性の高い市街地では、一定のサービス機能の集積がみられるが、特に市の南部では生活サービス施設にアクセスしづらい状況もみられる。 ● 人口減少に伴う空地・空家等の増加が懸念される。 ● 工業系用途地域の準工業地域、工業地域においては、一部で工場と住居とが混在している。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 特に市街化調整区域においては自然環境と調和した土地利用を検討する必要がある。 ● 空家増加や様々な土地利用の混在などを抑制・改善し、良好な居住環境を維持することが求められる。 ● 今後、地下鉄12号線が整備された場合には、沿線のまちづくりを計画的に進めていく必要がある。 ● 安全・安心かつ良好な居住環境に向けた取組みが求められる。

交通	現況	<ul style="list-style-type: none"> ● バス路線は、市内だけではなく、周辺自治体の駅を結ぶ市民の重要な移動手段となっている。 ● 鉄道やバスの公共交通圏域は、市内を概ねカバーできているが、市街化調整区域の一部では交通不便地域が残っている。 ● 高齢化の進行から交通弱者が増加し、公共交通へのニーズがさらに高まると予測される一方、地域によっては事業採算性の悪化などにより公共交通サービスが縮小し、交通不便地域の拡大する懸念がある。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ● バス路線については、各種生活サービスへのアクセス手段として駅等の拠点への路線の維持や、周辺都市との連絡機能の確保も図る。 ● 今後の運行サービス縮小の可能性を見越した公共交通ネットワークの検討が必要である。
都市計画	現況	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街化区域の基盤整備が着実に進行しており、市街化区域内の人口密度も増加傾向にあるものの、将来推計では人口減少が予測されているため、市街地が低密度化する可能性がある。 ● コンパクトなまちづくりに対しては、進めるべきと考える市民が約半数を占めるが、施設集約による生活利便性の低下に対する憂慮などから、約2割の方が特に必要ないとの意見を持っている。 ● 昭和40～50年代の急激な都市化に伴い整備された公共施設やインフラ施設の維持・管理費が膨らんでいる。 ● 都市計画道路は、土地区画整理事業を実施した区内や駅周辺を中心に整備が進んでいる一方、未整備区間も少なくない。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設やインフラ施設の効率的な維持・管理や集約化により、持続可能な都市基盤を維持していく必要がある。 ● 駅周辺等に都市機能の集積を推進し、空洞化を抑制することで、中心市街地の魅力向上を図り、人口密度を維持することが求められる。 ● 都市の集約化を目指すなかでも、市民の日常生活に必要な施設やサービスを受けられる環境を維持していくことが求められる。 ● 土地区画整理事業の促進により整備された市街地への人口流入、人口定着を図る。 ● 都市計画道路については、将来的な交通需要の変化を見据えつつ、本市の人・モノの円滑な移動を支える道路ネットワークの構築に向けた取り組みが求められる。 ● 地下鉄12号線延伸の可能性なども見据えながら、人口需要に対して市街地の適切な規模を調整していく必要がある。

防災	現況	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内のほとんどが標高 20m 以上であり、5.0m以上の浸水が想定されるエリアはないが、柳瀬川周辺では 3.0~5.0m 未満の浸水深が想定されているほか、豪雨の際に度々冠水しているエリアがある。 ● 市街化区域内にも小規模な土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が指定されている。 ● 地震に対しては比較的強いとされているものの、柳瀬川や黒目川周辺で液状化や揺れやすさの危険度が高く、市街化区域内にも地震発生時の地域の危険度が高いエリアがある。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国各地で台風や集中豪雨など、自然災害の頻発や激甚化の傾向もみられることから、リスク特性を踏まえた災害に強い都市づくりが求められている。 ● 地震のリスクが高いエリアにおいては、揺れに対する事前対策や避難対応が求められる。